

# 有価証券報告書

平成23年度 自 平成23年4月1日  
至 平成24年3月31日

株式会社**商船三井**

本店 東京都港区虎ノ門二丁目1番1号

(E04236)

# 目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	13
第2 事業の状況	14
1. 業績等の概要	14
2. 生産、受注及び販売の状況	18
3. 対処すべき課題	19
4. 事業等のリスク	20
5. 経営上の重要な契約等	21
6. 研究開発活動	21
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	21
第3 設備の状況	23
1. 設備投資等の概要	23
2. 主要な設備の状況	24
3. 設備の新設、除却等の計画	26
第4 提出会社の状況	27
1. 株式等の状況	27
(1) 株式の総数等	27
(2) 新株予約権等の状況	28
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	55
(4) ライツプランの内容	55
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	55
(6) 所有者別状況	55
(7) 大株主の状況	56
(8) 議決権の状況	57
(9) ストックオプション制度の内容	58
2. 自己株式の取得等の状況	68
3. 配当政策	69
4. 株価の推移	69
5. 役員の状況	70
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	73
第5 経理の状況	83
1. 連結財務諸表等	84
(1) 連結財務諸表	84
(2) その他	142
2. 財務諸表等	143
(1) 財務諸表	143
(2) 主な資産及び負債の内容	175
(3) その他	179
第6 提出会社の株式事務の概要	180
第7 提出会社の参考情報	181
1. 提出会社の親会社等の情報	181
2. その他の参考情報	181
第二部 提出会社の保証会社等の情報	182

[内部統制報告書]

[監査報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月22日
【事業年度】	平成23年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
【会社名】	株式会社 商船三井
【英訳名】	Mitsui O.S.K. Lines, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 武藤 光一
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	東京(03)3587局7026番(代表) 東京(03)3587局7041番(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 中島 孝、経理部長 堀口 英夫
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	東京(03)3587局7026番(代表) 東京(03)3587局7041番(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部長 中島 孝、経理部長 堀口 英夫
【縦覧に供する場所】	株式会社 商船三井 名古屋支店 (名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号) 株式会社 商船三井 関西支店 (大阪市北区中之島三丁目3番23号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高（百万円）	1,945,696	1,865,802	1,347,964	1,543,660	1,435,220
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	302,219	204,510	24,234	121,621	△24,320
当期純利益又は当期純損失 （△）（百万円）	190,321	126,987	12,722	58,277	△26,009
包括利益（百万円）	—	—	—	13,886	△12,367
純資産額（百万円）	751,652	695,021	735,702	740,247	717,909
総資産額（百万円）	1,900,551	1,807,079	1,861,312	1,868,740	1,946,161
1株当たり純資産額（円）	567.74	521.23	551.70	552.83	533.27
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 （△）（円）	159.14	106.13	10.63	48.75	△21.76
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額（円）	153.18	102.29	10.25	47.02	—
自己資本比率（％）	35.74	34.52	35.43	35.36	32.75
自己資本利益率（％）	30.98	19.49	1.98	8.83	△4.00
株価収益率（倍）	7.57	4.53	63.12	9.83	—
営業活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	283,359	118,984	93,428	181,755	5,014
投資活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△260,068	△190,022	△133,483	△134,785	△134,312
財務活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△11,730	100,865	42,227	△63,759	148,272
現金及び現金同等物の期末残 高（百万円）	61,715	83,194	85,894	65,477	82,837
従業員数 （外、平均臨時雇用者数） （人）	9,626 (2,578)	10,012 (2,487)	9,707 (2,470)	9,438 (2,331)	9,431 (2,355)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 平成20年度から、未完了航海に対応する運賃未収分を連結貸借対照表日における営業未収金、前受金双方から控除する方法に変更しております。

3. 平成21年度から、船上コンテナ・スペース相互融通取引に係る未収金及び未払金を相手先毎に相殺表示する方法に変更しております。

4. 平成23年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

5. 平成23年度の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
決算年月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月
売上高 (百万円)	1,588,548	1,528,301	1,039,685	1,188,587	1,064,478
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	260,179	172,988	17,234	100,120	△38,947
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	173,291	93,601	8,266	49,439	△31,704
資本金 (百万円)	65,350	65,400	65,400	65,400	65,400
発行済株式総数 (株)	1,206,195,642	1,206,286,115	1,206,286,115	1,206,286,115	1,206,286,115
純資産額 (百万円)	529,426	559,168	562,886	597,774	559,159
総資産額 (百万円)	974,757	1,008,382	1,009,852	983,977	976,318
1株当たり純資産額 (円)	441.39	465.90	469.30	498.22	465.82
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	31 (14)	31 (15.5)	3 (-)	10 (5)	5 (2.5)
1株当たり当期純利益金額又 は1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	144.81	78.18	6.90	41.33	△26.51
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	139.39	75.35	6.66	39.86	-
自己資本比率 (%)	54.2	55.3	55.6	60.6	57.1
自己資本利益率 (%)	37.18	17.23	1.48	8.54	△5.50
株価収益率 (倍)	8.32	6.15	97.25	11.59	-
配当性向 (%)	21.4	39.7	43.5	24.2	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	892 (171)	918 (207)	915 (188)	936 (210)	940 (205)

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 平成20年度から、未完了航海に対応する運賃未収分を貸借対照表日における営業未収金、前受金双方から控除する方法に変更しております。

3. 平成21年度から、船上コンテナ・スペース相互融通取引に係る未収金及び未払金を相手先毎に相殺表示する方法に変更しております。

4. 平成23年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

5. 平成23年度の株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。

## 2【沿革】

当社は、昭和39年4月、大阪商船株式会社と三井船舶株式会社との合併により発足した大阪商船三井船舶株式会社  
が、平成11年4月にナビックスライン株式会社と合併し、現在の商号となった会社であります。

大阪商船株式会社は、明治17年5月、関西の船主が大同合併して資本金1,200千円をもって創立され、第二次大戦  
前においてすでに世界有数の定期船会社として大きく発展していた会社であります。

三井船舶株式会社は、明治初期より海上輸送に着手して以来発展していた三井物産株式会社の船舶部が、昭和17年  
12月28日に分離独立し、資本金50,000千円をもって設立されました。

両社は、第二次大戦により所有船舶のほとんどと船舶の自主運航権を失いましたが、昭和25年4月に、海運の民営  
還元が実現した後、運航権の回復と船舶の整備拡充に努めた結果、昭和20年代後半にはおおむね往年の主要航路の再  
開をみました。その後、両社の合併を経て、わが国貿易の急速な発展並びに海上輸送形態と積荷の多様化に対応して  
事業の拡大と多角化に努めてきました。

株式の上場は、大阪商船株式会社が明治17年に大阪株式取引所に、三井船舶株式会社が昭和24年5月に東京・大  
阪・名古屋の各証券取引所にそれぞれ上場を開始し、昭和39年には国内全ての証券取引所に上場を行ないました。  
現在は、東京、大阪、名古屋、福岡の各証券取引所に上場しております。

昭和39年の大阪商船三井船舶株式会社発足から現在までの主な沿革は次の通りであります。

昭和39年4月	海運再建整備に関する臨時措置法に基づき、大阪商船株式会社と三井船舶株式会社が（三井船舶株式会社を存続会社として）対等合併し、本店を大阪市に置き商号を「大阪商船三井船舶株式会社」と変更、合併時の資本金131億円、所有船舶86隻127万重量トン
昭和41年10月	内航近海部門を分離し、商船三井近海株式会社を設立
昭和44年8月	日本沿海フェリー株式会社発足
昭和45年10月	船客部門業務を分離し、商船三井客船株式会社設立
昭和61年8月	北米における定期船・物流部門を統括するMITSUI O. S. K. LINES (AMERICA), INC. (現、MOL (AMERICA) INC.) を設立
平成元年6月	山下新日本汽船株式会社とジャパンライン株式会社が合併し、ナビックスライン株式会社発足
平成元年7月	三井航空サービス株式会社と商船航空サービス株式会社が合併し、エムオーエアシステム株式会社（現、商船三井ロジスティクス株式会社）発足
平成2年8月	株式会社ダイヤモンドフェリーに資本参加
平成5年10月	日本海汽船株式会社を合併
平成7年10月	新栄船舶株式会社を合併
平成8年4月	東京マリン株式会社に資本参加
平成10年3月	BGTプロジェクト関連企業3社の株式を追加取得し、子会社化
平成11年4月	ナビックスライン株式会社と合併し、商号を「株式会社商船三井」に変更 株式会社商船三井エージェンシイズ（神戸）、株式会社商船三井エージェンシイズ（横浜）、東海 SHIPPING 株式会社、モンコンテナ株式会社が合併し、株式会社エム・オー・エル・ジャパン（現株式会社MOL JAPAN）が発足し、定航営業部、大阪支店、名古屋支店の業務を同社に移管
平成12年4月	商船三井興業株式会社、日本工機株式会社、ナビックステクノトレード株式会社が合併し、商船三井テクノトレード株式会社発足
平成13年3月	商船三井フェリー株式会社発足
平成13年7月	株式会社エム・オー・シーウェイズにナビックス近海株式会社の近海部門を移管し、それぞれ商船三井近海株式会社及びナビックス内航株式会社に商号を変更（ナビックス内航株式会社は平成15年7月に商船三井内航株式会社に商号を変更）
平成16年10月	ダイビル株式会社の株式を公開買付し、子会社化
平成18年3月	宇徳運輸株式会社（現株式会社宇徳）の株式を公開買付し、子会社化
平成19年6月	商船三井フェリー株式会社と九州急行フェリー株式会社が合併（存続会社は商船三井フェリー株式会社）
平成19年7月	株式会社ダイヤモンドフェリーと株式会社ブルーハイウェイ西日本が合併（存続会社は株式会社ダイヤモンドフェリー）
平成20年10月	商船三井テクノトレード株式会社と山和マリン株式会社が合併（存続会社は商船三井テクノトレード株式会社）
平成21年4月	関西汽船株式会社を子会社化
平成21年9月	日産専用船株式会社を子会社化
平成21年10月	関西汽船株式会社と株式会社ダイヤモンドフェリーは共同株式移転により株式会社フェリーさんふらわあを設立
平成23年10月	関西汽船株式会社、株式会社ダイヤモンドフェリー、及び株式会社フェリーさんふらわあが合併（存続会社は株式会社フェリーさんふらわあ）

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結対象会社398社（うち、連結子会社335社、持分法適用関連会社63社）からなり、海運業を中心にグローバルな事業展開を図っております。当社グループの事業は、不定期専用船事業、コンテナ船事業、フェリー・内航事業、関連事業及びその他の5セグメントに分類されており、それぞれの事業の概要及び主要関係会社は以下のとおりです。

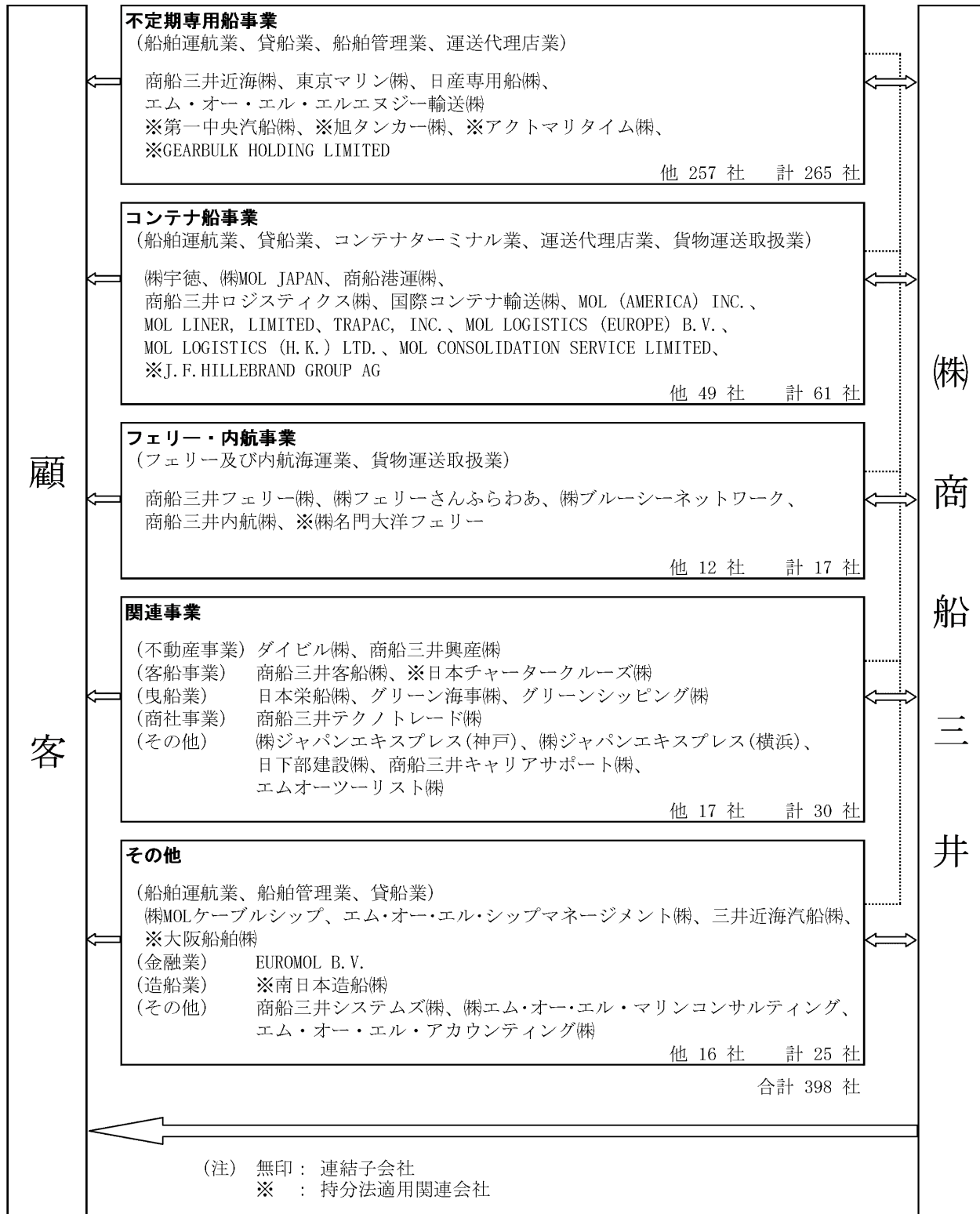
事業区分	事業の概要	主要関係会社 (無印：連結子会社) (※印：持分法適用関連会社)
不定期専用船事業	当社並びに関係会社を通じて、ドライバルク船、油送船、LNG船、自動車専用船等の不定期専用船を保有、運航し、世界的な規模で海上貨物輸送を行っております。	商船三井近海㈱、東京マリン㈱、日産専用船㈱、エム・オー・エル・エルエヌジー輸送㈱ ※第一中央汽船㈱、※旭タンカー㈱、※アクトマリタイム㈱、※GEARBULK HOLDING LIMITED 他 257社 計 265社
コンテナ船事業	当社並びに関係会社を通じて、コンテナ船の保有、運航、コンテナターミナルの運営、運送代理店の展開などにより世界的な規模でコンテナ定期航路を運営し、貨物輸送を行っております。また、商船三井ロジスティクス㈱を中心とした世界的ネットワークにより、輸送、保管のみならず、物の流れを一貫してサポートする「トータル・物流ソリューション」を提供しております。	㈱宇徳、㈱MOL JAPAN、商船港運㈱、商船三井ロジスティクス㈱、国際コンテナ輸送㈱、MOL (AMERICA) INC.、MOL LINER, LIMITED、TRAPAC, INC.、MOL LOGISTICS (EUROPE) B. V.、MOL LOGISTICS (H. K.) LTD.、MOL CONSOLIDATION SERVICE LIMITED ※J. F. HILLEBRAND GROUP AG 他 49社 計 61社
フェリー・内航事業	関係会社のフェリー各社が、主として太平洋沿海及び瀬戸内海でフェリーを運航し、旅客並びに貨物輸送を行っております。また、商船三井内航㈱が内航貨物輸送を行っております。	商船三井フェリー㈱、㈱フェリーさんふらわあ、㈱ブルーシーネットワーク、商船三井内航㈱ ※㈱名門大洋フェリー 他 12社 計 17社
関連事業	ダイビル㈱を中心として不動産事業を行っているほか、関係会社を通じて、客船事業、曳船業、商社事業（燃料・船用資材・機械販売等）、建設業、人材派遣業などを営んでおります。	ダイビル㈱、商船三井客船㈱、日本栄船㈱、グリーン海事㈱、グリーン SHIPPING ㈱、商船三井興産㈱、商船三井テクノトレード㈱、㈱ジャパンエクスプレス(神戸)、㈱ジャパンエクスプレス(横浜)、日下部建設㈱、商船三井キャリアサポート㈱、エムオーツーリスト㈱ ※日本チャータークルーズ㈱ 他 17社 計 30社
その他	主として当社グループのコストセンターとして、油送船とLNG船を除く船舶の船舶管理業、グループの資金調達等の金融業、造船業、情報サービス業、経理代行業、海事コンサルティング業などを営んでおります。	㈱MOLケーブルシップ、エム・オー・エル・シップマネジメント㈱、三井近海汽船㈱、EUROMOL B. V.、商船三井システムズ㈱、㈱エム・オー・エル・マリンコンサルティング、エム・オー・エル・アカウンティング㈱ ※南日本造船㈱、※大阪船舶㈱ 他 16社 計 25社

合計 398社

なお、事業系統図を示すと次のとおりです。

[事業系統図]

事業系統図





#### 4 【関係会社の状況】

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
<b>連結子会社</b>								
生田アンドマリン(株)	神戸市中央区	26	関連事業	100.00 (100.00)				
株宇徳 (注) 3	横浜市中区	1,455	コンテナ船 事業	67.55 (0.66)	有		当社の港湾荷役作 業をしている。	作業設備・ 土地
宇徳港運(株)	横浜市中区	50	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)				
宇徳ロジスティックス (株)	横浜市中区	50	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)				
宇部ポートサービス(株)	山口県宇部市	14	関連事業	99.39 (99.39)			当社運航船舶の曳 船作業をしてい る。	
エム・オー・エル・ア カウンティング(株)	東京都港区	30	その他	100.00	有		当社の会計事務を している。	ビルスペー ス
(株)MOL JAPAN	東京都港区	100	コンテナ船 事業	100.00	有		当社の海運代理店 をしている。	ビルスペー ス・システ ム機器
(株)エム・オー・エル アジャストメント	東京都港区	10	その他	100.00	有		当社の貨物クレ ーム処理、備船精算 をしている。	ビルスペー ス
エム・オー・エル・エ ルエヌジー輸送(株)	東京都港区	40	不定期専用 船事業	100.00	有		当社保有船舶の運 航・管理をしてい る。	ビルスペー ス
エム・オー・エル・シ ップマネージメント(株)	東京都港区	50	その他	100.00	有		当社保有船舶の管 理をしている。	ビルスペー ス
MOLエンジニアリング (株)	東京都品川区	20	その他	100.00	有			
(株)MOLケーブルシップ	東京都港区	10	その他	100.00	有		当社運航船舶の定 期借船・貸船をし ている。	
(株)MOLシップテック	東京都港区	50	その他	100.00	有		当社のコンサルタ ント業務をしてい る。	ビルスペー ス・システ ム機器
エムオーツーリスト(株)	東京都千代田 区	250	関連事業	100.00	有		当社従業員の出張 手配をしている。	
(株)エム・オー・エル・ マリンコンサルティン グ	東京都港区	100	その他	100.00	有		当社のコンサルタ ント業務をしてい る。	
(株)オレンジ ピーアー ル (注) 5	東京都港区	10	その他	100.00	有		当社の広告宣伝を している。	ビルスペー ス・システ ム機器
北日本曳船(株)	北海道苫小牧 市	50	関連事業	62.00 (62.00)			当社運航船舶の曳 船作業をしてい る。	
日下部建設(株)	神戸市中央区	200	関連事業	100.00	有	有		
グリーン海事(株)	名古屋市港区	95	関連事業	100.00	有		当社運航船舶の曳 船作業をしてい る。	
グリーン SHIPPING(株)	山口県下関市	172	関連事業	100.00	有		当社の海運代理店 をしている。	
興産管理サービス(株)	東京都中央区	20	関連事業	100.00 (100.00)				
興産管理サービス・西 日本(株)	大阪市西区	14	関連事業	100.00 (100.00)				
神戸曳船(株)	神戸市中央区	50	関連事業	100.00 (100.00)	有		当社運航船舶の曳 船作業をしてい る。	

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
国際コンテナ輸送(株)	東京都港区	100	コンテナ船 事業	51.00 (5.00)			当社の貨物輸送を している。	土地
(株)ジャパンエクスプレ ス(神戸)	神戸市中央区	99	関連事業	86.27	有		当社の引越貨物取 扱をしている。	
ジャパンエクスプレス 梱包運輸(株)	横浜市鶴見区	60	関連事業	100.00 (100.00)	有			
(株)ジャパンエクスプレ ス(横浜)	横浜市中区	236	関連事業	100.00 (15.96)	有		当社の引越貨物取 扱をしている。	倉庫
商船港運(株)	神戸市中央区	300	コンテナ船 事業	79.98 (18.33)	有		当社の港湾荷役作 業をしている。	ビルスペー ス・システ ム機器
商船三井オーシャンエ クスパート(株)	東京都港区	100	その他	100.00	有		当社保有船舶の管 理をしている。	ビルスペー ス
商船三井海事(株)	大阪市北区	95	関連事業	100.00	有			
商船三井客船(株)	東京都港区	100	関連事業	100.00	有	有		
商船三井キャリアサポ ート(株)	東京都港区	100	関連事業	100.00	有		当社へ人材の派遣 をしている。	ビルスペー ス・システ ム機器
商船三井近海(株)	東京都港区	660	不定期専用 船事業	100.00	有		当社の貨物輸送を している。	ビルスペー ス・コンテ ナ
商船三井興産(株)	東京都中央区	300	関連事業	100.00 (51.02)	有		当社保有の社宅・ 寮・クラブの管理 をしている。	ビルスペー ス
商船三井システムズ(株)	東京都港区	100	その他	100.00	有		当社運用システムの 保守管理及びシ ステム開発をして いる。	ビルスペー ス・システ ム機器
商船三井テクノトレー ド(株)	東京都中央区	490	関連事業	100.00	有	有	当社運航船舶への 燃料油、資材等の 納入をしている。	クラブバケ ット
商船三井内航(株)	東京都中央区	650	フェリー・ 内航事業	100.00	有			
商船三井フェリー(株)	東京都品川区	1,577	フェリー・ 内航事業	100.00	有			
商船三井ロジスティク ス(株)	東京都文京区	756	コンテナ船 事業	75.06	有		当社の貨物輸送を している。	
ダイビル(株) (注)2、3	大阪市北区	12,227	関連事業	51.07 (0.00)	有		当社へ不動産の賃 貸をしている。	ビルスペー ス
ダイビル・ファシリティ ・マネジメント(株)	大阪市北区	17	関連事業	100.00 (100.00)				
(株)ダイヤモンドライン	大分県大分市	20	フェリー・ 内航事業	100.00 (100.00)	有			
千葉宇徳(株)	千葉県市原市	90	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)			当社の港湾荷役作 業をしている。	
(株)中国 SHIPPING エー ジェンシイズ	広島市南区	10	不定期専用 船事業	100.00	有		当社の海運代理店 をしている。	

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
東京マリン㈱	東京都中央区	2,000	不定期専用 船事業	100.00	有			
日産専用船㈱	東京都中央区	640	不定期専用 船事業	70.01	有		当社備船船舶を定期備船している。	
日本栄船㈱	神戸市中央区	134	関連事業	87.26 (23.76)	有		当社運航船舶の曳船作業をしている。	
日本水路図誌㈱	東京都港区	32	関連事業	60.95 (33.13)			当社保有船舶へ海図の納入をしている。	
㈱フェリーさんふらわあ	大分県大分市	100	フェリー・ 内航事業	100.00	有			
㈱ブルーシーネットワ ーク	東京都品川区	54	フェリー・ 内航事業	100.00 (100.00)	有			
㈱ブルーハイウェイ エクスプレス 九州	鹿児島県鹿児島 島市	50	フェリー・ 内航事業	100.00 (100.00)	有			土地
㈱ブルーハイウェイサ ービス	東京都品川区	30	フェリー・ 内航事業	100.00 (100.00)				
北倉興発㈱	東京都港区	50	関連事業	100.00	有	有	当社へ不動産の賃貸をしている。	ビルスペース
三井近海汽船㈱	東京都港区	350	その他	80.13 (0.71)	有		当社保有船舶の管理をしている。	ビルスペース
AQUARIUS LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	不定期専用 船事業	70.00	有			
ARIES LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	不定期専用 船事業	70.00	有			
BGT LTD.	LIBERIA	US\$ 5,001	不定期専用 船事業	100.00 (100.00)	有			
BLNG INC.	U. S. A.	US\$ 1,001	不定期専用 船事業	75.00	有			
CAPRICORN LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	不定期専用 船事業	70.00	有			
CLEOPATRA LNG SHIPPING CO., LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 59,003,000	不定期専用 船事業	70.00	有			
EL SOL SHIPPING LTD. S. A.	PANAMA	US\$ 10,000	不定期専用 船事業	100.00	有			
EURO MARINE CARRIER B. V.	NETHERLANDS	EUR 90,800	不定期専用 船事業	75.50 (75.50)	有			
EURO MARINE LOGISTICS N. V.	BELGIUM	EUR 900,000	不定期専用 船事業	50.00	有		当社保有船舶を定期借船している。	
EUROMOL B. V.	NETHERLANDS	EUR 8,444,400	その他	100.00 (100.00)	有			
GEMINI LNG SHIPPING LTD.	HONG KONG	US\$ 1,000	不定期専用 船事業	70.00	有			
HONG KONG LOGISTICS CO., LTD.	HONG KONG	HK\$ 58,600,000	コンテナ船 事業	100.00 (10.00)	有			
INTERNATIONAL TRANSPORTATION INC.	U. S. A.	US\$ 24,562,811	その他	100.00	有			
JENTOWER LIMITED	HONG KONG	US\$ 1	関連事業	100.00 (100.00)				
LINKMAN HOLDINGS INC.	LIBERIA	US\$ 3,000	その他	100.00	有	有		
M. O. AIR INTERNATIONAL (TAIWAN) CO., LTD.	TAIWAN	NT\$ 7,500,000	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)				
M. O. REINSURANCE S. A.	LUXEMBOURG	US\$ 5,376,179	その他	100.00	有			
MCGC INTERNATIONAL LTD.	BAHAMAS	US\$ 1,100	不定期専用 船事業	80.10	有			

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
MITSUI O. S. K. BULK SHIPPING (ASIA OCEANIA) PTE. LTD.	SINGAPORE	S\$ 2,350,000	不定期専用船事業	100.00	有		当社の海運代理店をしている。	
MITSUI O. S. K. BULK SHIPPING (EUROPE) LTD.	U. K.	US\$ 402,475	不定期専用船事業	100.00	有		当社の海運代理店をしている。	
MITSUI O. S. K. BULK SHIPPING (USA), INC.	U. S. A.	US\$ 200,000	不定期専用船事業	100.00 (100.00)	有			
MITSUI O. S. K. HOLDINGS (BENELUX) B. V.	NETHERLANDS	EUR 17,245,464	その他	100.00	有			
MITSUI O. S. K. LINES (AUSTRALIA) PTY. LTD.	AUSTRALIA	A\$ 1,000,000	コンテナ船事業	100.00	有		当社の海運代理店をしている。	
MITSUI O. S. K. LINES (SEA) PTE LTD.	SINGAPORE	S\$ 200,000	コンテナ船事業	100.00 (100.00)	有			
MOG LNG TRANSPORT S. A.	PANAMA	0	不定期専用船事業	100.00	有			
MOL (AMERICA) INC.	U. S. A.	US\$ 6,000	コンテナ船事業	100.00 (100.00)	有		当社の海運代理店をしている。	
MOL (BRASIL) LTDA.	BRAZIL	R\$ 1,677,000	コンテナ船事業	100.00	有		当社の海運代理店をしている。	
MOL (CHINA) CO., LTD.	CHINA	US\$ 1,960,000	コンテナ船事業	100.00	有		当社の海運代理店をしている。	
MOL (EUROPE) B. V.	NETHERLANDS	EUR 455,816	コンテナ船事業	100.00 (100.00)	有		当社の海運代理店をしている。	
MOL (EUROPE) LTD.	U. K.	£ 1,500,000	コンテナ船事業	100.00	有		当社の海運代理店をしている。	
MOL (SINGAPORE) PTE. LTD.	SINGAPORE	S\$ 5,000,000	コンテナ船事業	100.00	有		当社の海運代理店をしている。	
MOL COAL & IRON ORE CARRIERS (SINGAPORE) PTE LTD.	SINGAPORE	US\$ 14,752,448	不定期専用船事業	100.00	有			
MOL CONSOLIDATION SERVICE LIMITED	HONG KONG	HK\$ 1,000,000	コンテナ船事業	100.00 (100.00)	有			
MOL CONSOLIDATION SERVICE LTD. [CHINA]	CHINA	RMB 8,000,000	コンテナ船事業	100.00	有			
MOL FG, INC.	U. S. A.	US\$ 20,000	その他	100.00 (100.00)	有			
MOL LINER, LIMITED	HONG KONG	HK\$ 40,000,000	コンテナ船事業	100.00	有		当社の海運代理店をしている。	
MOL LOGISTICS (DEUTSCHLAND) GMBH	GERMANY	EUR 936,856	コンテナ船事業	100.00 (100.00)				
MOL LOGISTICS (EUROPE) B. V.	NETHERLANDS	EUR 413,595	コンテナ船事業	100.00 (100.00)	有			
MOL LOGISTICS (H. K.) LTD.	HONG KONG	HK\$ 3,675,900	コンテナ船事業	100.00 (100.00)	有			
MOL LOGISTICS (NETHERLANDS) B. V.	NETHERLANDS	EUR 3,048,500	コンテナ船事業	100.00 (100.00)	有			
MOL LOGISTICS (SINGAPORE) PTE LTD.	SINGAPORE	S\$ 700,000	コンテナ船事業	100.00 (51.00)	有			
MOL LOGISTICS (THAILAND) CO., LTD. (注) 4	THAILAND	BT 20,000,000	コンテナ船事業	49.00 (49.00) [48.50]	有			
MOL LOGISTICS (UK) LTD.	U. K.	£ 400,000	コンテナ船事業	100.00 (100.00)			当社の貨物、航空貨客取扱をしている。	
MOL LOGISTICS (USA) INC.	U. S. A.	US\$ 9,814,000	コンテナ船事業	100.00 (100.00)	有			

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
MOL LOGISTICS HOLDING (EUROPE) B. V.	NETHERLANDS	EUR 20,000	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)	有			
MOL MANNING SERVICE S. A.	PANAMA	US\$ 134,500	その他	100.00	有			
MOL NETHERLANDS BULKSHIP B. V.	NETHERLANDS	EUR 18,000	不定期専用 船事業	100.00	有			
MOL SI, INC.	U. S. A.	US\$ 100,000	その他	100.00	有			
MOL SOUTH AFRICA (PROPRIETARY)LIMITED	SOUTH AFRICA	R 3,000,000	コンテナ船 事業	100.00	有		当社の海運代理店 をしている。	
MOL-NIC TRANSPORT LTD.	LIBERIA	US\$ 13,060,645	不定期専用 船事業	75.00	有			
NEFERTITI LNG SHIPPING CO., LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 50,003,000	不定期専用 船事業	70.00	有			
NISSAN CARRIER EUROPE B. V.	NETHERLANDS	EUR 195,220	不定期専用 船事業	100.00 (100.00)				
PHOENIX TANKERS PTE. LTD. (注) 2	SINGAPORE	US\$ 328,811,359	不定期専用 船事業	100.00			当社保有船舶の運 航管理をしてい る。	
SAIGON TOWER CO., LTD.	VIETNAM	VND48,166,000千	関連事業	100.00 (100.00)				
SHANGHAI HUAJIA INTERNATIONAL FREIGHT FORWARDING CO., LTD.	CHINA	US\$ 1,720,000	コンテナ船 事業	76.00 (76.00)	有		当社の海運代理店 をしている。	
SHINING SHIPPING S. A.	PANAMA	US\$ 10,000	不定期専用 船事業	100.00	有			
TOKYO MARINE ASIA PTE LTD	SINGAPORE	S\$ 500,000	不定期専用 船事業	100.00 (100.00)	有			
TRAPAC, INC.	U. S. A	US\$ 3,000,000	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)	有		当社の港湾荷役作 業をしている。	
UNIX LINE PTE LTD.	SINGAPORE	US\$ 344,467	不定期専用 船事業	100.00 (100.00)				
UTOE ENGINEERING PTE LTD.	SINGAPORE	S\$ 2,000,000	コンテナ船 事業	100.00 (100.00)				
WORLD LOGISTICS SERVICE (U. S. A.), INC. その他220社 <u>持分法適用関連会社</u>	U. S. A.	US\$ 200,000	不定期専用 船事業	100.00 (100.00)				
アクトマリタイム㈱	東京都中央区	90	不定期専用 船事業	49.00	有			
旭タンカー㈱	東京都千代田 区	600	不定期専用 船事業	24.75	有		保有船舶を当社へ 定期貸船してい る。	
大阪船舶㈱	大阪市西区	498	その他	30.12			保有船舶を当社へ 定期貸船してい る。	

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
上海貨客船(株)	東京都千代田区	100	コンテナ船事業	31.98	有			
新洋海運(株)	堺市堺区	100	関連事業	36.00	有			
第一中央汽船(株) (注) 3	東京都中央区	13,258	不定期専用船事業	26.96	有			当社運航船舶の定期借船・貸船をしている。
日本チャータークルーズ(株)	東京都港区	290	関連事業	50.00 (50.00)	有	有		
南日本造船(株)	大分県臼杵市	200	その他	24.00	有			
(株)名門大洋フェリー	大阪市西区	880	フェリー・内航事業	38.73 (3.56)	有			
ALGERIA NIPPON GAS TRANSPORT CORPORATION	BAHAMAS	US\$ 100,000	不定期専用船事業	25.00	有	有		
AL-MUSANAH MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S. A.	PANAMA	US\$ 19,040,000	不定期専用船事業	50.00	有	有		保有船舶を当社へ運航委託している。
ARAMO SHIPPING (SINGAPORE) PTE LTD.	SINGAPORE	US\$ 20,742,962	不定期専用船事業	50.00 (50.00)	有			
AREEJ LNG CARRIER S. A.	PANAMA	US\$ 39,875,000	不定期専用船事業	20.00	有			
BELO MARITIME TRANSPORT S. A.	PANAMA	US\$ 2,000	不定期専用船事業	50.00	有			保有船舶を当社へ定期貸船している。
CAMARTINA SHIPPING INC.	LIBERIA	US\$ 1,000	不定期専用船事業	28.24	有	有		
CERNAMBI SUL MV24 B. V.	NETHERLANDS	EUR 100,000	不定期専用船事業	20.60	有	有		
DUNE LNG CARRIER S. A.	PANAMA	US\$ 39,375,000	不定期専用船事業	20.00	有			
DUQM MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S. A.	PANAMA	US\$ 25,660,000	不定期専用船事業	50.00	有			
ENERGY SPRING LNG CARRIER S. A.	PANAMA	US\$ 30,000,000	不定期専用船事業	50.00	有	有		
FASHIP MARITIME CARRIERS INC.	PANAMA	US\$ 1,200,000	不定期専用船事業	50.00	有			
GEARBULK HOLDING LIMITED	BERMUDA	US\$ 61,225,000	不定期専用船事業	49.00 (49.00)	有			
HAIMA MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S. A.	PANAMA	US\$ 14,610,000	不定期専用船事業	50.00	有			保有船舶を当社へ定期貸船している。
ICE GAS LNG SHIPPING COMPANY LIMITED	CYPRUS	CYP 1,000	不定期専用船事業	45.00	有	有		
J5 NAKILAT NO.1 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 53,400,000	不定期専用船事業	20.57	有			
J5 NAKILAT NO.2 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 50,600,000	不定期専用船事業	20.57	有			
J5 NAKILAT NO.3 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 53,800,000	不定期専用船事業	20.57	有			
J5 NAKILAT NO.4 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 51,400,000	不定期専用船事業	20.57	有			
J5 NAKILAT NO.5 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 50,200,000	不定期専用船事業	20.57	有			
J5 NAKILAT NO.6 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 51,600,000	不定期専用船事業	20.57	有			
J5 NAKILAT NO.7 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 52,000,000	不定期専用船事業	20.57	有			
J5 NAKILAT NO.8 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 50,800,000	不定期専用船事業	20.57	有			
JOINT GAS LTD.	CAYMAN ISLANDS	US\$ 12,000	不定期専用船事業	33.98	有			
JOINT GAS TWO LTD.	CAYMAN ISLANDS	US\$ 12,000	不定期専用船事業	50.00	有			

名 称	住 所	資本金 (百万円)	主要な 事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関 係 内 容			
					役員 の 兼任	資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
LIWA MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S. A.	PANAMA	US\$ 50,000	不定期専用 船事業	50.00	有	有	保有船舶を当社へ 定期貸船している。	
M. S. TANKER SHIPPING LIMITED	HONG KONG	HK\$ 2,000,000	不定期専用 船事業	50.00	有			
MAPLE LNG TRANSPORT INC.	PANAMA	0	不定期専用 船事業	50.00	有			
MEDITERRANEAN LNG TRANSPORT CORPORATION	BAHAMAS	US\$ 200,000	不定期専用 船事業	25.00	有	有		
METHANE CARRIERS LTD.	BAHAMAS	US\$ 500,000	不定期専用 船事業	50.00	有			
mitsui O. S. K. LINES (THAILAND)CO., LTD.	THAILAND	BT 20,000,000	コンテナ船 事業	47.00	有		当社の海運代理店 をしている。	
MONTERIGGIONI INC.	LIBERIA	US\$ 1,000	不定期専用 船事業	50.00	有			
OASIS LNG CARRIER S. A.	PANAMA	US\$ 43,250,000	不定期専用 船事業	20.00	有			
ORYX LNG CARRIER S. A.	PANAMA	US\$ 39,375,000	不定期専用 船事業	20.00	有			
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 1 LTD.	LIBERIA	US\$ 1,000	不定期専用 船事業	28.24	有	有		
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 2 LTD.	LIBERIA	US\$ 850	不定期専用 船事業	28.24	有			
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 3 LTD.	LIBERIA	US\$ 850	不定期専用 船事業	28.24	有			
PENINSULA LNG TRANSPORT NO. 4 LTD.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 38,249,000	不定期専用 船事業	25.00	有			
PT HANOChem SHIPPING	INDONESIA	IDR 20,000百万	不定期専用 船事業	36.75	有			
QATAR LNG TRANSPORT LIMITED	LIBERIA	US\$ 1,000	不定期専用 船事業	23.00	有	有		
RAVSUT MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S. A.	PANAMA	US\$ 14,010,000	不定期専用 船事業	50.00	有		保有船舶を当社へ 定期貸船している。	
SHANGHAI LONGFEI INTERNATIONAL LOGISTICS CO., LTD.	CHINA	US\$ 1,240,000	コンテナ船 事業	22.05	有			
SKIKDA LNG TRANSPORT CORPORATION	BAHAMAS	US\$ 200,000	不定期専用 船事業	25.00	有	有		
SOUTH CHINA TOWING CO., LTD.	HONG KONG	HK\$ 12,400,000	関連事業	25.00	有		当社運航船舶に対 する離着岸支援作 業をしている。	
SRV JOINT GAS LIMITED	CAYMAN ISLANDS	US\$ 50,000	不定期専用 船事業	48.50	有	有		
SRV JOINT GAS TWO LIMITED	CAYMAN ISLANDS	US\$ 50,000	不定期専用 船事業	48.50	有	有		
TAN CANG-CAI MEP TOWAGE SERVICES CO., LTD	VIETNAM	US\$ 4,500,000	関連事業	40.00	有		当社運航船舶の曳 船作業をしてい る。	
TIWI LNG CARRIER S. A.	PANAMA	US\$ 39,875,000	不定期専用 船事業	20.00	有			
TRINITY LNG CARRIER INC.	MARSHALL ISLANDS	US\$ 500	不定期専用 船事業	50.00	有	有		
その他6社								

- (注) 1. 主要な事業の内容欄にはセグメントの名称を記載しております。  
2. 特定子会社に該当しております。  
3. 有価証券報告書を提出しております。  
4. 議決権の所有割合の( )内は間接所有割合で内数、[ ]内は緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。  
5. ㈱オレンジピーアールは、平成24年4月1日に商船三井キャリアサポート㈱との合併により消滅しております。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
不定期専用船事業	1,249	(134)
コンテナ船事業	4,533	(501)
フェリー・内航事業	937	(96)
関連事業	1,984	(1,479)
その他	427	(68)
全社（共通）	301	(77)
合計	9,431	(2,355)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

区分	従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
陸上従業員	658 (176)	39.2	15.8	10,619,279
海上従業員	282 (29)	34.4	11.6	11,023,824
合計	940 (205)	37.8	14.6	10,740,643

セグメントの名称	従業員数（人）	
不定期専用船事業	576	(96)
コンテナ船事業	58	(9)
フェリー・内航事業	4	(1)
関連事業	9	(0)
その他	0	(22)
全社（共通）	293	(77)
合計	940	(205)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 陸上及び海上従業員の平均年間給与は、賞与及び時間外手当等を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### (3) 労働組合の状況

陸上従業員の労働組合は商船三井労働組合と称し、また、海上従業員は全日本海員組合に加入しております。現在、労使間に特別の紛争等はありません。



## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	増減額/増減率
売上高 (億円)	15,436	14,352	△1,084 / △7.0%
営業損益 (億円)	1,234	△244	△1,478 / -%
経常損益 (億円)	1,216	△243	△1,459 / -%
当期純損益 (億円)	582	△260	△842 / -%
為替レート	¥86.48/US\$	¥78.85/US\$	△¥7.63/US\$
船舶燃料油価格	US\$490/MT	US\$667/MT	US\$177/MT

当連結会計期間における世界経済は、先進国経済が低成長にとどまる一方、新興国経済が堅調な内需を背景に世界全体の経済成長を支えましたが、東日本大震災や欧州でのソブリン債務問題が、新興国を含めた世界経済の成長に影を落としました。米国では、株価上昇と堅調な個人消費を背景に雇用回復が進み、ガソリン価格上昇による消費減退懸念はあるものの、景気回復基調が続いています。欧州では、ギリシャ債務の無秩序なデフォルトはひとまず回避されましたが、南欧諸国のソブリン債務問題はくすぶり続けており、緊縮財政政策、高い失業率による消費冷え込み、歴史的な原油価格高騰により、景気後退局面が続いています。金融引き締め政策によりインフレ抑制に成功した中国では、経済不振の欧州向け輸出鈍化等による景気減速を受けて金融緩和政策に転換しており、成長率は鈍化しつつも安定的景気拡大が続いています。わが国では、東日本大震災に続き、タイ洪水によるサプライチェーン混乱に伴う生産減少、史上最高値を更新した円高に加え、欧州景気低迷による需要減少と厳しい状況が続きましたが、米国の景気回復、底堅い新興国需要、またわが国の復興需要拡大により緩やかながら回復基調となっています。

海運市況については、ドライバルク船のうちケーブサイズ市況は、10～12月に一時期回復しましたが、1月以降は新造船供給圧力等により低迷しました。油送船市況のうち原油船（VLCC）市況は低迷しましたが、不安定な中東情勢を背景に3月中旬以降は堅調となりました。自動車輸送は、東日本大震災やタイ洪水の影響から回復したものの、長期化する円高等により伸び悩みました。コンテナ船事業については、主要トレードの荷動きは伸び悩み、需給バランスは軟化しました。

当期の対ドル平均為替レートは、前期比¥7.63/US\$円高の¥78.85/US\$となりました。当期の船舶燃料油価格は前期比US\$177/MT高のUS\$667/MTとなり、為替レートと同様、損益圧迫要因となりました。

以上の結果、売上高は前期比1,084億円減の1兆4,352億円、営業損益は前期比1,478億円減の244億円の赤字、経常損益は前期比1,459億円減の243億円の赤字、当期純損益は前月比842億円減の260億円の赤字となりました。

なお、セグメント毎の売上高、セグメント損益（経常損益）及び概況は次のとおりです。

上段が売上高（億円）、下段がセグメント損益（経常損益）（億円）

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	増減額/増減率
不定期専用船事業	7,926	7,269	△657 / △8.3%
	708	△69	△777 / -%
コンテナ船事業	5,902	5,441	△461 / △7.8%
	388	△299	△687 / -%
フェリー・内航事業	502	523	20 / 4.1%
	△5	△5	0 / -%
関連事業	1,241	1,244	2 / 0.2%
	106	90	△15 / △14.8%
その他	154	151	△2 / △1.7%
	33	43	9 / 28.0%

(注) 売上高にはセグメント間の内部売上高又は振替高が含まれております。

#### ① 不定期専用船事業

##### <ドライバルク船>

ケープサイズ市況は昨年初頭から低調に推移しましたが、7月以降の荷動きの回復と老齢船スクラップの促進、減速航行の促進等を背景に上昇に転じ、10月には一時1日当たり傭船料US\$30,000台を回復し、年末まで、その市況レベルが継続しました。しかしながら、年初の気象要因によるブラジル・豪州の出荷減少、中国・韓国の旧正月による経済活動低下、新造船の大量竣工・船腹量の拡大のため市況は急落し、1月下旬以降 US\$5,000/日レベルの低位で推移しました。パナマックス以下の一般不定期船は、穀物の出荷時期の5月と10月は比較的堅調な市況であったものの、新造船供給圧力や中国景気の減速を背景に1月中旬以降はUS\$10,000/日台を下回るレベルで低迷しました。木材チップ船は、欧州債務危機や中国景気減速の影響によるパルプ市況の下落をうけて中国製紙メーカーのチップ輸入量が減少傾向となったこと等から、市況は悪化しました。電力炭船は、東日本大震災で被災した国内石炭火力発電所の電力炭需要悪化等の影響をうけたものの、ベース電源としての需要は底堅く、比較的堅調に推移しました。

以上の結果、ドライバルク船部門では、鉄鋼原料船、木材チップ船、電力炭船等の長期契約による安定的な利益を確保したものの、市況悪化により損失を計上しました。

##### <油送船・LNG船部門>

油送船市況について、原油船(VLCC)は、新造船の供給圧力や欧米経済の低迷を背景として低調に推移しました。しかしながら、不安定な中東情勢を背景とした石油消費国の調達ソースの分散化をうけて遠距離輸送需要が増えたことから、3月中旬以降回復しました。石油製品船は、根本的な需給バランスは改善に向かっているものの、欧米経済低迷による裁定取引鈍化をうけた船腹過剰感を背景に低迷しました。LPG船(VLGC)は、中東からの堅調なLPG輸出を背景に7月以降上昇基調となりましたが、11月下旬以降、輸出量の鈍化を背景として軟化しました。このような市況環境のもと、減速航行の更なる促進やプール組成による運航効率改善、船舶経費削減の取り組みを進めましたが、燃料油価格高騰に加え円高の影響もあり、油送船部門は損失を計上しました。LNG船市況については、日本の電力不足等に対応したLNG追加需要を背景に中短期傭船マーケットが高騰しました。部門損益としては、長期輸送契約により安定収益を確保し、また短期傭船マーケットへの本船投入により収益を上げたものの、円高等の影響により前期比減益となりました。

#### <自動車船部門>

東日本大震災やタイ洪水による部品供給不足等をうけて、日本出しを中心とした完成車輸送は大きく減少しました。各自動車メーカーの努力によって、6月以降の輸出荷量は徐々に回復しましたが、長期化する円高や欧州経済低迷等をうけて伸び悩み、部門損益としては前期比大幅な減益となりました。

#### ② コンテナ船事業

主要トレードの荷動きは期初想定より低い水準となりました。アジア域内及びアジア出し南米・アフリカ向け荷動きは順調に推移したものの、アジア出し北米・欧州向け荷動きは、欧州債務問題を背景とした景気への先行き不安等から伸び悩みました。運賃水準は、荷動き低迷に加え、新造船竣工によるキャパシティ増等による需給バランスの軟化をうけて低迷しました。このような状況のもと、アジア域内航路では、既存サービスのスペース有効活用による積高拡大等を図り、アジア/北米・欧州航路では、高品質なサービスの拡充と高採算貨物の集荷強化に取り組みました。アジア/北米航路では、パナマ/アマゾンサービスを単独運航に切り替え、スペース増量と自社単独運航によるサービス強化を図り、アジア/欧州航路では、新たなアライアンス（G6アライアンス）を設立、ネットワークを大幅に拡大し、3月から新サービスを開始しております。アジア/南米・アフリカ航路のアジア/南米東岸サービスでは、運航船追加投入による減速航行を実施しております。アジア航路では、域内サービス拡充のため、日本・香港・ジャカルタ・海峡地サービスや、インド西岸と中国を結ぶ直行サービスを開設しました。また、シンガポールとヤンゴンを結ぶサービスを開設し、経済成長が期待できるミャンマーに自営ネットワークを確保しました。また、3月には顧客満足度を向上させる目的で、世界共通の3つのサービス指標（輸送品質、環境保全、安全運航）の目標値を設定し、その実現に努めております。ターミナル事業は、海外自営ターミナル（米国・ロサンゼルス、オークランド、ジャクソンビル、タイ・レムチャパン、ベトナム・カイメップ）のうち米国の一部ターミナルが北米向け貨物の不振の影響をうけましたが、国内自営ターミナル（東京・横浜・大阪・神戸）は東日本大震災の影響が軽微にとどまる中、輸入荷動き復調に伴って取扱量も回復しました。ロジスティクス事業について、航空貨物取扱事業では、東日本大震災やタイ洪水の影響もあり日本発の荷動きは減少しましたが、高採算貨物の積極的な取り込みとコスト削減に努めました。

以上の結果、コンテナ船事業全体では、船型大型化等による固定費削減、更なる減速航行促進による燃料費削減等のコスト削減推進によって損益改善に取り組みましたが、円高、船舶燃料油価格高もあり大幅な損失を計上しました。

#### ③ フェリー・内航事業

フェリー事業は、東日本大震災の影響を受けた航路もあり、その回復に努めたものの、損失を計上しました。内航事業は、エネルギー関係の輸送需要を取り込み、前期比増益となりましたが、フェリー・内航事業全体では、前期に引き続き赤字となりました。

#### ④ 関連事業

不動産事業は、賃貸オフィスマーケットの稼働率が伸び悩む中、当社グループの不動産事業の中核であるダイビル㈱は、高い稼働率を達成し、堅調な業績を維持しました。客船事業については、集客が伸び悩み、損失を計上しました。客船事業以外の関連事業の業績も総じて低調に推移しました。これらの結果、関連事業全体では、前期比減益となりました。

#### ⑤ その他

主にコストセンターであるその他の事業には、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業、造船業等がありますが、当期は前期比で増益となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ173億円増加し、828億円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得られた資金は50億円（前年同期比1,767億円の収入減）となりました。これは主に税金等調整前当期純損失335億円、法人税等の支払額441億円、減価償却費856億円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によって支出された資金は1,343億円（前年同期比4億円の支出減）となりました。これは主に船舶を中心とした有形及び無形固定資産の取得による支出1,750億円、同有形及び無形固定資産の売却による収入448億円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によって得られた資金は1,482億円（前年同期は637億円の支出）となりました。これは主に長期借入れによる収入2,703億円、長期借入金の返済による支出1,156億円によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社。以下同じ。）は「第1 企業の概況 3. 事業の内容」に記載した通り、5つの事業区分からなり、提供するサービス内容も、多種多様であります。従って、受注の形態、内容も各社毎に異なっているため、それらをセグメント毎に金額、数量で示しておりません。

### (1) セグメントの売上高

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	前年同期比 (%)
不定期専用船事業 (百万円)	726,989	91.7
コンテナ船事業 (百万円)	544,126	92.2
フェリー・内航事業 (百万円)	52,340	104.1
関連事業 (百万円)	124,438	100.2
その他 (百万円)	15,145	98.3
計 (百万円)	1,463,039	93.0
調整額 (百万円)	(27,819)	—
合計 (百万円)	1,435,220	93.0

(注) 記載金額には消費税等は含まれておりません。

### (2) 前事業年度及び当事業年度の営業実績 (提出会社)

#### 部門別営業収益及び構成比

部門	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
海運業				
不定期専用船部門	514,194	43.3	447,110	42.0
油送船/LNG船部門	158,600	13.3	154,676	14.5
定期船部門	506,388	42.6	453,788	42.7
その他	8,249	0.7	7,826	0.7
その他事業	1,154	0.1	1,076	0.1
計	1,188,587	100.0	1,064,478	100.0

(注) 記載金額には消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

今後の当社グループを取り巻く経営環境につきましては、世界経済が欧州債務問題や中東地政学リスクをはらみながらも緩やかに回復する一方、過去の好況期に発注された新造船の供給圧力ははまだ強く、船腹需給の本格的改善には今しばらく時間がかかるものと考えられます。

このような中、当社は、これまで積み上げてきた安定利益を基盤として、顧客のニーズに迅速に対応した安全・高品質な輸送サービスの提供と、それを支える安定した財務体質の維持により、競合他社との差別化を図るとともに、市況変動による業績への影響を低減すべく中長期的視点にたつて船隊構成の見直しを行ってまいります。

すなわち、中国、インド、アジア諸国、南米など世界の成長市場における輸送需要を取り込むため、これら地域の営業拠点の充実を図るなど、各事業セグメントにおいてグローバルな営業力を強化します。また事業環境の変化に応じて迅速かつ柔軟に組織の見直しや船舶運航の効率化を進めます。

安全運航についても引き続き徹底を図ります。安全性の見える化を推移し、4ゼロ（海難、油濁、死亡事故、貨物損害ゼロ）の実現に向け対策を進めます。過去に発生した重大海難事故の教訓を活かし、当社グループを挙げて安全運航に取り組み、今後も安全運航確保のために必要な対策を講じることについては妥協することなく、継続してまいります。

さらに、船舶の減速航行の徹底的な深度化や当社グループ内の協業強化などにより、当社グループを挙げて年間250億円規模の徹底したコスト削減を推進します。これら諸施策を通じて、当社は、変化の激しい経営環境に強くしなやかに対応できる企業グループとして、成長軌道への復帰を図ります。

並行して、当社グループは社会的責任を果たし企業価値を向上させていく上で、「環境戦略」、「コーポレート・ガバナンス」、「CSR（企業の社会的責任）」を重要課題と考え、引き続き推進してまいります。

環境戦略に関しては、低環境負荷輸送ソリューションの提供を推進してまいります。具体的には、地球温暖化防止のための船舶イノベーションを図るため、「船舶維新」プロジェクト（当社が培った技術を基礎にした「近い将来、技術的に実現可能」と考える次世代船構想）の推進、燃料削減と環境負荷低減を図る「ECO SAILING」（当社独自の省エネルギー航海ノウハウ）の拡大を進め、原単位当たりのCO2排出量を平成27年度までに平成21年度比10%削減することを目標としております。また、生物多様性保全や自然保護に対するグループ役職員の意識を高め、これに資する活動・技術開発・社会貢献について積極的に推進していく所存です。

コーポレート・ガバナンスの面では、財務報告に係る内部統制システムを引き続き適切に運用するほか、環境対策、CSR（企業の社会的責任）活動、コンプライアンス、独立性の高い社外役員による経営の監督・監査等、広義の内部統制分野との有機的統合により、ステークホルダーからの信頼に応える実効性のある内部統制の運用向上を図ります。

また、CSR活動の一環としての社会貢献活動では、「Ⅰ. 貧困の撲滅や教育の普及などを謳った国連ミレニアム開発目標への貢献」、「Ⅱ. 生物多様性保全・自然保護への貢献」、「Ⅲ. 所在する地域社会への貢献」という3つの理念を掲げ、世界的ネットワークを有する海運会社ならではの活動に積極的に取り組んでまいります。

#### 4【事業等のリスク】

当社グループの主たる事業である海上輸送の分野において、荷動きは、世界各国の景気動向や商品市況の影響を受けます。又、国際的な事業活動の中で、テロ・戦争その他の政治的、社会的な要因により、予期せぬ事象が発生した場合にも、関連の地域や市場において、事業に悪影響を及ぼす可能性があります。特に、主要な貿易国(地域)である北米、欧州、日本、中国の景気後退及びそれに伴う需要の縮小は、国際間の物流の減少や価格競争の厳しいマーケットにおいて運賃市況の下落を招き、当社グループの事業・業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

この他に当社グループの事業活動において、悪影響を及ぼす可能性があると考えられる主なリスクには、次のようなものがあります。

##### (1) 為替レートの変動

当社グループの事業では、売上のうち、米ドル建ての海上運賃収入が多くを占めております。費用についても、船舶資本費、燃料費、海外における荷役費・一般管理費等、米ドル・現地通貨建ての費用があります。費用のドル化を進めるとともに、通貨ヘッジ取引を行い、米ドルの為替レート変動による悪影響を最小限に止める努力をしておりますが、外貨建て収入が費用を上回っていることにより、他の通貨に対する円高(特に米ドルに対する円高)は当社グループの損益に悪影響を及ぼします。また、海外子会社が保有する船舶資産やそれにかかわる負債等、外貨建てのものを有するため、円建ての連結貸借対照表においては、換算時の為替レートにより、元の現地通貨における市場価値が変わらなかったとしても、計上する換算価値が影響を受ける可能性があります。

なお、為替変動の影響額は、通貨ヘッジ取引の影響を含め、1USドル当たり1円の変動で連結経常利益が年間約19億円変動します。

##### (2) 船舶燃料油価格の変動

当社グループの事業では、船舶運航のための燃料の調達が不可欠なものとなっております。燃料費については、燃料ヘッジ取引により調達コストの平準化・削減に努めておりますが、その上昇は当社業績へ悪影響を及ぼします。船舶燃料油の市場価格は概ね原油価格に連動しており、世界の景気動向、産油地域の情勢、米国を中心とする在庫水準、投機資金の流入等により影響を受ける可能性があります。

なお、船舶燃料油価格変動の影響額は、燃料ヘッジ取引の影響を含め、1トン当たり1USドルの変動で連結経常利益が年間約2億円変動します。

##### (3) 金利の変動

当社グループの事業では、船舶等の新設や更新のために、継続的な設備投資を行っております。有利子負債の削減に努めていますが、運転資金及び設備資金は主として外部借入れにて行っております。固定金利での借入れや金利スワップ取引により金利の固定化を進めていますが、変動金利で調達している資金については、金利の変動の影響を受けます。また、金利の変動により、将来の資金調達コストが影響を受ける可能性があります。

##### (4) 公的規制

当社グループの主たる事業分野である外航海運業では、設備の安全性や船舶の安全運航のために、国際機関及び各国政府の法令、船級協会の規則等様々な公的規制を受けております。また、その他の事業分野も含め、事業を展開する各国において、事業・投資の許可をはじめ、運送、通商、独占禁止、租税、為替規制、環境、各種安全確保等の法規制の適用を受けております。これらの規制を遵守するためコスト増加となる可能性があり、当社グループの活動が制限され、事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### (5) 船舶の運航

当社グループは、「安全運航と海洋・地球環境の保全」を企業理念に掲げ、独自の「MOL安全管理制度」を確立、船員教育や訓練システムを充実させて事故を起さないよう万全の体制をとっております。しかしながら、常時約900隻(短期備船等を含む)の船舶を世界中に運航しており、万一洋上で不慮の事故、特に油濁事故及びそれに起因する海洋汚染が起こった場合は事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、上記は当社グループの事業その他に関し、予想される主なリスクを具体的に例示したものであり、ここに記載されたものが当社グループのすべてのリスクではありません。また、将来の予測等に関する記述は、現時点で入手された情報に基づき合理的と判断した予想であり、潜在的なリスクや不確実性その他の要因が内包されております。従い、実際の業績は、見通しと異なる結果となる可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発は、主に船舶を対象に、以下の3点を基本方針としています。

1. 環境保全・省エネルギーの技術で、経済性との両立が期待できるもの
2. 安全性・信頼性の向上に寄与するもの
3. 新しい輸送技術・輸送システムに関するもの

具体的には、「船舶」、「コンテナ・物流」、「新輸送技術」、「その他」の4分野について、主に当社技術部及び海上安全部の各部門がそれぞれの研究開発テーマに取り組んでおります。

近年は省エネ・環境対策技術の開発に特に力を入れております。当連結会計年度における主たる研究開発としては、次世代貨物船構想の展開、改良型省エネ装置の開発、排ガス煤塵除去装置の開発、船舶バラスト水処理装置の開発、パワープラントの燃焼状態改善による燃費向上の研究、燃料油性状の評価手法の研究、新しい冷凍コンテナの研究などが挙げられます。

また技術研究所では、世界各地で補油された燃料油や船内で使用される機器潤滑油の性状を継続的に分析することで、低質油や潤滑油劣化に起因する機関事故の防止に成果を上げております。

当連結会計年度の研究開発費の総額は213百万円となっております。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 財務戦略

#### ①資金調達の方針

当社は事業活動を支える資金調達に際して、調達の安定性と低コストを重視しております。

また、金利変動リスクや為替変動リスク等の市場リスクを把握し、過度に市場リスクに晒されないように金利固定化比率や借入通貨構成を金利スワップや通貨スワップ等の手法も利用しながら、リスクを許容範囲に収めるようにしております。

#### ②資金調達の多様性

当社は調達の安定性と低コスト調達を実現するために、調達方法の多様化や調達期間の分散を進めております。

運転資金並びに船隊整備に必要な設備資金は、直接・間接調達に加え、従来より船主からの傭船といった手法も活用し、有利子負債を増加させることなく、低コストかつ安定的な船腹の整備を行っております。

直接調達については、2011年6月に国内普通社債300億円（期間5年及び10年）を発行し、2012年3月末の国内普通社債発行残高合計は1,150億円となっております。その他、ユーロミディアムタームノート(EMTN)やコーポレート・ペーパー(CP)による調達を行っております。

円滑な直接調達を進めるため、当社は国内2社及び海外1社の格付機関から格付を取得しており、2012年6月22日現在の発行体格付は格付投資情報センター(R&I)「A」、日本格付研究所(JCR)「A+」、ムーディーズ(Moody's)「Baa1」となっております。また、短期債格付(CP格付)についてはR&Iより「a-1」を取得しております。

当社は1,000億円の社債発行登録や1,000億円のCP発行枠を設定しているほか、政府系や内外金融機関との幅広い取引関係をベースとする銀行借入により、運転資金需要や設備資金需要にも迅速に対応できるものと考えております。

更に、国内金融機関から300億円のコミットメントラインを設定しており、緊急時の流動性補完にも備えております。

#### ③グループ資金の効率化

当社及び主要国内子会社間でキャッシュマネジメントサービス(CMS)を導入しており、グループ内の資金効率化を図ることにより、外部借入の削減に努めております。



## (2) 損益状況

売上高は、前連結会計年度に比べ7.0%減収の1兆4,352億円となりました。主にコンテナ船とドライバルク船の市況低迷の影響により、前期比1,084億円の減収となりました。

経常損益は、円高の進行と燃料油価格の高騰に加え、特にコンテナ船事業の運賃レベル下落などが損益悪化要因となった結果、前連結会計年度に比べ1,459億円減益の243億円の赤字となりました。不定期専用船事業は、ドライバルク船市況及び油送船市況が低迷したことに加え、完成車輸送も東日本大震災やタイ洪水の影響から回復したものの、円高や低迷する欧州経済低迷等を受けて伸び悩んだことなどから、前期比で777億円減益の69億円の赤字となりました。コンテナ船事業においても、荷動きが想定より低い水準となって伸び悩み、さらに新造船竣工による供給増が需給環境を軟化させて、運賃水準が低迷したことなどから、前期比で687億円減益の299億円の赤字となりました。

当期純損失は、260億円の赤字となりました。特別損益では船舶資産の処分益が増加する一方、備船解約や減損などによる損失が減少しましたが、経常損益段階までの損益悪化を受けて前連結会計年度に比べ842億円の減益となりました。

## (3) 財政状態

当連結会計年度末の総資産は前連結会計年度末に比べ774億円増加し1兆9,461億円となりました。これは主に時価の下落により投資有価証券が減少した一方で、竣工により船舶が増加し、また未収法人税等の増加に伴いその他流動資産が増加したことによるものです。

負債は、前連結会計年度末に比べ997億円増加し、1兆2,282億円となりました。これは主にコマーシャル・ペーパー及び未払法人税等が減少した一方で、船舶の竣工に伴い長期借入金が増加したことによるものです。

純資産は、前連結会計年度末に比べ223億円減少し、7,179億円となりました。これは主に利益剰余金が減少した一方で、繰延ヘッジ損益が増加したことによるものです。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末に比べ2.6%減少し、32.8%となりました。

## (4) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、1. 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローに記載のとおりであります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループでは、当連結会計年度で総額175,726百万円の設備投資（無形固定資産を含む。記載金額には、消費税等は含まれておりません。）を実施しました。内訳は以下のとおりです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (百万円)
不定期専用船事業	158,188
コンテナ船事業	8,209
フェリー・内航事業	829
関連事業	5,442
その他	2,768
調整額	289
合計	175,726

不定期専用船事業においては、158,188百万円の投資を行いました。その主たるものは、船舶であります。当連結会計年度においては、設備投資により23隻、2,091千重量トンが増加しました。

コンテナ船事業においては、8,209百万円の投資を行いました。その主たるものは、船舶であります。当連結会計年度においては、設備投資により2隻、158千重量トンが増加しました。

なお、不定期専用船事業において、船隊の若返りと競争力を高めるため、22隻の老朽船・不経済船の売却を行いました。

#### 船舶の売却

会社名	セグメントの名称	隻数	載貨重量トン数 (千重量トン)	帳簿価額 (百万円)
EXULT SHIPPING S.A. 他	不定期専用船事業	22	2,646	14,042

(注) 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次の通りであります。

### (1) 船舶

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	区分	隻数	載貨重量トン数 (千重量トン)	帳簿価額 (百万円)
不定期専用船事業	保有船	249	22,258	662,674
	用船	494	34,409	—
	運航受託船	2	143	—
コンテナ船事業	保有船	23	1,507	129,111
	用船	92	4,698	—
フェリー・内航事業	保有船	15	88	18,080
	用船	28	67	—
	運航受託船	2	3	—
関連事業	保有船	1	5	6,879
その他	保有船	2	52	588
	用船	2	13	—

(注) 1. 載貨重量トン数には、共有船他社持分を含んでおります。

2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) その他の資産

#### ① 提出会社

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)			
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計
大井物流センター他 (東京都品川区)	コンテナ船事業	コンテナ関連施設・ 倉庫等	3,146	9,484 (263,006)	14	12,645
芝浦土地他 (東京都港区)	関連事業	賃貸不動産	1,180	1,376 (17,678)	0	2,556
新技術研究所他 (川崎市麻生区)	その他	事務所	546	361 (1,825)	12	920
鶴見寮他 (横浜市鶴見区)	共通 (全社)	社宅・社員寮・ 厚生施設等	6,076	8,942 (68,748)	99	15,117

(注) 1. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 各報告セグメントに配分していないため、「共通 (全社)」としております。

② 国内子会社

平成24年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	帳簿価額 (百万円)			
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計
㈱宇徳	東扇島冷蔵倉庫 (川崎市川崎区)	コンテナ船事業	744	1,050 (10,000)	16	1,810
商船三井フェリー㈱	苫小牧物流基地 (北海道苫小牧市)	フェリー・内航事業	9	476 (31,451)	—	485
日下部建設㈱	トライアール神戸 (神戸市西区)	関連事業	149	—	125	275
ダイビル㈱	商船三井ビルディング (東京都港区)	関連事業	4,389	16,028 (4,652)	17	20,434
	秋葉原ダイビル (東京都千代田区)	関連事業	9,855	9,598 (4,182)	98	19,551
	日比谷ダイビル (東京都千代田区)	関連事業	2,850	27,066 (3,489)	20	29,937
	中之島ダイビル (大阪市北区)	関連事業	21,799	9,605 (10,098)	178	31,583
	梅田ダイビル (大阪市北区)	関連事業	11,126	5,230 (4,528)	7	16,364
	青山ライズスクエア (東京都港区)	関連事業	6,141	31,231 (2,835)	2	37,375
北倉興発㈱	ホテルノルド小樽 (北海道小樽市)	関連事業	531	748 (1,946)	7	1,287

- (注) 1. ダイビル㈱の中之島ダイビルの土地は、中之島三丁目共同開発区域内における同社の所有地について計上しております。
2. ダイビル㈱の青山ライズスクエアは、不動産信託受益権であり、信託財産を自ら所有するものとして記載しております。
3. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

③ 在外子会社

平成24年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	帳簿価額 (百万円)			
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計
TRAPAC, INC.	ターミナル設備 (Jacksonville, Florida, U.S.A.)	コンテナ船事業	14,976	—	2,713	17,690

- (注) 1. 帳簿価額の「その他」は主に機械装置であります。
2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

上記の他に主要な賃借及びリース設備として、以下のものがあります。

① 提出会社

平成24年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料または リース料 (百万円)
本社 (東京都港区)	コンテナ船事業	コンテナ 423,472個	17,642

- (注) 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

② 国内子会社

該当はありません。

③ 在外子会社

平成24年3月31日現在

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料またはリース料 (百万円)
TRAPAC, INC.	Wilmington, California, U. S. A.	コンテナ船事業	港湾施設及び 荷役機器他	2,893
MOL (AMERICA) INC.	Lombard, Illinois, U. S. A.	コンテナ船事業	事務所	289

(注) 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資に関しましては、今後の船腹需給予測等を勘案の上、決定しております。

一方、除売却に関しましては、案件毎に都度個別審議の上、決定しております。

当連結会計年度末における重要な設備の新設・取得・除売却の計画は次のとおりであります。

(1) 新設・取得

セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		着手及び完了予定		完成後の増加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	着手(起工)	完了(竣工)	
不定期船専用船事業	船舶	314,174	77,139	平成22年12月 ～平成27年3月	平成24年4月 ～平成28年4月	5,034千重量トン
コンテナ船事業	船舶	16,600	1,404	平成24年5月 ～11月	平成25年5月 ～9月	180千重量トン
関連事業	建物(貸事務所)	50,000	3,035	平成23年2月 ～平成24年夏	平成25年2月 ～平成27年春	延床面積124,000m <sup>2</sup>

(注) 1. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記設備投資資金は、主として自己資金、借入金及び社債により調達する予定です。

(2) 売却

セグメントの名称	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却予定時期	売却による減少能力
不定期船専用船事業	船舶	2,187	平成24年度中	173千重量トン

(3) 除却

当連結会計年度末現在では、確定している重要な設備の除却はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,154,000,000
計	3,154,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年6月22日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,206,286,115	1,206,286,115	東京、名古屋、大阪 (以上 市場第一部)、 福岡の各証券取引所	単元株式数は1,000株で あります。
計	1,206,286,115	1,206,286,115	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

<平成14年6月25日定時株主総会決議>

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	20個	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	20,000株	—
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり264円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月26日から 平成24年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 264円 資本組入額 264円(注)2.	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使により新株を発行する場合は、発行価額の全額を資本に組入れる。但し、新株の発行に代えて会社が保有する自己株式を譲渡する場合には、これに係る払込金額は資本に組入れない。
3. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。  
ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

<平成15年6月25日定時株主総会決議>

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	14個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	14,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり377円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月20日から 平成25年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 377円 資本組入額 377円(注)2.	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

<平成16年6月24日定時株主総会決議>

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	286個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	286,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり644円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月20日から 平成26年6月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 644円 資本組入額 644円(注)2.	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—



<平成17年6月23日定時株主総会決議>

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	878個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	878,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり762円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月20日から 平成27年6月23日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 762円 資本組入額 762円(注)2.	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権発行日後に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使により新株を発行する場合は、発行価額の全額を資本に組入れる。但し、新株の発行に代えて当社が保有する自己株式を譲渡する場合には、これに係る払込金額は資本に組入れない。
3. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。  
ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社役職員及び当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。  
ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

<平成18年6月22日定時株主総会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	520個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	520,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり841円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月20日から 平成28年6月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 841円 資本組入額 421円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。

<平成18年6月22日定時株主総会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	923個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	923,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり841円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月20日から 平成28年6月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 841円 資本組入額 421円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
- 但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。

<平成19年6月21日定時株主総会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	520個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	520,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,962円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月20日から 平成29年6月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,962円 資本組入額 981円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。

<平成19年6月21日定時株主総会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	1,160個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,160,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,962円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月20日から 平成29年6月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,962円 資本組入額 981円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。



3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。

<平成20年7月24日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	530個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	530,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,569円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月25日から 平成30年6月24日まで	同左
新株予約権の行により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,569円 資本入額 785円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。

ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。

但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。

ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。

<平成20年7月24日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成20年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	1,220個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,220,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,569円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月25日から 平成30年6月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,569円 資本組入額 785円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。
- 但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。

<平成21年7月30日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	470個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	470,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり639円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月31日から 平成31年6月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 639円 資本組入額 320円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注)1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。

<平成21年7月30日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成21年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	1,160個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,160,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり639円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月31日から 平成31年6月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 639円 資本組入額 320円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。



3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。

<平成22年 7月30日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
新株予約権の数	470個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	470,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり642円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成24年7月31日から 平成32年6月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 642円 資本組入額 321円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。

<平成22年7月30日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成22年6月22日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	1,240個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,240,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり642円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成24年7月31日から 平成32年6月21日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 642円 資本組入額 321円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。

<平成23年7月25日取締役会決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	470個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	470,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり468円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成25年7月26日から 平成33年6月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 468円 資本組入額 234円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注)1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社取締役の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。

<平成23年7月25日取締役会決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長及び社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成23年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数	1,250個	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数 1,000株	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,250,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり468円(注)1.	同左
新株予約権の行使期間	平成25年7月26日から 平成33年6月22日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 468円 資本組入額 234円	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2.	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3.	同左

(注) 1. 新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合は、当該株式分割又は株式併合の時点で未行使の新株予約権について、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の転換又は行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できない。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長及び社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
但し、禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任又は免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。



3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。

② 新株予約権付社債  
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成19年4月1日 ～ 平成20年3月31日	785	1,206,195	435	65,350	435	44,321
平成20年4月1日 ～ 平成21年3月31日	90	1,206,286	50	65,400	50	44,371

(注) 上記の増加は新株予約権付社債の株式転換によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数1,000株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	129	68	816	487	49	77,823	79,373	—
所有株式数 (単元)	10	493,732	36,338	71,761	357,575	134	238,023	1,197,573	8,713,115
所有株式数の 割合 (%)	0.00	41.23	3.03	5.99	29.87	0.01	19.87	100.00	—

- (注) 1. 自己株式10,233,885株は「個人その他」に10,233単元及び「単元未満株式の状況」に885株含めて記載しております。なお、自己株式10,233,885株は株主名簿上の株式数であり、平成24年3月31日現在の実質保有株式数は10,221,599株です。
2. 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の中には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ24単元及び992株含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	198,374	16.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	61,987	5.14
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	38,165	3.16
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号	37,517	3.11
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	30,000	2.49
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	25,279	2.10
ザ バンク オブ ニューヨークジェ スディック ノン トリーティー アカ ウント (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行決済営業部)	ONE WALL STREET NEW YORK NY10286 U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	22,037	1.83
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託 銀行)	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	20,000	1.66
野村信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	19,027	1.58
住友生命保険相互株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サー ビス信託銀行株式会社)	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号 (東京都中央区晴海一丁目8番11号)	13,035	1.08
計	—	465,422	38.58

(注) 1. 記載株数は、千株未満を切捨てて表示しております。

2. 上記信託銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式を次のとおり含んでおります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社198,374千株、日本マスタートラスト信託銀行株式会社61,987千株、資産管理サービス信託銀行株式会社37,517千株、野村信託銀行株式会社19,027千株

3. 株式会社みずほコーポレート銀行から、平成24年3月23日付の大量保有(変更)報告書により、平成24年3月15日現在で株式会社みずほコーポレート銀行他共同保有者がそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほコーポレート銀行	株式 20,000	1.66
みずほ証券株式会社	株式 10,746	0.89
みずほ信託銀行株式会社	株式 40,673	3.37
みずほ投信投資顧問株式会社	株式 3,803	0.32
計	株式 75,222	6.24

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 12,909,000	—	単元株式数 1,000株
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,184,664,000	1,184,664	同 上
単元未満株式	普通株式 8,713,115	—	1 単元 (1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	1,206,286,115	—	—
総株主の議決権	—	1,184,664	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が24,000株 (議決権の数24個) 含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社 商船三井	東京都港区虎ノ門 二丁目1番1号	10,221,000	—	10,221,000	0.85
大阪船舶株式会社	大阪市西区江戸堀 一丁目18番11号	144,000	—	144,000	0.01
第一中央汽船株式会社	東京都中央区新富 二丁目14番4号	2,544,000	—	2,544,000	0.21
計	—	12,909,000	—	12,909,000	1.07

(注) 上記のほか株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が12,286株 (議決権の数12個) あります。なお、当該株式数は、上記①「発行済株式」の「完全議決権株式 (その他)」及び「単元未満株式」に含まれております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を導入しております。

<平成14年6月25日決議>

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成14年6月26日における当社の取締役、執行役員及び幹部職員で、新株予約権発行日にその地位にある者に対して新株予約権を発行することを、平成14年6月25日の定時株主総会において決議しております。

決議年月日	平成14年6月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役 13名、執行役員 19名、従業員 52名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成15年6月25日決議>

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役、執行役員、幹部職員及び当社国内連結子会社社長で、新株予約権発行日にその地位にある者に対して新株予約権を発行することを、平成15年6月25日の定時株主総会において決議しております。

決議年月日	平成15年6月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名、執行役員 16名、従業員 37名、国内連結子会社社長 34名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成16年6月24日決議>

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役、執行役員、幹部職員及び当社国内連結子会社社長で、新株予約権発行日にその地位にある者に対して新株予約権を発行することを、平成16年6月24日の定時株主総会において決議しております。

決議年月日	平成16年6月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名、執行役員 16名、従業員 32名、国内連結子会社社長 34名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成17年6月23日決議>

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役、執行役員、幹部職員及び当社国内連結子会社社長で、新株予約権発行日にその地位にある者に対して新株予約権を発行することを、平成17年6月23日の定時株主総会において決議しております。

決議年月日	平成17年6月23日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名、執行役員 17名、従業員 38名、国内連結子会社社長 34名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成18年6月22日決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定に基づき、当社取締役で、新株予約権発行日にその地位にある者に対して新株予約権を平成18年度において年額2億円の範囲内で発行することを、平成18年6月22日の定時株主総会において決議しております。

決議年月日	平成18年6月22日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成18年6月22日決議>

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長で、新株予約権発行日にその地位にある者に対して新株予約権を発行することを、平成18年6月22日の定時株主総会において決議しております。

決議年月日	平成18年6月22日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 17名、従業員 34名、国内連結子会社社長 37名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成19年6月21日決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定に基づき、当社取締役で、新株予約権発行日にその地位にある者に対して新株予約権を年額4億円を上限に発行することを、平成19年6月21日の定時株主総会において決議しております。

決議年月日	平成19年6月21日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成19年6月21日決議>

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長で、新株予約権発行日にその地位にある者に対して新株予約権を発行することを、平成19年6月21日の定時株主総会において決議しております。

決議年月日	平成19年6月21日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 20名、従業員 33名、 国内連結子会社社長 36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上



<平成20年 7月24日決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成20年7月24日の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成20年7月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成20年 7月24日決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成20年6月24日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成20年7月24日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成20年7月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 20名、従業員 38名、 国内連結子会社社長 36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成21年 7月30日決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成2年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成21年7月30日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成21年 7月30日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成21年 7月30日決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成21年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成21年7月30日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成21年 7月30日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 20名、従業員 33名、 国内連結子会社社長 35名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成22年 7月30日決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成22年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成22年7月30日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成22年 7月30日
付与対象者の区分及び人数	取締役 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成22年 7月30日決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定及び平成22年6月22日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成22年7月30日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成22年 7月30日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 21名、従業員 36名、 国内連結子会社社長 33名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成23年 7月25日決議>

当社取締役に対する報酬等として、平成22年6月28日開催の定時株主総会で決議された取締役報酬額とは別枠で、会社法第361条の規定及び平成19年6月21日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成23年7月25日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成23年 7月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成23年 7月25日決議>

当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長及び社長に対し、会社法第236条、第238条及び第239条の規定及び平成23年6月23日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成23年7月25日開催の取締役会において次のとおり新株予約権を発行することを決議しております。

決議年月日	平成23年 7月25日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員 22名、従業員 34名、国内連結子会社社長及び社長 33名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

<平成24年6月22日決議>

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長で、新株予約権発行日にその地位にある者に対して新株予約権を発行することを、取締役会に委任する旨、平成24年6月22日の定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年6月22日
付与対象者の区分及び人数	取締役を兼務しない執行役員及び幹部職員並びに国内連結子会社社長で、新株予約権発行日にその地位にある者
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	1,500,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額	(注) 1.
新株予約権の行使期間	平成25年6月20日から平成34年6月22日までの期間内で、取締役会において決定する。
新株予約権の行使条件	(注) 2.
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3.

(注) 1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という）の平均値に1.10を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む）または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合〔会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く〕は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

2. イ 各新株予約権は、1個を分割して行使できないものとする。
- ロ 割当を受ける者は、権利行使時において、当社執行役員及び幹部職員並びに当社国内連結子会社社長の地位を喪失している場合においても本権利を行使することができる。  
(注) 禁固刑以上の刑に処せられた場合、解任または免職された場合、及び死亡した場合は付与された新株予約権は直ちに失効する。
- ハ その他の権利行使の条件については、取締役会において決定する。

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
  - ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額に上記ハに従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ホ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ヘ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
    - a 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
    - b 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記a記載の資本金等増加限度額から上記aに定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
  - ト 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - チ 新株予約権の取得条項  
新株予約権の取得条項は定めない。
  - リ その他の新株予約権の行使の条件  
上記2. の条件に準じて決定する。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に基づく単元未満株式の買取請求による取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	76,216	28,035,055
当期間における取得自己株式	5,907	1,772,141

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による取得は含まれておりません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (注)	85,066	58,635,191	22,749	15,647,365
保有自己株式数	10,221,599	—	10,204,757	—

(注) 1. 当事業年度のその他の内訳は、単元未満株式の買増請求による売渡 (株式数 85,066株、処分価額の総額 58,635,191円)であります。また、当期間のその他の内訳は、新株予約権の権利行使 (株式数 20,000株、処分価額の総額 13,756,530円)及び単元未満株式の買増請求による売渡 (株式数 2,749株、処分価額の総額 1,890,835円)であります。

2. 当期間における保有自己株式には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による取得及び買増請求による売渡による処分は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、積極的な事業投資による企業価値向上及び配当を通じた株主への直接的な利益還元を経営上の基本方針と認識しております。平成22年3月に発表した中期経営計画（GEAR UP! MOL）に基づき、引き続き船舶を中心に積極的な投資を行う予定ですが、内部留保による資金を活用し、企業体質の強化を図りつつ1株当たりの企業価値向上に努めます。以上を総合的に勘案し、当面の間は連結配当性向20%を目安として業績に連動した配当を行いますが、中長期的経営課題として配当性向の向上にも取り組んで参ります。

上記方針に従い、当期（平成24年3月期）の年間配当につきましては当期赤字業績からの復調見込み等を総合的に勘案し、5円（うち2.5円は中間配当金として支払い済み）の配当と決定しました。

また、当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当金 (円)
平成23年10月31日 取締役会決議	2,990	2.5
平成24年6月22日 定時株主総会決議	2,990	2.5

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	2,040	1,682	736	714	483
最低(円)	1,073	357	455	404	219

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	328	303	301	308	391	390
最低(円)	256	219	251	246	282	340

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。



## 5 【役員の状況】

### 役員的主要略歴及び所有株式数

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役	取締役会長 会長執行役員	芦田 昭充	昭和18年4月10日生	昭和42年4月 当社入社 平成7年4月 当社定航一部長 8年6月 当社取締役企画部長委嘱 10年6月 当社常務取締役 12年6月 当社専務取締役専務執行役員 15年6月 当社代表取締役副社長 副社長執行役員 16年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 17年6月 当社代表取締役社長執行役員 22年6月 当社代表取締役取締役会長 会長執行役員(現職)	(注)1	275
代表取締役	社長執行役員	武藤 光一	昭和28年9月26日生	昭和51年4月 当社入社 平成14年6月 当社不定期船部長 15年1月 当社経営企画部長 16年6月 当社執行役員経営企画部長委嘱 18年6月 当社常務執行役員 19年6月 当社取締役常務執行役員 20年6月 当社取締役専務執行役員 22年6月 当社代表取締役社長執行役員 (現職)	(注)1	86
代表取締役	副社長執行役員	宍戸 敏孝	昭和28年2月26日生	昭和50年4月 当社入社 平成14年6月 当社自動車船部長 15年6月 当社執行役員自動車船部長委嘱 16年6月 当社執行役員 18年6月 当社常務執行役員 21年6月 当社取締役専務執行役員 23年6月 当社代表取締役副社長執行役員 (現職)	(注)1	53
取締役	専務執行役員	安岡 正文	昭和26年6月7日生	昭和50年4月 山下新日本汽船株式会社入社 平成14年6月 当社鉄鋼原料船部長 16年6月 当社執行役員鉄鋼原料船部長 委嘱 17年6月 当社執行役員 18年6月 当社常務執行役員 20年6月 当社専務執行役員 21年6月 当社取締役専務執行役員(現職)	(注)1	68
取締役	専務執行役員	渡辺 律夫	昭和30年11月29日生	昭和53年4月 当社入社 平成16年6月 当社油送船部長 18年6月 当社執行役員 20年6月 当社常務執行役員 22年6月 当社取締役常務執行役員 23年6月 当社取締役専務執行役員(現職)	(注)1	10
取締役	常務執行役員	青砥 修吾	昭和27年8月25日生	昭和51年4月 当社入社 平成17年6月 当社財務部長 19年6月 当社執行役員財務部長委嘱 20年6月 当社執行役員 22年6月 当社常務執行役員 23年6月 当社取締役常務執行役員(現職)	(注)1	17

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	—	小村 武	昭和14年9月2日生	昭和38年4月 大蔵省入省 63年6月 同省東京税関長 平成4年6月 経済企画庁長官官房長 5年6月 大蔵大臣官房長 7年5月 大蔵省主計局長 9年7月 大蔵事務次官 10年2月 財務総合政策研究所 顧問 13年1月 日本政策投資銀行 総裁 19年9月 同行退任 20年4月 財団法人ソルト・サイエンス 研究財団 理事長 (現職) 同年6月 当社取締役 (現職)	(注)1	27
取締役	—	榊原 定征	昭和18年3月22日生	昭和42年4月 東洋レーヨン株式会社 (現東レ株式会社) 入社 平成6年6月 同社経営企画第1室長 8年6月 同社取締役 10年6月 同社常務取締役 11年6月 同社専務取締役 13年6月 同社代表取締役副社長 14年6月 同社代表取締役社長 22年6月 同社代表取締役取締役会長 (現職) 同年6月 当社取締役 (現職)	(注)1	10
取締役	—	松島 正之	昭和20年6月15日生	昭和43年4月 日本銀行入行 平成2年4月 同行熊本支店長 4年11月 同行ロンドン駐在参事 8年2月 同行調査統計局長 10年6月 同行理事 (国際関係担当) 14年6月 ボストン コンサルティング グループ 上席顧問 17年2月 クレディ・スイス証券株式会社 シニア・エグゼクティブ・アド バイザー 20年6月 同社会長 23年5月 ボストン コンサルティング グループ シニア・アドバイザー (現職) 同年6月 当社取締役 (現職)	(注)1	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	—	成田 純一	昭和33年4月27日生	昭和56年4月 当社入社 平成20年6月 当社ロジスティクス事業部長 21年6月 当社常勤監査役（現職）	(注)4	—
常勤監査役	—	津田 昌明	昭和34年1月23日生	昭和56年4月 当社入社 平成18年6月 当社総務部長 23年6月 当社常勤監査役（現職）	(注)2	2
監査役	—	飯島 澄雄	昭和16年5月6日生	昭和41年4月 弁護士（現職） 第二東京弁護士会入会 平成3年1月 東京虎ノ門法律事務所開設 18年6月 当社監査役（現職）	(注)3	19
監査役	—	伊丹 敬之	昭和20年3月16日生	昭和60年4月 一橋大学商学部教授 平成6年4月 同大学商学部長 20年4月 東京理科大学総合科学技術経営 研究科（現イノベーション研究 科）教授 同年10月 同研究科長（現職） 23年6月 当社監査役（現職）	(注)2	5
計						572

- (注) 1. 平成24年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から1年間  
2. 平成23年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間  
3. 平成22年6月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間  
4. 平成21年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間  
5. 取締役 小村武氏、榊原定征氏及び松島正之氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
6. 監査役 飯島澄雄氏及び伊丹敬之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
7. 当社では、経営の意思決定・監督と業務執行との役割を明確化し、取締役会の活性化と環境変化に迅速かつ的確に対応し得る効率的な業務執行体制の確立のために、平成12年6月27日より執行役員制度を導入しております。執行役員（取締役兼務者を除く）は22名であります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① 企業統治の体制の概要

取締役会は、社内取締役6名と社外取締役3名より構成されております。3名の社外取締役は、当社と利害関係の無い中立な立場にあり、各々の経験と知見から経営判断の妥当性及びに業務執行の状況について株主の立場に立ったチェックを行うと同時に、経営全般にわたって有益な意見を表することで、取締役会の活性化に大きな役割を果たしております。

業務執行については、当社は平成12年より執行役員制度を導入しており、取締役会で選任され代表取締役から権限の委譲を受けた執行役員が、取締役会で決定された経営の最高方針に従い業務執行を行うことで経営のスピードアップを図っております。

取締役会は、定例としては年10回程度適切な間隔を置き開催され、又、必要に応じ随時開催されています。業務執行レベルの最高意思決定機関としての経営会議は原則として毎週開催され、取締役会が決定した最高方針に基づき、経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件の審議機関として機能しております。又、経営会議の下部機構として、GEAR UP委員会、予算委員会、投融资委員会、安全運航対策委員会、CSR・環境対策委員会、コンプライアンス委員会が設置されており、経営会議より必要事項について諮問され、検討・審議を行っております。

上記の体制は、株主の視点に立って企業経営の透明性を高め、経営資源の最適配分を通じてステークホルダーの利益を極大化できるものと考えており、「社会規範と企業倫理に則った、透明性の高い経営を行い、知的創造と効率性を徹底的に追求し企業価値を高めることを目指します。」をグループ企業理念の項目の一つに掲げる当社の経営に最適なコーポレートガバナンスの形態と考えております。

#### ② 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

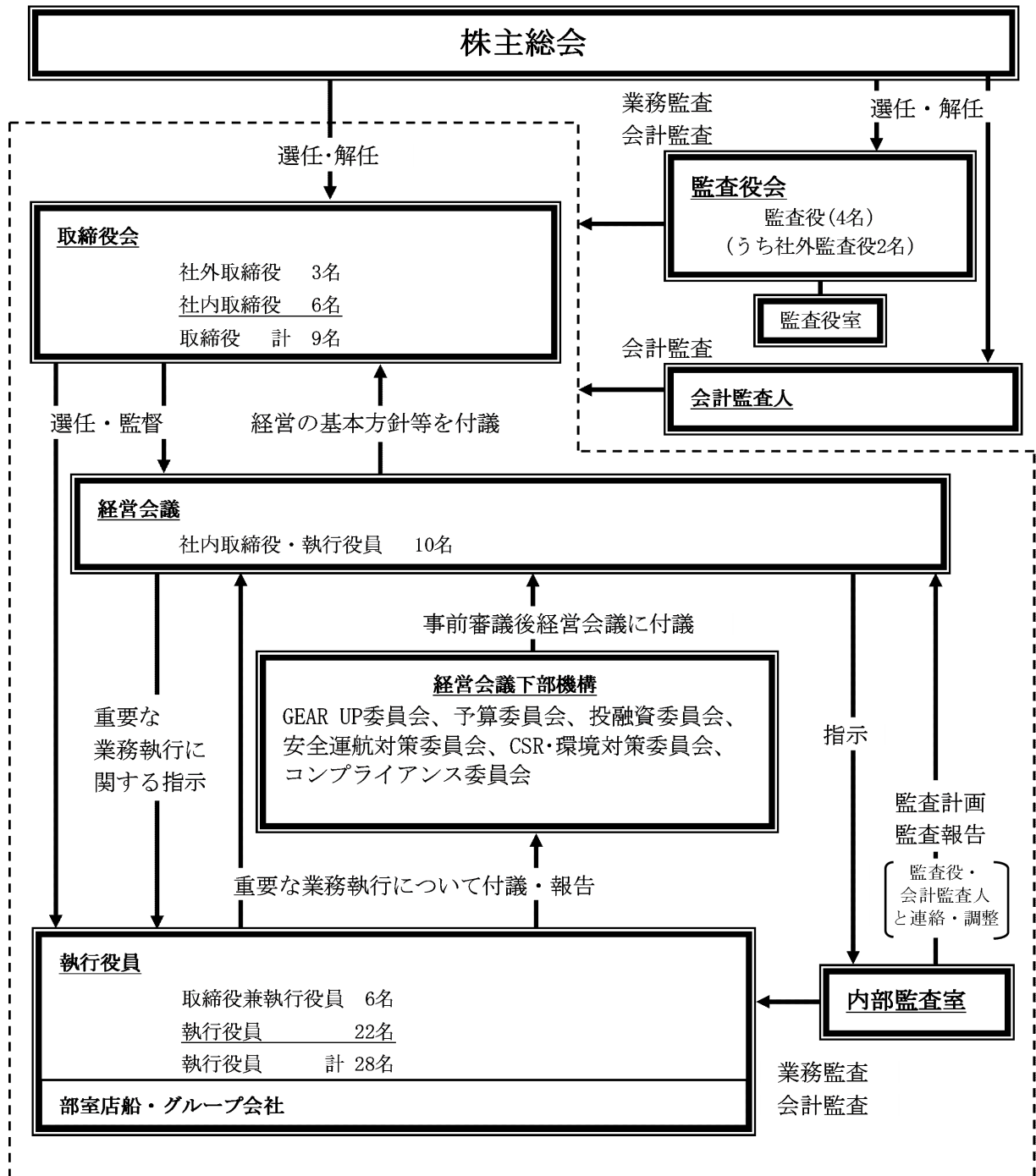
当社は監査役制度を採用しており、監査役4名の内、2名が社外監査役であり、社外監査役は財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。又、監査役監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に執行するための体制として、監査役の職務を補助する専属の使用人(1名)を配置しております。

会計監査につきましては、当社と監査契約を締結している有限責任 あずさ監査法人が監査を実施しております。なお、当社の会計監査業務を執行した有限責任 あずさ監査法人の公認会計士は、指定有限責任社員 業務執行社員の浜村和則氏、及び同 阿部與直氏であります。当連結会計年度の会計監査業務に係わる補助者は、公認会計士7名、その他10名です。

監査役及び会計監査人に加え、経営会議の直轄組織として各部室から独立した内部監査室(12名)を設置しており、監査役及び会計監査人がそれぞれ行う法定監査と連携してグループ会社を含めた業務執行の監査を行っております。

監査役4名で構成する監査役会は監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。

社外監査役を含む各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員及び内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、及び内部監査室その他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査しております。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保する為に必要なものとして内部統制システムの状況を監視及び検証しております。子会社については、子会社の取締役及び監査役などと意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しております。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の施行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。



③ 社外取締役及び社外監査役

上述の通り、当社の社外取締役は3名、社外監査役は2名であります。

社外取締役小村武氏は、当社と利害関係のない中立的な立場にあり、わが国の経済運営や政策金融に携わってこられた長年の経験と知見に基づき、経営判断の妥当性、業務執行の監督を株主の立場からチェックする幅広い経験と知識を有しております。

社外取締役榊原定征氏は、当社と利害関係のない中立的な立場にあり、経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社経営に反映し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点に基づき、経営判断の妥当性、業務執行の監督を株主の立場からチェックする幅広い経験と知識を有しております。

社外取締役松島正之氏は、当社と利害関係のない中立的な立場にあり、金融界における長年の経験と知見に基づき、経営判断の妥当性、業務執行の監督を株主の立場からチェックする幅広い経験と知識を有しております。

社外監査役飯島澄雄氏は、当社と利害関係のない中立的な立場にあり、弁護士としての専門的見地に基づき、経営判断の妥当性、業務執行の監督を株主の立場からチェックする幅広い経験と知識を有しております。

社外監査役伊丹敬之氏は、当社と利害関係のない中立的な立場にあり、経営学の専門家としての企業経営に関する深い学識に基づき、経営判断の妥当性、業務執行の監督を株主の立場からチェックする幅広い経験と知識を有しております。

当社は、上記社外取締役及び社外監査役を上述の理由により社外取締役、社外監査役として選任しており、また、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、上場証券取引所の独立役員に関する判断基準に照らしても一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員に指定しております。各々の経験と知見から経営判断の妥当性及びに業務執行の状況について株主の立場に立ったチェックを行うことにより企業統治上大きな役割を果たしております。

なお、社外取締役及び社外監査役は共に取締役会に出席しており、取締役会における内部監査・監査役監査・会計監査・内部統制に関する決議・報告・討議に適宜参加・監査・監督をしております。

④ 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役小村武氏、榊原定征氏及び社外監査役飯島澄雄氏、伊丹敬之氏と当社との間に当社株式の保有を除いては人的関係、取引関係その他特別の利害関係はありません。また、社外取締役松島正之氏と当社との間に人的関係、取引関係その他特別の利害関係はありません。

社外取締役小村武氏は当社借入先の日本政策投資銀行の総裁であったことがあります（平成19年9月退任）、同行との間の取引の規模、内容に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。

⑤ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

平成18年5月1日に施行された会社法第362条第4項6号及び同条第5項の規定により、同年5月11日の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」として内部統制のための体制の整備について以下の通り決議致しました。なお、方針のほとんどについては既に当社及び当社グループにおいて体制が整備され、運用されています。

イ. 取締役及び執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は「社会規範と企業倫理に則った透明性の高い経営を行なうこと」を企業理念のひとつに掲げ、取締役、執行役員、使用人を含めた行動規範としてコンプライアンス規程第4条に行動基準を定め、これらの遵守を図る。
- (b) 社内取締役と社外取締役により構成される取締役会は取締役会規程により、その適切な運営を確保し、取締役の職務の執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止する。  
また、取締役は取締役会を通じて会社経営全般の最高方針決定に関わると共に、取締役会の一員として、執行役員の業務執行を監督・督励する。
- (c) 取締役会は経営会議を設置し、同会議は取締役会が決定した最高方針に基づき、社長執行役員が経営の基本計画及び業務の執行に関する重要案件を決裁するための審議を行なう。
- (d) 執行役員は取締役会で選任され、執行役員規程により代表取締役から権限の委譲を受け、取締役会の決定した会社経営全般の最高方針に従い、業務執行を行なう。
- (e) 取締役会は、監査役が監査役会規程及び監査役監査基準により定める監査の方針に従い取締役及び執行役員の職務の執行を監査し、その他法令で定める任務を遂行できる環境を確保するよう努める。

- ロ. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報については文書管理規程に基づき、定められた期間、適切に保存・管理し、閲覧可能な状態を維持する。
- ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、損失の危険に係る主たるリスクについて、以下の管理体制を整え、経営会議はその他のリスクを含めた全リスクの管理を統括する機関として機能する。
- (a) 景気動向及び市況リスク  
当社の主たる事業である海上輸送の分野において、荷動きは、世界各国の景気動向や商品市況の影響を受けるため、船舶などの投資に係る重要案件は、経営会議の予備審議機関として投融資委員会を設置し、同委員会においてリスクの把握、分析及び評価を経た上で、意思決定機関に付議する。
- (b) 船舶の安全運航  
経営会議の下部機関として社長執行役員を委員長とする安全運航対策委員会を設置し、同委員会は安全運航対策委員会規程に基づき安全運航に関する事項の検討及び審議を行ない、運航船の安全運航の確保・徹底を図る。また、万一、不慮の事故が発生した場合は重大海難対策本部規程に基づき、損害拡大の防止と環境保全を図る。
- (c) 市場リスク  
船舶燃料油価格の変動、為替レートの変動及び金利の変動などの市場リスクについては、市場リスク管理規程に基づき適切に管理することにより、リスクの低減を図る。
- ニ. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会は年間10回程度、適切な間隔を置いて開催するほか、必要に応じて随時開催する。取締役会に付議すべき重要な事項は、取締役会規程に定め、原則として経営会議においてあらかじめ審議する。
- (b) 社長執行役員が指名し、取締役会が承認するメンバーにより構成される経営会議は、経営会議規程により原則として週1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。  
また、経営会議は必要に応じ、下部機関として委員会を設け、必要事項につき諮問する。
- (c) 組織規程が定める組織の業務分掌及び職位の職務権限に基づき、執行役員は業務の執行を担当する。
- ホ. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、管理部門担当の副社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
- (b) コンプライアンス規程第4条に行動基準を定め、この遵守を図る。
- (c) 法令違反その他のコンプライアンス違反に関する報告・相談のためコンプライアンス規程に基づきコンプライアンス相談窓口を含む報告・相談システムを整備し、運用を行なう。
- (d) 内部監査部門として経営会議からのみ指示を受け、他のいかなる職制からも独立した内部監査室を置く。
- ヘ. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用するグループ企業理念を掲げ、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。
- (b) グループ会社の経営管理について、各社の事業内容によって管理担当部室を定め、管理担当部室長はグループ会社経営管理規程に基づき、グループ会社の重要経営事項についてあらかじめ報告を受け、当社の承認を得てこれを実行するよう求める。
- (c) グループ会社におけるコンプライアンスを確保するため、当社の行動基準を含むコンプライアンス規程に則してグループ各社で諸規程を定める。  
当社のコンプライアンス相談窓口はグループ会社役職員からの相談も受け付け、グループ全体としてコンプライアンスの徹底を図る。

ト. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役及び執行役員からの独立性に関する事項

- (a) 監査役の職務を補助するため、監査役室を設置し、当社の使用人から監査役補助者を任命する。
- (b) 監査役補助者の人事評価は監査役が行い、監査役補助者の人事異動は監査役会の同意を得て決定する。
- (c) 監査役補助者は原則として業務の執行に係る役職を兼務しない。

チ. 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- (a) 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告すべき事項についての規程を定め、当該規程に基づき、取締役、執行役員及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告する。
- (b) コンプライアンス規程に基づく報告・相談システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。
- (c) 代表取締役は監査役と定期的に会合を持つよう努める。
- (d) 内部監査室は監査役と連絡・調整を行い、監査役の監査の実効的な実施に協力する。

## ⑥ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	対象となる 役員の員数 (人)	報酬等の種類別の総額（百万円）			報酬額の総額 (百万円)
		月例報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く。)	8	407	—	35	443
監査役 (社外監査役を除く。)	3	80	—	—	80
社外役員	7	47	—	5	52

ロ. 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等  
該当事項はありません。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬等につきましては、株主総会で定められた上限の範囲内で取締役会または取締役会から委任を受けた代表取締役が決定しております。報酬の水準につきましては、同業種他社及び他業種同規模他社を参考にしながら、人材を確保するにふさわしく、業績達成の動機付けとなる業績連動性を有し、中長期の企業価値と連動したものとなるよう意識しております。

これらに基づき、役員報酬は、「月例報酬」、単年度の業績を反映した「賞与」、中長期の企業価値と連動する「ストックオプション報酬」で構成しております。「月例報酬」につきましては、各取締役の役位に応じて、毎月定額を支給しております。「賞与」につきましては、全社業績の達成度に応じた役位ごとの基準額に担当部門業績を個人別評価として加味し、毎年6月に支給しております。「ストックオプション報酬」につきましては、各取締役の役位に応じて毎年8月に付与しております。

監査役の報酬については、株主総会で定められた上限の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況、取締役の報酬等の内容及び水準を考慮し、監査役の協議をもって各監査役が受ける報酬の額を定めております。監査役には、賞与・ストックオプションは付与していません。

## ⑦ 責任限定契約の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

## ⑧ 取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨定款に定めております。



⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席することを要する旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨も定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑪ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項とその理由

イ. 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ロ. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑫ 株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
208銘柄 92,237百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
本田技研工業(株)	2,913,460	9,104	取引関係の維持・強化の為
三井物産(株)	5,497,500	8,196	取引関係の維持・強化の為
ジェイ エフ イー ホールディングス(株)	2,607,448	6,346	取引関係の維持・強化の為
住友商事(株)	4,832,793	5,746	取引関係の維持・強化の為
(株)近鉄エクスプレス	1,799,500	4,678	業務提携関係の維持・強化の為
三菱商事(株)	1,135,728	2,622	取引関係の維持・強化の為
(株)神戸製鋼所	10,164,800	2,195	取引関係の維持・強化の為
住友金属工業(株)	11,379,680	2,116	取引関係の維持・強化の為
三井造船(株)	8,775,000	1,746	取引関係の維持・強化の為
出光興産(株)	174,800	1,702	取引関係の維持・強化の為
新日本製鐵(株)	5,833,000	1,551	取引関係の維持・強化の為
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	804,805	1,524	取引関係の維持・強化の為
J Xホールディングス(株)	2,660,868	1,490	取引関係の維持・強化の為
マツダ(株)	8,001,000	1,464	取引関係の維持・強化の為
電源開発(株)	562,700	1,441	取引関係の維持・強化の為
乾汽船(株)	2,800,720	1,389	取引関係の維持・強化の為
東北電力(株)	900,000	1,264	取引関係の維持・強化の為
昭和シェル石油(株)	1,380,000	1,197	取引関係の維持・強化の為
名港海運(株)	1,483,895	1,053	取引関係の維持・強化の為
丸紅(株)	1,690,041	1,012	取引関係の維持・強化の為
日本碍子(株)	664,157	987	取引関係の維持・強化の為
三井不動産(株)	711,554	976	取引関係の維持・強化の為
住友金属鉱山(株)	659,000	943	取引関係の維持・強化の為
(株)名村造船所	2,065,700	855	取引関係の維持・強化の為

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
本田技研工業(株)	2,846,000	8,893	取引関係の維持・強化の為
三井物産(株)	3,000,000	4,473	取引関係の維持・強化の為
住友商事(株)	2,400,000	2,853	取引関係の維持・強化の為
キャノン(株)	609,000	2,204	取引関係の維持・強化の為
トヨタ自動車(株)	388,000	1,299	取引関係の維持・強化の為
住友化学(株)	2,060,000	854	取引関係の維持・強化の為

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

当事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
本田技研工業(株)	2,913,460	9,162	取引関係の維持・強化の為
三井物産(株)	5,497,500	7,460	取引関係の維持・強化の為
住友商事(株)	4,832,793	5,780	取引関係の維持・強化の為
(株)近鉄エクスプレス	1,799,500	5,189	業務提携関係の維持・強化 の為
ジェイ エフ イー ホールデ ィングス(株)	2,607,448	4,636	取引関係の維持・強化の為
三菱商事(株)	1,135,728	2,180	取引関係の維持・強化の為
住友金属工業(株)	11,379,680	1,900	取引関係の維持・強化の為
出光興産(株)	174,800	1,442	取引関係の維持・強化の為
MS&ADインシュアランスグル ープホールディングス(株)	804,805	1,367	取引関係の維持・強化の為
J Xホールディングス(株)	2,660,868	1,365	取引関係の維持・強化の為
(株)神戸製鋼所	10,164,800	1,362	取引関係の維持・強化の為
新日本製鐵(株)	5,833,000	1,324	取引関係の維持・強化の為
三井造船(株)	8,775,000	1,263	取引関係の維持・強化の為
電源開発(株)	562,700	1,262	取引関係の維持・強化の為
マツダ(株)	8,001,000	1,160	取引関係の維持・強化の為
三井不動産(株)	711,554	1,126	取引関係の維持・強化の為
名港海運(株)	1,483,895	1,105	取引関係の維持・強化の為
丸紅(株)	1,690,041	1,008	取引関係の維持・強化の為
乾汽船(株)	2,800,720	907	取引関係の維持・強化の為
明治海運(株)	2,463,200	881	取引関係の維持・強化の為
東北電力(株)	900,000	849	取引関係の維持・強化の為
(株)三井住友フィナンシャル グループ	296,775	808	取引関係の維持・強化の為
日本碍子(株)	664,157	784	取引関係の維持・強化の為
住友金属鉱山(株)	659,000	766	取引関係の維持・強化の為
東京瓦斯(株)	1,946,700	759	取引関係の維持・強化の為
(株)名村造船所	2,065,700	743	取引関係の維持・強化の為
昭和シェル石油(株)	1,380,000	728	取引関係の維持・強化の為

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
本田技研工業(株)	2,846,000	8,950	取引関係の維持・強化の為
三井物産(株)	3,000,000	4,071	取引関係の維持・強化の為
住友商事(株)	2,400,000	2,870	取引関係の維持・強化の為
キャノン(株)	609,000	2,381	取引関係の維持・強化の為
トヨタ自動車(株)	388,000	1,385	取引関係の維持・強化の為
住友化学(株)	2,060,000	725	取引関係の維持・強化の為

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

- ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	123	3	110	9
連結子会社	135	2	122	0
計	258	5	232	10

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGに対して、監査報酬を支払っている当社の重要な連結子会社はありません。

(当連結会計年度)

当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGに対して、監査報酬を支払っている当社の重要な連結子会社はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、「コンフォートレター作成業務」などがあります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、「コンフォートレター作成業務」、「財務デュー・デリジェンスに関する支援業務」などがあります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査公認会計士の職務の執行状況、その他諸般の事情を総合的に勘案したものであります。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表について有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構の開催するセミナーに参加しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## ① 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上高	1,543,660	1,435,220
売上原価	※1 1,328,959	※1 1,368,794
売上総利益	214,701	66,426
販売費及び一般管理費	※2, ※3 91,300	※2, ※3 90,885
営業利益又は営業損失(△)	123,400	△24,459
営業外収益		
受取利息	1,580	1,172
受取配当金	3,926	6,785
持分法による投資利益	8,174	3,300
デリバティブ評価益	—	491
その他営業外収益	3,544	5,832
営業外収益合計	17,226	17,581
営業外費用		
支払利息	11,371	11,511
為替差損	4,584	4,440
デリバティブ評価損	1,415	—
その他営業外費用	※4 1,634	※4 1,491
営業外費用合計	19,005	17,442
経常利益又は経常損失(△)	121,621	△24,320
特別利益		
固定資産売却益	※5 6,359	※5 11,558
投資有価証券売却益	1,019	225
傭船解約金	1,485	142
特別修繕引当金戻入額	765	—
その他特別利益	1,529	2,096
特別利益合計	11,160	14,022
特別損失		
固定資産売却損	※6 2,459	※6 664
固定資産除却損	※7 3,876	※7 1,165
減損損失	※8 10,238	※8 5,468
関係会社清算損	302	285
投資有価証券評価損	499	9,162
傭船解約金	11,988	341
為替換算調整勘定取崩損	—	2,366
その他特別損失	※9 8,049	※9 3,763
特別損失合計	37,415	23,218
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	95,366	△33,516
法人税、住民税及び事業税	36,431	9,546
法人税等調整額	△2,797	△20,814
法人税等合計	33,634	△11,268
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失(△)	61,732	△22,247
少数株主利益	3,455	3,761
当期純利益又は当期純損失(△)	58,277	△26,009

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失(△)	61,732	△22,247
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△7,080	2,504
繰延ヘッジ損益	△11,480	18,730
為替換算調整勘定	△14,034	△1,303
持分法適用会社に対する持分相当額	△15,250	△10,051
その他の包括利益合計	△47,846	※ 9,880
包括利益	13,886	△12,367
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	11,716	△14,404
少数株主に係る包括利益	2,170	2,037



## ②【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月 31 日)		当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月 31 日)	
<b>株主資本</b>				
<b>資本金</b>				
当期首残高		65,400		65,400
当期変動額				
当期変動額合計		—		—
当期末残高		65,400		65,400
<b>資本剰余金</b>				
当期首残高		44,522		44,516
当期変動額				
自己株式の処分		△5		△29
当期変動額合計		△5		△29
当期末残高		44,516		44,486
<b>利益剰余金</b>				
当期首残高		616,736		664,645
当期変動額				
剰余金の配当		△9,569		△8,970
当期純利益又は当期純損失(△)		58,277		△26,009
連結範囲の変動		△693		11
持分法の適用範囲の変動		△365		159
連結子会社の決算通貨変更に伴う変動		259		—
連結子会社の決算期変更に伴う変動		—		△169
当期変動額合計		47,909		△34,978
当期末残高		664,645		629,667
<b>自己株式</b>				
当期首残高		△7,126		△7,181
当期変動額				
自己株式の取得		△88		△28
自己株式の処分		33		57
当期変動額合計		△55		29
当期末残高		△7,181		△7,151
<b>株主資本合計</b>				
当期首残高		719,532		767,380
当期変動額				
剰余金の配当		△9,569		△8,970
当期純利益又は当期純損失(△)		58,277		△26,009
連結範囲の変動		△693		11
持分法の適用範囲の変動		△365		159
連結子会社の決算通貨変更に伴う変動		259		—
連結子会社の決算期変更に伴う変動		—		△169
自己株式の取得		△88		△28
自己株式の処分		27		28
当期変動額合計		47,847		△34,977
当期末残高		767,380		732,402

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	20,999	14,488
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,510	2,399
当期変動額合計	△6,510	2,399
当期末残高	14,488	16,888
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△45,454	△68,355
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△22,901	13,418
当期変動額合計	△22,901	13,418
当期末残高	△68,355	△54,936
為替換算調整勘定		
当期首残高	△35,569	△52,718
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△17,149	△4,213
当期変動額合計	△17,149	△4,213
当期末残高	△52,718	△56,932
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△60,024	△106,585
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△46,560	11,604
当期変動額合計	△46,560	11,604
当期末残高	△106,585	△94,980
新株予約権		
当期首残高	1,523	1,870
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	347	134
当期変動額合計	347	134
当期末残高	1,870	2,005
少数株主持分		
当期首残高	74,670	77,581
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,910	900
当期変動額合計	2,910	900
当期末残高	77,581	78,481

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<b>純資産合計</b>		
当期首残高	735,702	740,247
<b>当期変動額</b>		
剰余金の配当	△9,569	△8,970
当期純利益又は当期純損失(△)	58,277	△26,009
連結範囲の変動	△693	11
持分法の適用範囲の変動	△365	159
連結子会社の決算通貨変更に伴う変動	259	—
連結子会社の決算期変更に伴う変動	—	△169
自己株式の取得	△88	△28
自己株式の処分	27	28
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△43,303	12,639
<b>当期変動額合計</b>	<b>4,544</b>	<b>△22,337</b>
当期末残高	740,247	717,909

## ③【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	65,788	50,864
受取手形及び営業未収金	128,208	130,921
有価証券	29	10,023
たな卸資産	※1 46,547	※1 54,335
繰延及び前払費用	51,172	53,744
繰延税金資産	5,752	4,594
その他流動資産	47,536	※6 82,852
貸倒引当金	△592	△401
流動資産合計	344,443	386,936
固定資産		
有形固定資産		
船舶（純額）	※2, ※4 744,155	※2, ※4 822,280
建物及び構築物（純額）	※2, ※4 131,288	※2, ※4 124,294
機械装置及び運搬具（純額）	※2, ※4 10,350	※2, ※4 9,210
器具及び備品（純額）	※2, ※4 3,969	※2, ※4 3,597
土地	※4 216,103	※4 215,958
建設仮勘定	150,114	※4 116,724
その他有形固定資産（純額）	※2 1,841	※2 1,735
有形固定資産合計	1,257,823	1,293,802
無形固定資産	9,187	16,193
投資その他の資産		
投資有価証券	※3, ※4 191,870	※3, ※4 172,746
長期貸付金	18,198	19,166
長期前払費用	21,917	20,479
繰延税金資産	7,116	11,692
その他長期資産	※3, ※4 20,855	※3 27,696
貸倒引当金	△2,672	△2,551
投資その他の資産合計	257,286	249,228
固定資産合計	1,524,297	1,559,225
資産合計	1,868,740	1,946,161

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び営業未払金	130,752	133,599
短期社債	10,242	4,190
短期借入金	※4 111,720	※4 101,012
未払法人税等	27,409	6,112
前受金	20,281	19,808
繰延税金負債	93	902
<b>引当金</b>		
賞与引当金	4,600	3,928
役員賞与引当金	243	152
米国独禁法関連引当金	—	151
引当金計	4,844	4,232
コマーシャル・ペーパー	21,500	5,000
その他流動負債	47,424	47,993
流動負債合計	374,268	322,851
<b>固定負債</b>		
社債	160,157	187,030
長期借入金	※4 399,382	※4 552,156
リース債務	20,080	19,011
繰延税金負債	19,441	18,732
<b>引当金</b>		
退職給付引当金	14,310	13,766
役員退職慰労引当金	2,027	2,159
特別修繕引当金	16,908	14,058
引当金計	33,246	29,984
その他固定負債	121,916	98,484
固定負債合計	754,225	905,401
負債合計	1,128,493	1,228,252
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	65,400	65,400
資本剰余金	44,516	44,486
利益剰余金	664,645	629,667
自己株式	△7,181	△7,151
株主資本合計	767,380	732,402
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	14,488	16,888
繰延ヘッジ損益	△68,355	△54,936
為替換算調整勘定	△52,718	△56,932
その他の包括利益累計額合計	△106,585	△94,980
新株予約権	1,870	2,005
少数株主持分	77,581	78,481
純資産合計	740,247	717,909
負債純資産合計	1,868,740	1,946,161

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	95,366	△33,516
減価償却費	77,445	85,624
減損損失	10,238	5,468
持分法による投資損益(△は益)	△8,174	△3,300
投資有価証券評価損益(△は益)	499	9,162
関係会社株式評価損	272	—
引当金の増減額(△は減少)	△1,226	△4,004
受取利息及び受取配当金	△5,507	△7,958
支払利息	11,371	11,511
投資有価証券売却損益(△は益)	△1,017	△223
有形固定資産除売却損益(△は益)	△23	△9,729
為替差損益(△は益)	1,689	4,172
売上債権の増減額(△は増加)	△13,755	△3,971
たな卸資産の増減額(△は増加)	△8,451	△7,932
仕入債務の増減額(△は減少)	18,860	3,805
その他	22,075	△6,843
小計	199,664	42,264
利息及び配当金の受取額	8,332	17,368
利息の支払額	△11,201	△10,477
法人税等の支払額	△15,040	△44,140
営業活動によるキャッシュ・フロー	181,755	5,014
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	△4,567	△1,157
投資有価証券の売却及び償還による収入	4,845	698
有形及び無形固定資産の取得による支出	△217,361	△175,035
有形及び無形固定資産の売却による収入	82,752	44,878
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	※3 △4,936
短期貸付金の純増減額(△は増加)	48	126
長期貸付けによる支出	△4,394	△4,527
長期貸付金の回収による収入	2,391	8,384
その他	1,500	△2,743
投資活動によるキャッシュ・フロー	△134,785	△134,312

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期社債の純増減額 (△は減少)	154	56
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△3,284	△2,958
コマーシャル・ペーパーの純増減額 (△は減少)	13,000	△16,500
長期借入れによる収入	68,899	270,357
長期借入金の返済による支出	△94,287	△115,662
社債の発行による収入	20,000	30,000
社債の償還による支出	△56,533	△7,890
自己株式の取得による支出	△88	△28
自己株式の売却による収入	27	28
配当金の支払額	△9,618	△9,041
少数株主への配当金の支払額	△1,140	△1,305
その他	△888	1,217
財務活動によるキャッシュ・フロー	△63,759	148,272
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,698	△1,940
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△20,487	17,033
現金及び現金同等物の期首残高	85,894	65,477
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	70	114
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	—	211
現金及び現金同等物の期末残高	※1 65,477	※1 82,837

## 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数：335社（うち支配力基準を適用した会社数4社）

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略していません。

当連結会計年度より、新規に株式を取得したJENTOWER LIMITED及び新規に設立したAQUARIUS LNG SHIPPING LTD. を含む25社を新たに連結しました。

また、連結子会社でありました国際コンテナターミナル(株)を含む10社は合併による消滅等のため、連結から除外しております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の社名はアジアカーゴサービス(株)であります。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも小規模であり全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしませんので連結の範囲から除いております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の関連会社数 63社

主要な持分法適用関連会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略してあります。

重要性の観点より、前連結会計年度において持分法非適用関連会社でありましたDUQM MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S. A. 及び新規に株式を取得しましたPT HANOCHAM SHIPPINGを含む5社は当連結会計年度より持分法適用関連会社となっております。バダック・エル・エヌ・ジー輸送(株)を含む2社は清算終了のため持分法適用関連会社から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（アジアカーゴサービス(株)他）及び関連会社（(株)空見コンテナセンター他）は、持分法非適用会社の当期純損益及び利益剰余金等のうち持分相当額は、いずれも小規模であり重要性が乏しいと認められますので、持分法適用対象から除いております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社16社と在外連結子会社268社は12月31日を決算日とし、また、国内連結子会社1社は2月末日を決算日としております。従い、連結決算日である3月31日と差異がありますが、連結財務諸表作成のための決算は行っておりません。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については調整を行っております。

なお、既存の連結子会社のCLEOPATRA LNG SHIPPING CO., LTD. 及びNEFERTITI LNG SHIPPING CO., LTD. は決算日を12月31日から3月31日に変更しておりますが、12ヶ月決算への調整を行っております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ 有価証券

##### (イ) 売買目的有価証券

時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）

##### (ロ) 満期保有目的の債券

償却原価法

##### (ハ) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

##### ロ デリバティブ

時価法

##### ハ たな卸資産

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ 有形固定資産（リース資産を除く）

##### (イ) 船舶

主として定額法。一部の船舶について定率法。



- (ロ) 建物
  - 主として定額法。
- (ハ) その他有形固定資産
  - 主として定率法。
  - なお、取得原価10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却を主として行っております。
- ロ 無形固定資産(リース資産を除く)
  - 定額法であります。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- ハ リース資産
  - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
    - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
  - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
    - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
    - なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。
- (3) 繰延資産の処理方法
  - イ 社債発行費
    - 支出時に全額費用として処理しております。
  - ロ 株式交付費
    - 支出時に全額費用として処理しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
  - イ 貸倒引当金
    - 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
  - ロ 賞与引当金
    - 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
  - ハ 役員賞与引当金
    - 一部の国内連結子会社は役員賞与の支出に備えて、役員賞与支給見込額を計上しております。
  - ニ 米国独禁法関連引当金
    - 当社子会社である商船三井ロジスティクス(株)が、米国司法省から日本における燃油サーチャージ等に係る価格調整に関する調査を受け、その結果、課徴金を納付することと致しましたが、支払額並びに時期が確定していないため、その納付見込額を計上しております。
  - ホ 退職給付引当金
    - 主として従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務債務は主としてその発生時に一括費用処理しております。
  - ヘ 役員退職慰労引当金
    - 当社及び一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。なお、当社は平成16年度定時株主総会において、同総会終結時をもって役員の退職慰労金制度を廃止し、同総会終結時までの在任期間に対応する退職慰労金を各役員の退任時に支払うことが決議されたため、当該期間に対応する内規に基づく要支給額を計上しております。
  - ト 特別修繕引当金
    - 船舶の修繕に要する費用の支出に備えるため、修繕見積額基準により計上しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
  - 運賃収益及び運賃収益に係る費用の計上基準
    - コンテナ船事業：複合輸送進行基準を採用しております。
    - その他：主として航海完了基準を採用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップに関しては、特例処理を採用しております。

ロ 主なヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
外貨建借入金	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建借入金
金利スワップ	借入金利息及び社債利息
原油スワップ	船舶燃料
商品先物	船舶燃料
運賃先物	運賃

ハ ヘッジ方針

主として当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」に基づき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

主としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジ有効性判定を省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、原則として発生日以後5年で均等償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

イ 当社及び連結子会社の支払利息につきましては原則として発生時に費用処理しておりますが、事業用の建設資産のうち、工事着工より工事完成までの期間が長期にわたり且つ投資規模の大きい資産については、工事期間中に発生する支払利息を取得原価に算入しております。なお、当連結会計年度中に取得原価に算入した支払利息は1,156百万円であります。

ロ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

**【表示方法の変更】**

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで「その他特別損失」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「その他特別損失」に表示していた8,548百万円は、「投資有価証券評価損」499百万円、「その他特別損失」8,049百万円として組み替えております。

**【追加情報】**

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(連結損益計算書関係)

※1 売上原価に含まれる引当金繰入額の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
退職給付費用	1,013百万円	退職給付費用	1,370百万円
賞与引当金繰入額	1,029	賞与引当金繰入額	859
特別修繕引当金繰入額	12,472	特別修繕引当金繰入額	11,139
貸倒引当金繰入額	17	貸倒引当金繰入額	115

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
役員報酬及び従業員給与	42,780百万円	役員報酬及び従業員給与	43,065百万円
退職給付費用	2,138	退職給付費用	3,399
賞与引当金繰入額	3,761	賞与引当金繰入額	2,954
役員賞与引当金繰入額	243	役員賞与引当金繰入額	152
貸倒引当金繰入額	361	貸倒引当金繰入額	200
役員退職慰労引当金繰入額	540	役員退職慰労引当金繰入額	579

※3 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	209百万円		213百万円

※4 その他営業外費用に含まれる引当金繰入額の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
貸倒引当金繰入額	7百万円	貸倒引当金繰入額	28百万円

※5 固定資産売却益の主なもの、船舶の売却によるものであります。

※6 固定資産売却損の主なもの、船舶の売却によるものであります。

※7 固定資産除却損の主なもの、建築及び建築物の除却によるものであります。

※8 減損損失

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	減損損失
売却予定資産	船舶等	10,238百万円

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	種類	減損損失
売却予定資産	船舶等	5,468百万円

当社グループは、原則として、事業用資産については管理会計上の区分である事業ごとにグルーピングを行い、売却予定資産及び遊休資産等においては個別資産ごとにグルーピングを行っております。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、売却予定資産のうち売却予定価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。また、正味売却価額は売却予定価額により評価しております。

※9 その他特別損失に含まれる引当金繰入額の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
—————	米国独禁法関連引当金繰入額
	151百万円

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金:

当期発生額	△7,681百万円
組替調整額	8,891
税効果調整前	1,209
税効果額	1,295
その他有価証券評価差額金	2,504

繰延ヘッジ損益:

当期発生額	19,784
組替調整額	9,893
資産の取得原価調整額	6,315
税効果調整前	35,993
税効果額	△17,263
繰延ヘッジ損益	18,730

為替換算調整勘定:

当期発生額	△2,569
組替調整額	1,266
為替換算調整勘定	△1,303

持分法適用会社に対する持分相当額:

当期発生額	△15,671
組替調整額	5,620
持分法適用会社に対する持分相当額	△10,051
その他の包括利益合計	9,880

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	1,206,286	—	—	1,206,286
合計	1,206,286	—	—	1,206,286
自己株式				
普通株式(注)1、2	10,878	154	48	10,984
合計	10,878	154	48	10,984

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加154千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少48千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	1,870
	合計	—	—	—	—	—	1,870

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式	3,588	3.0	平成22年3月31日	平成22年6月23日
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	5,980	5.0	平成22年9月30日	平成22年11月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	5,980	利益剰余金	5.0	平成23年3月31日	平成23年6月24日

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	1,206,286	—	—	1,206,286
合計	1,206,286	—	—	1,206,286
自己株式				
普通株式（注）1、2	10,984	76	85	10,975
合計	10,984	76	85	10,975

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加76千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少85千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2,005
合計		—	—	—	—	—	2,005

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月23日 定時株主総会	普通株式	5,980	5.0	平成23年3月31日	平成23年6月24日
平成23年10月31日 取締役会	普通株式	2,990	2.5	平成23年9月30日	平成23年11月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	2,990	利益剰余金	2.5	平成24年3月31日	平成24年6月25日



## (連結貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当連結会計年度 (平成24年3月31日)
原材料及び貯蔵品	45,522百万円	原材料及び貯蔵品	52,847百万円
その他	1,024	その他	1,488

※2

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当連結会計年度 (平成24年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	713,711百万円	有形固定資産の減価償却累計額	706,553百万円

※3 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当連結会計年度 (平成24年3月31日)
投資有価証券(株式) (うち共同支配企業に対する投資 の金額)	90,814百万円 (51,015)	投資有価証券(株式) (うち共同支配企業に対する投資 の金額)	78,940百万円 (19,603)
その他長期資産(出資金)	964	その他長期資産(出資金)	936

※4 担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当連結会計年度 (平成24年3月31日)
担保資産		担保資産	
船舶	187,678百万円	船舶	192,297百万円
建物及び構築物	1,843	建物及び構築物	1,683
土地	1,073	土地	890
投資有価証券	74,105	建設仮勘定	5,624
その他	20	投資有価証券	68,933
		その他	30
計	264,721	計	269,460
担保付債務		担保付債務	
短期借入金	15,188	短期借入金	14,901
長期借入金	70,615	長期借入金	65,892
計	85,804	計	80,794

担保に供した投資有価証券のうち、

- イ) 58,613百万円については、当社及び当社関係会社が、米国海域で油濁事故を起こした場合に発生する損失を担保する目的で差し入れたもので、当連結会計年度末現在対応債務は存在しておりません。また、うち11,143百万円については、連結子会社株式であります。
- ロ) 15,336百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払の担保目的で差し入れたものであります。
- ハ) 81百万円については、LNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。

担保に供した投資有価証券のうち、

- イ) 55,092百万円については、当社及び当社関係会社が、米国海域で油濁事故を起こした場合に発生する損失を担保する目的で差し入れたもので、当連結会計年度末現在対応債務は存在しておりません。また、うち11,143百万円については、連結子会社株式であります。
- ロ) 13,742百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払の担保目的で差し入れたものであります。
- ハ) 81百万円については、LNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。

5 偶発債務  
保証債務等

前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当連結会計年度 (平成24年3月31日)	
被保証者(被保証債務等の内容)	保証金額	被保証者(被保証債務等の内容)	保証金額
JOINT GAS TWO LTD. (支払備船料他)	9,076百万円 (US\$109,160千)	JOINT GAS TWO LTD. (支払備船料他)	9,442百万円 (US\$114,883千)
ICE GAS LNG SHIPPING COMPANY LIMITED (船舶設備資金借入金他)	8,513 (US\$102,382千)	ICE GAS LNG SHIPPING COMPANY LIMITED (船舶設備資金借入金他)	9,054 (US\$110,170千)
JOINT GAS LTD. (支払備船料他)	6,257 (US\$75,254千)	JOINT GAS LTD. (支払備船料他)	6,507 (US\$79,178千)
MONTERIGGIONI INC. (支払備船料他)	5,714 (US\$62,306千他)	MONTERIGGIONI INC. (支払備船料他)	5,387 (US\$63,964千他)
MAPLE LNG TRANSPORT INC. (船舶設備資金借入金)	4,135	MAPLE LNG TRANSPORT INC. (船舶設備資金借入金)	3,892
INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.1) LTD./INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.2) LTD. (金利スワップ関連他)	3,174 (US\$38,178千)	INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.1) LTD./INDIA LNG TRANSPORT COMPANY (NO.2) LTD. (金利スワップ関連他)	2,948 (US\$35,869千)
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.3 LTD. (船舶設備資金借入金他)	3,028 (US\$36,424千)	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.3 LTD. (船舶設備資金借入金他)	2,898 (US\$35,263千)
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.2 LTD. (船舶設備資金借入金他)	2,996 (US\$36,034千)	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.2 LTD. (船舶設備資金借入金他)	2,860 (US\$34,802千)
PENINSULA LNG TRANSPORT NO.1 LTD. (船舶設備資金借入金他)	2,987 (US\$35,928千)	PENINSULA LNG TRANSPORT NO.1 LTD. (船舶設備資金借入金他)	2,836 (US\$34,508千)
CAMARTINA SHIPPING INC. (船舶設備資金借入金)	2,818 (US\$33,894千)	CAMARTINA SHIPPING INC. (船舶設備資金借入金他)	2,573 (US\$31,310千)
DUQM MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. (船舶設備資金借入金)	2,767 (US\$33,280千)	DUQM MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. (船舶設備資金借入金)	2,524 (US\$30,720千)
LNG EBISU SHIPPING CORPORATION (船舶購入資金借入金)	2,326	LNG EBISU SHIPPING CORPORATION (船舶購入資金借入金)	2,104
HAIMA MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. (船舶設備資金借入金)	2,104 (US\$25,306千)	HAIMA MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. (船舶設備資金借入金)	1,919 (US\$23,360千)
RAYSUT MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. (船舶設備資金借入金)	2,057 (US\$24,748千)	RAYSUT MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. (船舶設備資金借入金)	1,881 (US\$22,891千)
AL-MUSANAH MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. (船舶設備資金借入金)	1,933 (US\$23,250千)	AL-MUSANAH MARITIME TRANSPORTATION COMPANY S.A. (船舶設備資金借入金)	1,781 (US\$21,675千)
従業員(住宅・教育ローン)	1,432	従業員(住宅・教育ローン)	1,170
(株)ワールド流通センター (倉庫建設資金借入金)	1,163	(株)ワールド流通センター (倉庫建設資金借入金)	980
その他(44件)	5,438 (US\$38,500千他)	その他(27件)	4,297 (US\$25,459千他)
合計(円貨)	67,925	合計(円貨)	65,061
合計(外貨/内数)	(US\$674,651千他)	合計(外貨/内数)	(US\$664,056千他)
保証債務等には保証類似行為を含んでおります。 外貨による保証残高US\$674,651千他の円貨額は56,826百万円 円であります。 上記のうち再保証額は13百万円であります。		保証債務等には保証類似行為を含んでおります。 外貨による保証残高US\$664,056千他の円貨額は54,854百万 円であります。 上記のうち再保証額は3百万円であります。	
連帯債務のうち他の連帯債務者負担額	3,480百万円	連帯債務のうち他の連帯債務者負担額	1,702百万円

※6 現先取引

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
—————	流動資産の「その他流動資産」には現先取引による短期貸付金22,977百万円が含まれております。この取引による担保受入有価証券の期末時価は22,977百万円であります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金勘定	65,788百万円	50,864百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△311	△1,005
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する 短期投資(有価証券)	—	10,000
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する 短期投資(その他流動資産)	—	22,977
現金及び現金同等物	65,477	82,837

2 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	3,916百万円	3,817百万円

※3 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たにJENTOWER LIMITED及びその子会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	310百万円
固定資産	5,349
のれん	1,144
流動負債	△110
固定負債	△1,453
株式の取得価額	5,241
現金及び現金同等物	△304
差引:取得のための支出	4,936

(リース取引関係)

(借主側)

1. リース取引開始日が、平成20年3月31日以前で、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具及び備品	36,458	32,086	4,371
その他	192	177	14
合計	36,651	32,264	4,386

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具及び備品	34,800	32,316	2,484
その他	88	84	3
合計	34,889	32,401	2,488

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	2,881	2,630
1年超	5,092	2,813
合計	7,973	5,444

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	3,475	3,167
減価償却費相当額	2,598	1,898
支払利息相当額	181	124

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として、連結貸借対照表上の各科目の償却方法に準じ、定率法または定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	37,921	38,588
1年超	266,156	240,143
合計	304,077	278,732

(貸主側)  
オペレーティング・リース取引  
未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	13,271	13,125
1年超	47,699	42,019
合計	60,971	55,145

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、船舶等の取得のための設備資金を、主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、短期的な運転資金をコマーシャル・ペーパーや銀行借入により調達しております。更に、国内金融機関からコミットメントラインを設定し、緊急時の流動性補完にも備えております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、実需の範囲で行い、投機的な取引は一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び営業未収金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の内部規程である「組織規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債務をネットしたポジションについて主に為替予約を利用して当該リスクを回避しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び営業未払金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは、主に短期的な運転資金の調達を目的としたものであります。長期借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用して支払金利の固定化を一部実施しております。また、外貨建ての借入金及び社債は、為替変動リスクに晒されておりますが、一部は通貨スワップ取引を利用して当該リスクを回避しております。

デリバティブは、外貨建ての営業債権債務、長期借入金及び社債に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び通貨スワップ、長期借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、船舶燃料油の価格の変動に対するヘッジを目的とした原油スワップ及び商品先物等であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (6) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引の執行・管理については、当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」にしたがって行い、デリバティブの利用に当たっては、信用リスクを軽減するため、格付けの高い金融機関等とのみ取引を行っております。

また、営業債務、借入金、社債及びコマーシャル・ペーパーは返済資金手当てのリスクに晒されておりますが、当社では月次に資金繰計画を作成するなどの方法により資金管理を行うほか、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（平成23年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	65,788	65,788	—
(2) 受取手形及び営業未収金	128,208	128,208	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	29	29	—
(4) 短期貸付金	1,694	1,694	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	90,824	90,824	—
(6) 長期貸付金(*1)	24,485		
貸倒引当金(*2)	△187		
	24,298	30,902	6,604
資産計	310,843	317,447	6,604
(1) 支払手形及び営業未払金	130,752	130,752	—
(2) 短期社債	961	961	—
(3) 短期借入金	41,965	41,965	—
(4) コマーシャル・ペーパー	21,500	21,500	—
(5) 社債(*3)	169,438	174,240	4,802
(6) 長期借入金(*4)	469,138	470,604	1,466
負債計	833,755	840,024	6,268
デリバティブ取引(*5)	(87,850)	(89,818)	(1,967)

(\*1) 長期貸付金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた6,286百万円が含まれております。

(\*2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*3) 社債の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた9,280百万円が含まれております。

(\*4) 長期借入金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた69,755百万円が含まれております。

(\*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び営業未収金、(4) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券、(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。



(6)長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、貸付金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

負債

(1)支払手形及び営業未払金、(2)短期社債、(3)短期借入金、(4)コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)社債

これらの時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を当社社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の社債は金利通貨スワップの振当処理の対象とされており、変動利付社債とみた場合、短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金

これらの時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるもの時価は、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の長期借入金は金利通貨スワップの振当処理の対象とされており、変動利付借入とみた場合、変動金利によるものと同様に時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	50,864	50,864	—
(2) 受取手形及び営業未収金	130,921	130,921	—
(3) 有価証券			
その他有価証券	10,023	10,023	—
(4) 短期貸付金	24,510	24,510	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	82,897	82,897	—
(6) 長期貸付金(*1)	19,597		
貸倒引当金(*2)	△185		
	19,412	26,030	6,618
資産計	318,630	325,249	6,618
(1) 支払手形及び営業未払金	133,599	133,599	—
(2) 短期借入金	38,750	38,750	—
(3) コマーシャル・ペーパー	5,000	5,000	—
(4) 社債(*3)	191,221	197,268	6,047
(5) 長期借入金(*4)	614,417	616,014	1,596
負債計	982,990	990,633	7,643
デリバティブ取引(*5)	(52,522)	(54,373)	(1,851)

(\*1)長期貸付金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた431百万円が含まれております。

(\*2)長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*3)社債の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた4,190百万円が含まれております。

(\*4)長期借入金の連結貸借対照表計上額には、短期へ振替えられた62,261百万円が含まれております。

(\*5)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び営業未収金、(4) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券、(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(6) 長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、貸付金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

## 負債

### (1) 支払手形及び営業未払金、(2) 短期借入金、(3) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (4) 社債

これらの時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のない変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

### (5) 長期借入金

これらの時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、当社の信用状態が実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに分類し、借入金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。一部の長期借入金は金利通貨スワップの振当処理の対象とされており、変動利付借入とみた場合、変動金利によるものと同様に時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

## デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
①非上場株式	6,977	7,666
②非上場外国債券	3,200	3,200
③その他	53	41

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	65,788	—	—	—
受取手形及び営業未収金	128,208	—	—	—
短期貸付金	1,694	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券（その他）	—	—	—	3,200
その他有価証券のうち満期が あるもの（国債・地方債等）	—	10	—	—
長期貸付金	6,286	11,999	1,422	4,776
合計	201,978	12,010	1,422	7,976

当連結会計年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	50,864	—	—	—
受取手形及び営業未収金	130,921	—	—	—
短期貸付金	24,510	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券（その他）	—	—	—	3,200
その他有価証券のうち満期が あるもの（国債・地方債等）	—	10	—	—
その他有価証券のうち満期が あるもの（その他）	10,000	—	—	—
長期貸付金	431	12,420	2,768	3,977
合計	216,729	12,430	2,768	7,177

4. 社債、長期借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」をご参照下さい。

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券

前連結会計年度（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成24年3月31日現在）

該当事項はありません。

2 満期保有目的の債券

前連結会計年度（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

（注）非上場外国債券（連結貸借対照表計上額 3,200百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等が出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度（平成24年3月31日現在）

該当事項はありません。

（注）非上場外国債券（連結貸借対照表計上額 3,200百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等が出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3 その他有価証券

前連結会計年度（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	69,118	26,851	42,266
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	10	10	0
	②社債	204	200	4
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	69,333	27,061	42,271
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	21,491	29,946	△8,455
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	29	29	—
	小計	21,520	29,975	△8,455
合計		90,853	57,037	33,815

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額 6,977百万円）及びその他（連結貸借対照表計上額 53百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等が出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成24年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	56,798	24,930	31,868
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	10	10	0
	②社債	213	200	13
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	57,022	25,140	31,882
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	25,874	34,171	△8,296
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	10,023	10,023	—
	小計	35,898	44,194	△8,296
合計		92,920	69,334	23,585

（注）非上場株式（連結貸借対照表計上額 7,666百万円）及びその他（連結貸借対照表計上額 41百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等が出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	3,428	1,019	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	5	0	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	3,434	1,019	—

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	522	225	1
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	522	225	1

5 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について772百万円減損処理を行っております。また、当連結会計年度において、有価証券について9,162百万円減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、原則として期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

① 通貨関連

前連結会計年度 (平成23年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	5,820	—	△1	△1
	通貨スワップ取引				
	買建				
	米ドル	5,870	5,870	△1,211	△1,211
合計		11,691	5,870	△1,213	△1,213

(注) 時価の算出法

先物為替相場及び取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (平成24年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	467	—	△8	△8
	買建				
	米ドル	28	—	△0	△0
	その他	4	—	0	0
	通貨スワップ取引				
	買建				
	米ドル	7,881	6,878	△1,777	△1,777
合計		8,382	6,878	△1,785	△1,785

(注) 時価の算出法

先物為替相場及び取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。



② 金利関連

前連結会計年度（平成23年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引 (受取変動、支払固定)	51,101	51,101	△3,420	△3,420
	(受取固定、支払変動)	1,907	—	5	5
合計		53,009	51,101	△3,414	△3,414

(注) 時価の算出法

取引先金融機関から提示された価格によっております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	金利スワップ取引 (受取変動、支払固定)	51,276	51,276	△2,965	△2,965
合計		51,276	51,276	△2,965	△2,965

(注) 時価の算出法

取引先金融機関から提示された価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
前連結会計年度（平成23年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度(平成23年3月31日)		
			契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建	外貨建予定取引	28,603	-	125
	米ドル				
	買建				
	米ドル	外貨建予定取引	162,239	94,025	△13,308
	その他	外貨建予定取引	15	-	0
	通貨スワップ取引 売建	借船料	2,307	2,307	205
	米ドル				
	買建	貸船料	641,203	636,994	△64,062
	米ドル				
	金利スワップ取引 (受取変動・支払固定)	長期借入金	140,908	138,742	△7,709
	(受取固定・支払変動)	借船料	17,438	17,438	565
	商品先物取引	船舶燃料	9,075	892	959
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 (受取変動・支払固定)	長期借入金	17,533	17,262	△1,967
為替予約等の振当処理	通貨スワップ取引	社債・長期借入金	16,511	10,500	(注) 2
合計			1,035,837	918,164	△85,190

(注) 1. 時価の算出法

先物為替相場及び取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債及び長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該社債及び長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成24年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度(平成24年3月31日)		
			契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	外貨建予定取引	25,478	—	△1,333
	買建 米ドル	外貨建予定取引	98,802	41,343	△6,359
	通貨スワップ取引 売建 米ドル	借船料	1,863	1,863	131
	買建 米ドル	貸船料	609,265	593,081	△29,780
	金利スワップ取引 (受取変動・支払固定)	長期借入金	174,261	166,877	△13,955
	(受取固定・支払変動)	借船料	14,335	13,115	452
	商品先物取引	船舶燃料	25,371	—	3,074
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 (受取変動・支払固定)	長期借入金	15,089	13,869	△1,851
為替予約等の振当処理	通貨スワップ取引	社債・長期借入金	30,354	24,270	(注) 2
合計			994,821	854,420	△49,622

(注) 1. 時価の算出法

先物為替相場及び取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債及び長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該社債及び長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、主に退職一時金制度および確定給付型の確定給付企業年金制度を設けております。また、当社においては退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
(1) 退職給付債務 (百万円)	△62,719	△61,317
(2) 年金資産 (百万円)	61,648	61,230
(3) 未積立退職給付債務(1) + (2) (百万円)	△1,071	△86
(4) 未認識数理計算上の差異 (百万円)	4,858	3,886
(5) 連結貸借対照表計上額純額(3) + (4) (百万円)	3,787	3,800
(6) 前払年金費用 (百万円)	18,098	17,566
(7) 退職給付引当金(5) - (6) (百万円)	△14,310	△13,766

(注) ㈱宇徳、商船三井ロジスティクス㈱、エムオーツールリスト㈱、商船三井オーシャンエキスパート㈱以外の子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
(1) 勤務費用 (百万円)	3,527	3,964
(2) 利息費用 (百万円)	873	874
(3) 期待運用収益(減算) (百万円)	△1,115	△1,084
(4) 数理計算上の差異の費用処理額 (百万円)	373	685
(5) 過去勤務債務の費用処理額 (百万円)	△956	—
(6) その他 (百万円) (注)	452	458
(7) 退職給付費用 (1) + (2) + (3) + (4) + (5) + (6) (百万円)	3,154	4,898

(注) (6) その他は連結子会社における確定拠出年金掛金等です。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法  
期間定額基準

(2) 割引率

前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
主として2.0%	主として2.0%

(3) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
主として2.0%	主として2.0%

- (4) 過去勤務債務の額の処理年数  
主として発生年度に一括費用処理しております。
  
- (5) 数理計算上の差異の処理年数  
主として10年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、原則として各々発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。）
  
- (6) 会計基準変更時差異の処理年数  
導入年度に一括費用処理しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
販売費及び一般管理費	347	149

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
その他特別利益	—	14

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 13名 執行役員 19名 従業員 52名	取締役 11名 執行役員 16名 従業員 37名 国内連結子会社社長 34名	取締役 11名 執行役員 16名 従業員 32名 国内連結子会社社長 34名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,560,000株	普通株式 1,590,000株	普通株式 1,570,000株
付与日	平成14年 9月 11日	平成15年 8月 8日	平成16年 8月 5日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	平成16年 6月 26日から 平成24年 6月 25日まで	平成16年 6月 20日から 平成25年 6月 25日まで	平成17年 6月 20日から 平成26年 6月 24日まで

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名 執行役員 17名 従業員 38名 国内連結子会社社長 34名	取締役 11名 執行役員 17名 従業員 34名 国内連結子会社社長 37名	取締役 11名 執行役員 20名 従業員 33名 国内連結子会社社長 36名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,650,000株	普通株式 1,670,000株	普通株式 1,710,000株
付与日	平成17年 8月 5日	平成18年 8月 11日	平成19年 8月 10日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	平成18年 6月 20日から 平成27年 6月 23日まで	平成19年 6月 20日から 平成28年 6月 22日まで	平成20年 6月 20日から 平成29年 6月 21日まで

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名 執行役員 20名 従業員 38名 国内連結子会社社長 36名	取締役 11名 執行役員 20名 従業員 33名 国内連結子会社社長 35名	取締役 10名 執行役員 21名 従業員 36名 国内連結子会社社長 33名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,760,000株	普通株式 1,640,000株	普通株式 1,710,000株
付与日	平成20年8月8日	平成21年8月14日	平成22年8月16日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	平成21年7月25日から 平成30年6月24日まで	平成23年7月31日から 平成31年6月22日まで	平成24年7月31日から 平成32年6月21日まで

	平成23年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 10名 執行役員 22名 従業員 34名 国内連結子会社社長 33名
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 1,720,000株
付与日	平成23年8月9日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成25年7月26日から 平成33年6月22日まで

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ① ストック・オプションの数

	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	20,000	14,000	296,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	10,000
未行使残	20,000	14,000	286,000

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	888,000	1,463,000	1,700,000
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	10,000	20,000	20,000
未行使残	878,000	1,443,000	1,680,000



	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	1,640,000	1,710,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	1,640,000	—
未確定残	—	—	1,710,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	1,760,000	—	—
権利確定	—	1,640,000	—
権利行使	—	—	—
失効	10,000	10,000	—
未行使残	1,750,000	1,630,000	—

	平成23年 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	1,720,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	1,720,000
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	平成14年 ストック・オプション	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	264	377	644
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	762	841	1,962
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	219	352

	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,569	639	642
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	217	136	208

	平成23年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	468
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	87

#### 4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成23年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成23年 ストック・オプション
株価変動性（注） 1.	44.0%
予想残存期間（注） 2.	5年11ヶ月
予想配当（注） 3.	10円/株
無リスク利率（注） 4.	0.48%

（注） 1. 下記の期間の株価実績に基づき算定しております。  
5年11ヶ月（平成17年9月から平成23年7月まで）

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において権利行使されるものと推定して見積もっております。
3. 平成23年3月期の配当実績であります。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

#### 5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	870百万円	672百万円
賞与引当金	1,817	1,495
退職給付引当金	4,331	4,198
役員退職慰労引当金	813	701
株式評価損自己否認額	2,136	2,403
未払事業税・事業所税損金不算入額	709	391
繰越欠損金	5,615	25,491
未実現固定資産売却益	2,310	2,052
減損損失	1,052	613
繰延ヘッジ損益	30,588	13,150
その他	3,891	3,786
繰延税金資産小計	54,138	54,957
評価性引当額	△11,626	△11,269
繰延税金資産合計	42,511	43,687
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金	△2,085	△1,848
特別償却準備金	△1,726	△1,173
その他有価証券評価差額金	△12,719	△10,931
退職給付信託設定益	△4,338	△3,698
評価差額	△14,092	△14,786
連結子会社留保利益等	△13,842	△14,227
その他	△371	△369
繰延税金負債合計	△49,177	△47,035
繰延税金負債の純額	△6,665	△3,348

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	5,752百万円	4,594百万円
固定資産－繰延税金資産	7,116	11,692
流動負債－繰延税金負債	△93	△902
固定負債－繰延税金負債	△19,441	△18,732

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	37.3%	当連結会計年度は税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載していません。
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.0	
受取配当金消去に伴う影響	5.6	
持分法による投資利益	△2.7	
その他	△0.4	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.3	

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.25%から平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については34.25%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、31.75%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は526百万円減少し、法人税等調整額が556百万円増加し、その他有価証券評価差額金が1,781百万円増加、繰延ヘッジ損益が1,751百万円減少しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業：株式会社宇徳（事業の内容：港湾運送事業 他）

被結合企業：国際コンテナターミナル株式会社（事業の内容：港湾運送事業 他）

(2) 企業結合日（効力発生日）

平成23年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

株式会社宇徳を存続会社とする合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社宇徳

(5) 取引の目的を含む取引の概要

港湾運送事業に加え、プラント工事・倉庫・物流等、幅広い事業領域を持つ株式会社宇徳と、高質なコンテナターミナルオペレーターとして蓄積された実績を持つ国際コンテナターミナル株式会社が合併することにより、充実した経営資源と、より広範囲になるサービスメニューを有効活用して積極的な事業展開を行い、港湾運送事業に加え、物流事業とプラント事業についても多方面の顧客に評価されるサービス品質の向上を通じて飛躍、発展させ、企業価値の極大化を目指すものであります。

取引の概要としては、国際コンテナターミナル株式会社の普通株式1株に対し、株式会社宇徳の普通株式1.04株を割り当てました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都や大阪府その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等(土地を含む。)を有しております。

これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	233,474	264,814
期中増減額	31,340	2,479
期末残高	264,814	267,294
期末時価	360,994	356,497

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は当社連結子会社のダイビル(株)での青山ライズスクエアの取得(38,393百万円)によるものであり、主な減少額は減価償却(6,805百万円)によるものであります。当連結会計年度の主な増加額は当社連結子会社のダイビル(株)でのサイゴン・タワーの取得(5,289百万円)及びダイビル本館の新築工事(2,023百万円)によるものであり、主な減少額は減価償却(6,041百万円)によるものであります。
3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額によっております。その他の物件については、土地は適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金額により、建物等の償却性資産は連結貸借対照表計上額をもって時価としております。また、期中に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としております。

また、賃貸等不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
賃貸収益	27,360	26,223
賃貸費用	15,221	14,431
差額	12,139	11,791
その他損益	△3,288	△968

- (注) 1. 賃貸収益及び賃貸費用は、不動産賃貸収益とこれに対応する費用(減価償却費、修繕費、水道光熱費、清掃費、人件費、租税公課等)であり、主な賃貸収益は「売上高」に、賃貸費用は「売上原価」に計上されております。
2. その他損益の主なものは、建替関連損失であり、「特別損失」に計上されております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、海運業を中心に事業活動を展開しております。なお、「不定期専用船事業」、「コンテナ船事業」、「フェリー・内航事業」及び「関連事業」の4つを報告セグメントとしております。

「不定期専用船事業」は、ドライバルク船、油送船、LNG船、自動車専用船等の不定期専用船を保有、運航しております。「コンテナ船事業」は、コンテナ船の保有、運航、コンテナターミナルの運営、運送代理店の展開などによりコンテナ定期航路を運営し、貨物輸送を行っております。また、ロジスティクス事業も行っております。「フェリー・内航事業」は、フェリーを運航し、旅客並びに貨物輸送を行っております。また、内航貨物輸送も行っております。「関連事業」は、不動産事業、客船事業、曳船業、商社事業、建設業、人材派遣業などを営んでおります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントのセグメント利益及び損失は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額
	不定期専用 船事業	コンテナ船 事業	フェリー ・内航 事業	関連事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	790,572	586,649	50,089	108,447	1,535,759	7,901	1,543,660	-	1,543,660
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	2,119	3,578	195	15,700	21,592	7,511	29,104	(29,104)	-
計	792,692	590,228	50,284	124,147	1,557,352	15,413	1,572,765	(29,104)	1,543,660
セグメント利益 又は損失 (△)	70,837	38,853	△565	10,676	119,802	3,361	123,163	(1,542)	121,621
セグメント資産	1,173,526	386,911	38,407	342,748	1,941,593	317,865	2,259,459	(390,718)	1,868,740
その他の項目									
減価償却費	50,509	11,776	4,255	9,049	75,591	1,604	77,195	250	77,445
のれん (負の のれん) の償却額	△211	194	240	△49	175	△9	165	-	165
受取利息	988	105	58	86	1,239	1,603	2,842	(1,262)	1,580
支払利息	10,093	2,525	456	2,086	15,161	1,483	16,644	(5,273)	11,371
持分法投資利益	6,354	1,009	126	153	7,643	530	8,174	-	8,174
持分法適用会社 への投資額	69,002	5,314	1,044	1,230	76,591	2,018	78,609	-	78,609
有形固定資産 及び無形固定資産 の増加額	136,262	38,604	1,316	41,187	217,371	2,342	219,713	730	220,443

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業及び造船業等を含んでおります。



## 2.

- (1) セグメント利益又は損失の調整額△1,542百万円には、セグメントに配分していない全社損益△1,348百万円、管理会計調整額2,254百万円およびセグメント間取引消去△2,448百万円が含まれております。
- (2) セグメント資産の調整額△390,718百万円には、全社的な資産16,650百万円及びセグメント間取引消去△406,698百万円が含まれております。
- (3) 受取利息の調整額△1,262百万円には、全社的な受取利息1,848百万円及びセグメント間取引消去△3,110百万円が含まれております。
- (4) 支払利息の調整額△5,273百万円には、管理会計調整額△2,254百万円及びセグメント間取引消去△3,110百万円が含まれております。
3. 経営者が経営の意思決定上、負債を各セグメントに配分していないことから、負債に関するセグメント情報は開示しておりません。
4. セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額
	不定期専用 船事業	コンテナ船 事業	フェリー ・内航 事業	関連事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	726,011	542,426	52,134	106,709	1,427,281	7,939	1,435,220	—	1,435,220
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	978	1,699	205	17,729	20,612	7,206	27,819	(27,819)	—
計	726,989	544,126	52,340	124,438	1,447,893	15,145	1,463,039	(27,819)	1,435,220
セグメント利益 又は損失 (△)	△6,921	△29,910	△533	9,098	△28,267	4,303	△23,963	(356)	△24,320
セグメント資産	1,194,813	365,975	36,089	355,341	1,952,220	278,060	2,230,280	(284,118)	1,946,161
その他の項目									
減価償却費	58,370	13,433	3,866	8,254	83,925	1,446	85,371	252	85,624
のれん（負のの れん）の償却額	△557	34	241	△11	△294	6	△287	—	△287
受取利息	798	169	70	41	1,080	1,255	2,336	(1,163)	1,172
支払利息	9,817	2,456	405	1,980	14,660	1,056	15,717	(4,206)	11,511
持分法投資利益	1,882	984	92	124	3,083	216	3,300	—	3,300
持分法適用会社 への投資額	59,381	5,081	1,095	1,370	66,929	2,227	69,157	—	69,157
有形固定資産 及び無形固定資産 の増加額	158,188	8,209	829	5,442	172,669	2,768	175,437	289	175,726

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、船舶運航業、船舶管理業、貸船業、金融業及び造船業等を含んでおります。

## 2.

- (1) セグメント利益又は損失の調整額△356百万円には、セグメントに配分していない全社損益△3,897百万円、管理会計調整額2,877百万円およびセグメント間取引消去663百万円が含まれております。
- (2) セグメント資産の調整額△284,118百万円には、全社的な資産55,114百万円及びセグメント間取引消去△339,233百万円が含まれております。
- (3) 受取利息の調整額△1,163百万円には、全社的な受取利息1,775百万円及びセグメント間取引消去△2,939百万円が含まれております。

- (4) 支払利息の調整額△4,206百万円には、全社的な支払利息1,612百万円、管理会計調整額△2,877百万円及びセグメント間取引消去△2,941百万円が含まれております。
3. 経営者が経営の意思決定上、負債を各セグメントに配分していないことから、負債に関するセグメント情報は開示しておりません。
4. セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の経常損失と調整を行っております。

【関連情報】

I 前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社グループの事業の中心である海運業においては、役務提供の地域と顧客所在地とが必ずしも合致しないことから、売上高は計上会社の所在地を基礎として地域に分類しております。

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	その他	合計
1,463,440	28,662	22,919	28,510	128	1,543,660

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	その他	合計
1,196,712	26,609	4,518	29,879	102	1,257,823

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への外部売上高が連結損益計算書の売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

II 当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

当社グループの事業の中心である海運業においては、役務提供の地域と顧客所在地とが必ずしも合致しないことから、売上高は計上会社の所在地を基礎として地域に分類しております。

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	その他	合計
1,355,876	19,149	25,007	34,656	529	1,435,220

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米	欧州	アジア	その他	合計
1,226,211	25,194	4,012	38,298	86	1,293,802

### 3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客への外部売上高が連結損益計算書の売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

#### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他	全社・消去 (注)	合計
	不定期専用 船事業	コンテナ船 事業	フェリー ・内航 事業	関連事業	計			
減損損失	4,224	5,857	—	—	10,081	—	157	10,238

(注) 全社的な資産に係る減損損失であります。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	不定期専用 船事業	コンテナ船 事業	フェリー ・内航 事業	関連事業	計			
減損損失	5,468	—	—	—	5,468	—	—	5,468

#### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	不定期専用 船事業	コンテナ船 事業	フェリー ・内航 事業	関連事業	計			
のれん（負ののれん）の当期末残高	△2,076	1,666	1,217	0	808	△1,545	—	△737

(注) のれん（負ののれん）の償却額については、セグメント情報に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	不定期専用 船事業	コンテナ船 事業	フェリー ・内航 事業	関連事業	計			
のれん（負ののれん）の当期末残高	△1,361	62	976	1,154	832	13	—	846

(注) のれん（負ののれん）の償却額については、セグメント情報に同様の開示をしているため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

重要な負ののれん発生益はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

重要な負ののれん発生益はありません。

**【関連当事者情報】**

前連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

記載すべき重要な取引はありません。

当連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

記載すべき重要な取引はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額(円)	552.83	533.27
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり 当期純損失金額(△)(円)	48.75	△21.76
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金 額(円)	47.02	—

(注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり 当期純損失金額(△)		
当期純利益金額又は当期純損失金額 (△)(百万円)	58,277	△26,009
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額又は当期 純損失金額(△)(百万円)	58,277	△26,009
期中平均株式数(千株)	1,195,361	1,195,304
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	44,131	—
(うち新株予約権ストックオプション)	(15)	(—)
(うち新株予約権付社債)	(44,115)	(—)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成16年6月24日定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数296千株) 平成17年6月23日定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数888千株) 平成18年6月22日定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,463千株) 平成19年6月21日定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,700千株) 平成20年7月24日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,760千株) 平成21年7月30日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,640千株) 平成22年7月30日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,710千株)	平成15年6月25日定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数14千株) 平成16年6月24日定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数286千株) 平成17年6月23日定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数878千株) 平成18年6月22日定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,443千株) 平成19年6月21日定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,680千株) 平成20年7月24日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,750千株) 平成21年7月30日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,630千株) 平成22年7月30日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,710千株) 平成23年7月25日取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数1,720千株)

2. 1株当たり純資産額算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年 3月31日現在)	当連結会計年度 (平成24年 3月31日現在)
純資産の部の合計額(百万円)	740,247	717,909
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	79,452	80,487
(うち新株予約権)	(1,870)	(2,005)
(うち少数株主持分)	(77,581)	(78,481)
普通株式に係る連結会計年度末の純資産額 (百万円)	660,795	637,422
1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計年度末の普通株式の数(千株)	1,195,301	1,195,310

(重要な後発事象)

当連結会計年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

該当事項はありません。

## ⑤【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	2011年満期ユーロ円建普通社債	平成 18. 9. 21	1,000 [1,000]	—	1.48	なし	平成 年月日 23. 9. 21
当社	2011年満期ユーロ円建普通社債	平成 18. 9. 25	2,000 [2,000]	—	1.46	なし	23. 9. 25
当社	第10回普通社債	平成 20. 12. 19	15,000	15,000	1.428	なし	25. 12. 19
当社	第11回普通社債	平成 21. 5. 27	30,000	30,000	1.278	なし	26. 5. 27
当社	第12回普通社債	平成 21. 5. 27	20,000	20,000	1.999	なし	31. 5. 27
当社	第13回普通社債	平成 21. 12. 17	20,000	20,000	1.106	なし	28. 12. 17
当社	第14回普通社債	平成 23. 6. 21	—	10,000	0.573	なし	28. 6. 21
当社	第15回普通社債	平成 23. 6. 21	—	20,000	1.361	なし	33. 6. 21
* 1	子会社普通社債 (注) 2	平成 16~22年	82,399 [7,242]	76,221 [4,190]	* 2	なし	平成 23~34年
合計	—	—	170,399 [10,242]	191,221 [4,190]	—	—	—

(注) 1. 当期首・当期末残高の欄 [ ] 内は1年以内に償還されるものであるため、連結貸借対照表においては、流動負債の短期社債として計上しております。

2. \* 1 : 在外子会社EUROMOL B.V.並びに国内子会社ダイビル㈱の発行しているものを集約しております。

\* 2 : 子会社普通社債の利率は以下のとおりであります。

変動金利 : 0.558%~1.038% (平成24年3月末現在の利率にて記載しております。)

固定金利 : 1.40%~2.07%

3. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
4,190	27,030	45,000	—	45,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	41,965	38,750	0.70	—
1年以内に返済予定の長期借入金	69,755	62,261	0.79	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,176	1,217	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	399,382	552,156	0.72	平成25～43年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	20,080	19,011	—	平成25～47年
その他有利子負債 コマーシャル・ペーパー	21,500	5,000	0.11	—
合計	553,859	678,398	—	—

- (注) 1. 平均利率を算定する際の利率及び借入金等残高は、期末のものを使用しております。
2. リース債務（1年以内）は、連結貸借対照表では流動負債の「その他流動負債」に含まれております。
3. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
4. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	76,769	98,764	70,277	57,764
リース債務	1,262	1,241	1,230	1,228

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。



## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	349,113	717,345	1,073,671	1,435,220
税金等調整前四半期(当期) 純損失金額(△)(百万円)	△5,643	△17,583	△29,999	△33,516
四半期(当期)純損失金額 (△)(百万円)	△8,047	△16,463	△25,141	△26,009
1株当たり四半期(当期)純 損失金額(△)(円)	△6.73	△13.77	△21.03	△21.76

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失金額 (△)(円)	△6.73	△7.04	△7.26	△0.73

2 【財務諸表等】  
 (1) 【財務諸表】  
 ① 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
海運業収益		
運賃		
貨物運賃	914,032	811,108
運賃合計	914,032	811,108
貸船料	245,650	225,475
その他海運業収益	27,750	26,817
海運業収益合計	1,187,433	1,063,401
海運業費用		
運航費		
貨物費	176,479	165,885
燃料費	241,104	282,422
港費	72,743	69,348
その他運航費	2,623	3,699
運航費合計	492,951	521,356
船費		
船員費	4,591	4,552
船員退職給付費用	378	334
賞与引当金繰入額	501	335
船舶修繕費	5	5
船舶減価償却費	6,489	6,620
その他船費	145	108
船費合計	12,111	11,957
借船料	490,634	480,802
その他海運業費用	84,775	84,811
海運業費用合計	※1 1,080,472	※1 1,098,927
海運業利益又は海運業損失(△)	106,960	△35,525
その他事業収益		
不動産賃貸業収益	1,154	1,076
その他事業収益合計	1,154	1,076
その他事業費用		
不動産賃貸業費用	789	771
その他事業費用合計	※1 789	※1 771
その他事業利益	364	305
営業総利益又は営業総損失(△)	107,325	△35,219
一般管理費	※1, ※2, ※11 29,175	※1, ※2, ※11 29,769
営業利益又は営業損失(△)	78,149	△64,989

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
<b>営業外収益</b>		
受取利息	※1 3,842	※1 3,464
受取配当金	※1 21,591	※1 24,107
その他営業外収益	1,894	3,629
営業外収益合計	27,328	31,200
<b>営業外費用</b>		
支払利息	1,115	900
社債利息	1,262	1,503
為替差損	2,054	1,870
その他営業外費用	924	884
営業外費用合計	5,358	5,159
経常利益又は経常損失 (△)	100,120	△38,947
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	※3 1,190	※3 3,056
投資有価証券売却益	881	3
関係会社株式売却益	939	—
関係会社清算益	101	58
貸倒引当金戻入額	157	—
傭船解約金	1,939	86
営業権譲渡益	—	1,018
その他特別利益	356	495
特別利益合計	5,565	4,718
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	※4 17	※4 32
固定資産除却損	※5 337	※5 65
投資有価証券評価損	※6 83	※6 8,182
関係会社株式評価損	※7 10,118	※7 5,932
関係会社整理損	※8 7	※8 391
貸倒引当金繰入額	671	146
傭船解約金	12,045	341
その他特別損失	※9 3,901	※9 2,255
特別損失合計	27,183	17,348
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	78,502	△51,577
法人税、住民税及び事業税	※10 27,448	※10 △190
法人税等調整額	1,613	△19,683
法人税等合計	29,062	△19,873
当期純利益又は当期純損失 (△)	49,439	△31,704

## ②【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
<b>株主資本</b>		
資本金		
当期首残高	65,400	65,400
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	65,400	65,400
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	44,371	44,371
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	44,371	44,371
その他資本剰余金		
当期首残高	136	130
当期変動額		
自己株式の処分	△5	△29
当期変動額合計	△5	△29
当期末残高	130	100
資本剰余金合計		
当期首残高	44,507	44,502
当期変動額		
自己株式の処分	△5	△29
当期変動額合計	△5	△29
当期末残高	44,502	44,472
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	8,527	8,527
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	8,527	8,527
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
当期首残高	3,453	2,874
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	△578	△629
実効税率変更による租税特別措置法上の諸準備金等の調整	—	251
当期変動額合計	△578	△377
当期末残高	2,874	2,497
海外投資等損失準備金		
当期首残高	41	41
当期変動額		
海外投資等損失準備金の取崩	—	△2
実効税率変更による租税特別措置法上の諸準備金等の調整	—	3
当期変動額合計	—	0
当期末残高	41	42

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)
<b>圧縮記帳積立金</b>		
当期首残高	360	471
当期変動額		
圧縮記帳積立金の積立	121	241
圧縮記帳積立金の取崩	△9	△10
実効税率変更による租税特別措置法上の諸準備金等の調整	—	41
当期変動額合計	111	271
当期末残高	471	743
<b>固定資産圧縮特別勘定積立金</b>		
当期首残高	—	—
当期変動額		
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	—	5
当期変動額合計	—	5
当期末残高	—	5
<b>別途積立金</b>		
当期首残高	395,630	395,630
当期変動額		
別途積立金の積立	—	50,000
当期変動額合計	—	50,000
当期末残高	395,630	445,630
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	28,982	69,320
当期変動額		
剰余金の配当	△9,569	△8,970
当期純利益又は当期純損失(△)	49,439	△31,704
特別償却準備金の取崩	578	629
海外投資等損失準備金の取崩	—	2
圧縮記帳積立金の積立	△121	△241
圧縮記帳積立金の取崩	9	10
実効税率変更による租税特別措置法上の諸準備金等の調整	—	△296
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	—	△5
別途積立金の積立	—	△50,000
当期変動額合計	40,337	△90,576
当期末残高	69,320	△21,255
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	436,994	476,865
当期変動額		
剰余金の配当	△9,569	△8,970
当期純利益又は当期純損失(△)	49,439	△31,704
特別償却準備金の取崩	—	—
海外投資等損失準備金の取崩	—	—
圧縮記帳積立金の積立	—	—
圧縮記帳積立金の取崩	—	—
実効税率変更による租税特別措置法上の諸準備金等の調整	—	—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	—	—

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
別途積立金の積立	—	—
当期変動額合計	39,870	△40,674
当期末残高	476,865	436,190
自己株式		
当期首残高	△7,007	△7,062
当期変動額		
自己株式の取得	△88	△28
自己株式の処分	33	58
当期変動額合計	△54	30
当期末残高	△7,062	△7,031
株主資本合計		
当期首残高	539,895	579,705
当期変動額		
剰余金の配当	△9,569	△8,970
当期純利益又は当期純損失(△)	49,439	△31,704
自己株式の取得	△88	△28
自己株式の処分	27	28
当期変動額合計	39,809	△40,674
当期末残高	579,705	539,031
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	20,876	15,096
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,780	1,985
当期変動額合計	△5,780	1,985
当期末残高	15,096	17,081
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	590	1,102
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	511	△60
当期変動額合計	511	△60
当期末残高	1,102	1,041
評価・換算差額等合計		
当期首残高	21,467	16,198
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,269	1,924
当期変動額合計	△5,269	1,924
当期末残高	16,198	18,122
新株予約権		
当期首残高	1,523	1,870
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	347	134
当期変動額合計	347	134
当期末残高	1,870	2,005

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
純資産合計		
当期首残高	562,886	597,774
当期変動額		
剰余金の配当	△9,569	△8,970
当期純利益又は当期純損失 (△)	49,439	△31,704
自己株式の取得	△88	△28
自己株式の処分	27	28
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△4,921	2,058
当期変動額合計	34,887	△38,615
当期末残高	597,774	559,159

## ③【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	20,934	16,815
海運業未収金	※2 82,616	※2 83,769
その他事業未収金	※2 32	※2 34
短期貸付金	4,128	※5 23,061
関係会社短期貸付金	161,004	79,349
立替金	※2 12,897	※2 14,704
有価証券	—	10,000
貯蔵品	37,343	43,228
繰延及び前払費用	※2 43,613	※2 45,572
代理店債権	※2 11,741	※2 9,736
繰延税金資産	1,326	757
未収還付法人税等	2,345	15,076
その他流動資産	※2 15,295	※2 16,134
貸倒引当金	△430	△301
流動資産合計	392,851	357,937
固定資産		
有形固定資産		
船舶	247,706	247,474
減価償却累計額	△193,129	△164,498
船舶(純額)	※1 54,576	※1 82,975
建物	28,596	28,514
減価償却累計額	△17,256	△17,540
建物(純額)	11,339	10,973
構築物	2,952	2,694
減価償却累計額	△2,659	△2,484
構築物(純額)	292	210
機械及び装置	1,505	1,556
減価償却累計額	△993	△1,036
機械及び装置(純額)	511	519
車両及び運搬具	2,302	2,302
減価償却累計額	△2,167	△2,192
車両及び運搬具(純額)	135	109
器具及び備品	3,384	3,186
減価償却累計額	△2,786	△2,687
器具及び備品(純額)	597	498
土地	20,461	20,195
建設仮勘定	430	1,064
その他有形固定資産	2,917	2,838
減価償却累計額	△1,086	△1,212
その他有形固定資産(純額)	1,830	1,626
有形固定資産合計	90,176	118,172
無形固定資産		
借地権	2	2
ソフトウェア	6,169	7,611
その他無形固定資産	17	70
無形固定資産合計	6,190	7,685



(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 81,492	※1 74,842
関係会社株式	※1 177,467	※1 180,891
出資金	90	80
関係会社出資金	2,028	2,028
長期貸付金	2,629	1,206
従業員に対する長期貸付金	37	39
関係会社長期貸付金	177,266	171,779
破産更生債権等	1,258	1,381
長期前払費用	18,323	17,775
差入保証金	5,267	6,318
繰延税金資産	—	15,970
長期リース債権	23,412	19,691
その他投資等	※2 7,839	※2 2,790
貸倒引当金	△2,354	△2,273
投資その他の資産合計	494,759	492,523
固定資産合計	591,126	618,381
資産合計	983,977	976,318
負債の部		
流動負債		
海運業未払金	※2 105,397	※2 112,476
その他事業未払金	※2 18	※2 3
短期社債	3,000	—
短期借入金	※1, ※2 74,204	※1, ※2 62,800
未払金	※2 4,237	※2 5,606
未払法人税等	21,627	—
未払費用	※2 1,161	※2 1,119
前受金	※2 15,100	※2 15,410
預り金	※2 3,662	※2 3,704
代理店債務	※2 8,341	※2 6,003
引当金		
賞与引当金	2,380	1,682
役員賞与引当金	160	—
関係会社整理損失引当金	—	234
引当金計	2,541	1,916
コマーシャル・ペーパー	13,000	—
資産除去債務	60	—
その他流動負債	※2 6,370	※2 6,901
流動負債合計	258,723	215,943

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
<b>固定負債</b>		
社債	85,000	115,000
長期借入金	※1 27,889	※1 81,725
リース債務	3	1
<b>引当金</b>		
退職給付引当金	93	84
役員退職慰労引当金	124	120
引当金計	217	204
繰延税金負債	5,365	—
資産除去債務	26	26
その他固定負債	※2 8,976	※2 4,259
固定負債合計	127,479	201,216
<b>負債合計</b>	<b>386,202</b>	<b>417,159</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	65,400	65,400
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	44,371	44,371
その他資本剰余金	130	100
資本剰余金合計	44,502	44,472
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	8,527	8,527
<b>その他利益剰余金</b>		
特別償却準備金	2,874	2,497
海外投資等損失準備金	41	42
圧縮記帳積立金	471	743
固定資産圧縮特別勘定積立金	—	5
別途積立金	395,630	445,630
繰越利益剰余金	69,320	△21,255
利益剰余金合計	476,865	436,190
自己株式	△7,062	△7,031
株主資本合計	579,705	539,031
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	15,096	17,081
繰延ヘッジ損益	1,102	1,041
評価・換算差額等合計	16,198	18,122
新株予約権	1,870	2,005
純資産合計	597,774	559,159
<b>負債純資産合計</b>	<b>983,977</b>	<b>976,318</b>

## 【重要な会計方針】

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 売買目的有価証券

時価法（売却原価は移動平均法により算定）

#### (2) 満期保有目的の債券

償却原価法

#### (3) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

#### (4) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

燃料油については移動平均法による原価法であり、その他船用品については個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

船舶：定額法

建物：定額法

その他有形固定資産：定率法

なお、取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却を行っております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 5. 繰延資産の処理方法

#### (1) 社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

#### (2) 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

### 6. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

#### (3) 関係会社整理損失引当金

関係会社の事業整理等に伴い、将来負担することとなる損失の発生に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。

過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。なお、平成16年度定時株主総会において、同総会終結時をもって役員の退職慰労金制度を廃止し、同総会終結時までの在任期間に対応する退職慰労金を各役員の退任時に支払うことが決議されたため、当該期間に対応する内規に基づく要支給額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

(1) 運賃収益及び運賃収益に係る費用の計上基準

コンテナ船事業：複合輸送進行基準を採用しております。

その他：航海完了基準を採用しております。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップに関しては、特例処理を採用しております。

(2) 主なヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
外貨建借入金	外貨建予定取引
為替予約	外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金利息及び社債利息
商品先物	船舶燃料
運賃先物	運賃

(3) ヘッジ方針

当社の内部規程である「市場リスク管理規程」及び「市場リスク管理要領」に基づき、個別案件ごとにヘッジ対象を明確にし、当該ヘッジ対象の為替変動リスク、金利変動リスク又は価格変動リスクをヘッジすることを目的として実施することとしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として有効性を判定しております。

ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジ有効性判定を省略しております。

9. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 支払利息につきましては原則として発生時に費用処理しておりますが、事業用の建設資産のうち、工事着工より工事完成までの期間が長期にわたり且つ投資規模の大きい資産については、工事期間中に発生する支払利息を取得原価に算入しております。

(2) 消費税等の会計処理について

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

#### 【表示方法の変更】

(貸借対照表)

前事業年度まで「その他流動資産」に含めて表示しておりました「短期貸付金」及び「未収還付法人税等」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「その他流動資産」に表示していた21,770百万円は、「短期貸付金」4,128百万円、「未収還付法人税等」2,345百万円、「その他流動資産」15,295百万円として組み替えております。

#### 【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引により発生した収益、費用の項目は次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
(1) 海運業費用、その他事業費用 及び一般管理費の合計額	283,053百万円	(1) 海運業費用、その他事業費用 及び一般管理費の合計額	296,843百万円
うち借船料	212,207	うち借船料	223,246
(2) 受取配当金	19,956	(2) 受取配当金	21,538
(3) 受取利息	3,720	(3) 受取利息	3,330

※2 主要な費目及び金額は次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
減価償却費	642百万円	減価償却費	554百万円
賞与引当金繰入額	1,878	賞与引当金繰入額	1,346
役員賞与引当金繰入額	160	退職給付費用	1,455
退職給付費用	94	従業員給与	8,101
従業員給与	7,429	システム関係費	5,005
システム関係費	5,598	業務委託料	2,040
業務委託料	2,147	福利厚生費	2,255
福利厚生費	2,239	旅費交通費	1,294
旅費交通費	1,300	地代家賃	1,219
地代家賃	1,207		

※3 固定資産売却益

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
船舶ほか売却益	1,190百万円	船舶ほか売却益	3,056百万円
計	1,190	計	3,056

※4 固定資産売却損

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
器具及び備品ほか売却 損	17百万円	器具及び備品ほか売却 損	32百万円
計	17	計	32

※5 固定資産除却損

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
建物ほか除却損	337百万円	器具及び備品ほか除却 損	65百万円
計	337	計	65

※6 投資有価証券評価損

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
藤ヶ谷カントリークラ ブ	39百万円	ジェイ エフ イー ホ ールディングス(株)	5,376百万円
東京電力(株)	31	新日本製鐵(株)	1,678
中山カントリークラブ	7	その他	1,127
古賀ゴルフ・クラブ	5		
計	83	計	8,182

※7 関係会社株式評価損

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
MOL EURO-ORIENT SHIPPING S. A.	8,436百万円	ORANGE ASSURANCE LTD.	2,840百万円
商船三井客船(株)	1,276	BLNG INC.	1,464
(株)ジャパンエクスプレ ス(横浜)	404	その他	1,627
計	10,118	計	5,932

※8 関係会社整理損

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
M+I CARRIERS PTE. LTD.	7百万円	SINSPLAX PTE LTD.	272百万円
Bilqis LNG Carrier Inc.	0	その他	118
計	7	計	391

※9 その他特別損失に含まれる引当金繰入額の内容は次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
		関係会社整理損失引当 金繰入額	234百万円

※10 租税特別措置法第66条の6ないし9の規定に基づく特定外国子会社等の留保金の益金算入に対する税額が含まれております。

※11 研究開発費の総額

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
一般管理費に含まれる 研究開発費	209百万円	一般開発費に含まれる 研究開発費	213百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式 (注) 1、2	10,124	154	48	10,230
合計	10,124	154	48	10,230

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加154千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少48千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式 (注) 1、2	10,230	76	85	10,221
合計	10,230	76	85	10,221

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加76千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。  
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少85千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。



## (貸借対照表関係)

## ※1 担保に供した資産

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)
船舶	19,082百万円	船舶	14,882百万円
投資有価証券	47,551	投資有価証券	44,030
関係会社株式	32,244	関係会社株式	32,245
計	98,878	計	91,158

## 担保を供した債務

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)
短期借入金	2,148百万円	短期借入金	1,920百万円
長期借入金	8,708	長期借入金	6,776
計	10,856	計	8,696

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)
担保に供した投資有価証券及び関係会社株式のうち、 イ) 投資有価証券47,469百万円及び関係会社株式11,143百万円については、当社及び当社関係会社が、米国海域で油濁事故を起こした場合に発生する損失を担保する目的で差し入れたもので、期末現在対応債務は存在しておりません。 ロ) 関係会社株式21,101百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払の担保目的で差し入れたものであります。 ハ) 投資有価証券81百万円については、LNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。		担保に供した投資有価証券及び関係会社株式のうち、 イ) 投資有価証券43,949百万円及び関係会社株式11,143百万円については、当社及び当社関係会社が、米国海域で油濁事故を起こした場合に発生する損失を担保する目的で差し入れたもので、期末現在対応債務は存在しておりません。 ロ) 関係会社株式21,101百万円については、関係会社による長期借入金及び将来の備船料支払の担保目的で差し入れたものであります。 ハ) 投資有価証券81百万円については、LNG船プロジェクトに係る長期借入金の担保目的で差し入れたものであります。	

## ※2 区分掲記したもの以外の関係会社に対する資産・負債

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)
営業未収金	5,788百万円	営業未収金	6,806百万円
代理店債権	7,587	代理店債権	6,341
その他資産	7,215	その他資産	9,932
営業未払金	17,154	営業未払金	23,206
代理店債務	5,878	代理店債務	4,343
その他負債	22,451	その他負債	29,013

### 3 保証債務

#### (1) 保証債務等

前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額	被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額
MOL EURO-ORIENT SHIPPING S. A. (船舶設備資金借入金他)	59,167百万円 (US\$505,884千)	WHITE BEAR MARITIME LIMITED (船舶設備資金借入金他)	72,603百万円 (US\$4,060千)
CANOPUS MARITIME INC. (運転資金借入金)	35,791 (US\$43,089千)	MOL EURO-ORIENT SHIPPING S. A. (船舶設備資金借入金他)	40,694 (US\$446,006千)
EUROMOL B. V. (運転資金借入金他)	33,219 (US\$165,000千)	CANOPUS MARITIME INC. (運転資金借入金)	31,857 (US\$42,608千)
CAMELLIA CONTAINER CARRIER S. A. (船舶設備資金借入金他)	25,306 (US\$298,492千)	EUROMOL B. V. (運転資金借入金他)	30,225 (US\$240,000千)
GALAXY SHIPPING NAVIGATION S. A. (運転資金借入金他)	22,871 (US\$60,721千)	LINKMAN HOLDINGS INC. (運転資金借入金)	26,438 (US\$200,000千)
WHITE BEAR MARITIME LIMITED (運転資金借入金)	19,941 (US\$4,050千)	URAL CONTAINER CARRIERS S. A. (船舶設備資金借入金他)	25,718 (US\$1,652千)
AURORA CAR MARITIME TRANSPORT S. A. (船舶設備資金借入金他)	17,955 (US\$185,419千)	CAMELLIA CONTAINER CARRIER S. A. (船舶設備資金借入金他)	22,848 (US\$274,626千)
LINKMAN HOLDINGS INC. (運転資金借入金)	16,630 (US\$200,000千)	GALAXY SHIPPING NAVIGATION S. A. (運転資金借入金他)	18,732 (US\$49,527千)
SNOWSCAPE CAR CARRIERS S. A. (船舶設備資金借入金他)	16,420	VERMINTINO SHIPPING INC. (船舶設備資金借入金他)	14,790 (US\$179,954千)
VERMINTINO SHIPPING INC. (船舶設備資金借入金他)	15,380 (US\$184,971千)	AURORA CAR MARITIME TRANSPORT S. A. (船舶設備資金借入金他)	14,318 (US\$165,312千)
PERENNIAL TRANSPORT INC. (船舶設備資金借入金他)	14,694 (US\$78,546千)	SNOWSCAPE CAR CARRIERS S. A. (船舶設備資金借入金他)	14,291 (US\$2,915千)
NEFERTITI LNG SHIPPING CO., LTD. (船舶設備資金借入金)	14,667 (US\$176,400千)	POLAR EXPRESS S. A. (船舶設備資金借入金他)	13,970 (US\$82,336千)
URAL CONTAINER CARRIERS S. A. (船舶設備資金借入金他)	14,559	ELIGIBLE TANKERS S. A. (船舶設備資金借入金他)	12,459 (US\$604千)
POLAR EXPRESS S. A. (船舶設備資金借入金他)	13,851 (US\$64,429千)	AEOLUS MARITIME INC. (船舶設備資金借入金他)	12,195 (US\$432千)
PAEAN SHIPPING S. A. (船舶設備資金借入金他)	13,176 (US\$24,229千)	TAURUS TRANSPORT & MARINE S. A. (船舶設備資金借入金)	12,091
CYGNET BULK CARRIERS S. A. (船舶設備資金借入金他)	12,321 (US\$963千)	CYGNET BULK CARRIERS S. A. (船舶設備資金借入金他)	11,836 (US\$7,618千)
SAMMY SHIPPING CORPORATION (船舶設備資金借入金)	11,975 (US\$53,042千)	NEFERTITI LNG SHIPPING CO., LTD. (船舶設備資金借入金 他)	11,813 (US\$141,400千)
KILIMANJARO CONTAINER CARRIERS S. A. (船舶設備資金借入金他)	11,591 (US\$1千)	CLEOPATRA LNG SHIPPING CO., LTD. (船舶設備資金借入金他)	11,700 (US\$141,400千)
SONATA SHIPPING S. A. (運転資金借入金他)	10,791 (US\$4,283千)	PHOENIX TANKERS PTE. LTD. (船舶設備資金借入金)	10,588 (US\$128,833千)
JULIET SHIPPING CORPORATION (運転資金借入金)	9,290 (US\$33,089千)	PERENNIAL TRANSPORT INC. (船舶設備資金借入金他)	10,518 (US\$70,952千)
JOINT GAS TWO LTD. (支払備船料他)	9,076 (US\$109千)	KILIMANJARO CONTAINER CARRIERS S. A. (船舶設備資金借入金他)	10,049 (US\$1,770千)
DYNASTY SHIPPING CORPORATION S. A. (船舶設備資金借入金他)	8,830 (US\$430千)	PAEAN SHIPPING S. A. (船舶設備資金借入金他)	9,553 (US\$19,391千)
CYGNUS SHIPPING MARITIME S. A. (船舶設備資金借入金他)	8,757 (US\$364千)	JOINT GAS TWO LTD. (支払備船料他)	9,442 (US\$114,883千)

前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額	被保証者 (被保証債務等の内容)	保証金額
ICE GAS LNG SHIPPING COMPANY LIMITED (船舶設備資金借入金他)	8,513 (US\$102,382千)	ICE GAS LNG SHIPPING COMPANY LIMITED (船舶設備資金借入金他)	9,054 (US\$110,170千)
PHOENIX TANKERS PTE. LTD. (船舶設備資金借入金)	8,263 (US\$99,375千)	DYNASTY SHIPPING CORPORATION S. A. (船舶設備資金借入金他)	8,117 (US\$758千)
FIR SHIPPING S. A. (船舶設備資金借入金他)	8,186 (US\$43,624千)	JULIET SHIPPING CORPORATION (船舶設備資金借入金他)	7,600 (US\$32,694千)
SHERWOOD OVERSEAS S. A. (船舶設備資金借入金他)	8,164 (US\$32,968千)	SONATA SHIPPING S. A. (運転資金借入金他)	7,079
ATLAS SHIPPING NAVIGATION S. A. (運転資金借入金他)	7,441 (US\$6,718千)	UNICORN MARITIME CORPORATION (船舶設備資金借入金他)	6,949 (US\$5千)
JOVIAL SHIPPING NAVIGATION S. A. (船舶設備資金借入金他)	7,430 (US\$75千)	JOINT GAS LTD. (支払備船料他)	6,507 (US\$79,178千)
ARIES CARRIERS PTE LTD. (船舶設備資金借入金他)	6,940 (US\$30,550千)	JOVIAL SHIPPING NAVIGATION S. A. (船舶設備資金借入金他)	6,315 (US\$62千)
その他 196件	199,478 (US\$1,191,439千他)	その他 202件	194,263 (US\$1,171,836千他)
計 (外貨/内数)	670,687 (US\$3,699,702千他)	計 (外貨/内数)	694,087 (US\$3,710,994千他)

保証債務等には保証類似行為を含んでおります。  
外貨による保証残高3,699,702千米ドル他の円貨額は309,848百万円であります。  
上記のうち再保証額は207百万円であります。

保証債務等には保証類似行為を含んでおります。  
外貨による保証残高3,710,994千米ドル他の円貨額は306,878百万円であります。  
上記のうち再保証額は163百万円であります。

#### (2) 連帯債務のうち他の連帯債務者負担額

前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
他の連帯債務者 (連帯債務の内容)		他の連帯債務者 (連帯債務の内容)	
日本郵船株 (船舶設備資金借入金)	2,438百万円 (US\$29,329千)	日本郵船株 (船舶設備資金借入金)	1,193百万円 (US\$14,520千)
川崎汽船株 (船舶設備資金借入金)	822 (US\$9,886千)	川崎汽船株 (船舶設備資金借入金)	402 (US\$4,894千)
飯野海運株 (船舶設備資金借入金)	219 (US\$2,636千)	飯野海運株 (船舶設備資金借入金)	107 (US\$1,305千)
計	3,480 (US\$41,852千)	計	1,702 (US\$20,720千)

#### 4 貸出コミットメント契約

キャッシュマネジメントシステム(CMS)による関係会社に対する貸出コミットメントは次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
貸付限度額の総額	17,450百万円	8,790百万円
貸付実行残高	1,423	1,818
差引額	16,026	6,971

※5 現先取引

前事業年度  
(平成23年3月31日)

当事業年度  
(平成24年3月31日)

流動資産の「短期貸付金」には現先取引による短期貸付金22,977百万円が含まれております。この取引による担保受入有価証券の期末時価は22,977百万円であります。

(リース取引関係)  
(借主側)

1. リース取引開始日が、平成20年3月31日以前で、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額  
(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具及び備品	36,427	32,058	4,369
合計	36,427	32,058	4,369

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成24年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具及び備品	34,783	32,300	2,483
合計	34,783	32,300	2,483

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	2,854	2,616
1年超	5,077	2,813
合計	7,931	5,429

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失  
(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	3,422	3,139
減価償却費相当額	2,564	1,885
支払利息相当額	179	124

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として、貸借対照表上の各科目の償却方法に準じ定率法または定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	7,976	9,726
1年超	15,335	16,348
合計	23,312	26,075

(貸主側)

リース債権の決算日後の回収予定額

(1) 流動資産 (単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)
	1年以内

リース債権 4,385

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成24年3月31日)
	1年以内

リース債権 3,492

(2) 投資その他の資産

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)				
	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	3,537	3,786	3,215	3,146	9,726

(単位：百万円)

	当事業年度 (平成24年3月31日)				
	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債権	3,741	3,169	3,056	2,662	7,062

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	29,340	46,201	16,860
関連会社株式	5,795	11,347	5,552
合計	35,136	57,548	22,412

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	114,347
関連会社株式	27,983

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」には含めておりません。

当事業年度(平成24年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	30,385	45,268	14,882
関連会社株式	5,795	8,184	2,388
合計	36,181	53,452	17,271

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	116,522
関連会社株式	28,187

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」には含めておりません。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	一百万円	19,837百万円
特定外国子会社留保所得	8,899	6,753
関係会社株式評価損自己否認額	14,246	14,026
賞与引当金	886	576
上場株式評価損自己否認額	244	208
非上場株式評価損自己否認額	400	341
ゴルフ会員権評価損自己否認額	198	195
未払事業税	337	13
役員退職慰労引当金	46	38
減損損失	75	—
繰延ヘッジ損失	129	731
貸倒引当金繰入超過額	640	391
その他	2,599	3,392
繰延税金資産小計	28,706	46,504
評価性引当額	△16,712	△15,358
繰延税金資産合計	11,994	31,145
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△8,808	△7,815
退職給付信託設定益	△4,338	△3,698
特別償却準備金	△1,706	△1,161
圧縮記帳積立金	△279	△345
繰延ヘッジ利益	△784	△1,292
その他	△115	△103
繰延税金負債合計	△16,033	△14,417
繰延税金資産又は繰延税金負債(△)の純額	△4,039	16,728

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。	税引前当期純損失を計上しているため、記載していません。

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.25%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.25%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、31.75%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は2,832百万円減少し、法人税等調整額が4,222百万円、その他有価証券評価差額金が1,353百万円、繰延ヘッジ損益が35百万円、それぞれ増加しております。



(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)  
重要性が乏しいため注記を省略しております。

当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)  
重要性が乏しいため注記を省略しております。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額(円)	498.22	465.82
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり 当期純損失金額(△)(円)	41.33	△26.51
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金 額(円)	39.86	—

(注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり 当期純損失金額		
当期純利益金額又は当期純損失金額 (△)(百万円)	49,439	△31,704
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額又は当期 純損失金額(△)(百万円)	49,439	△31,704
期中平均株式数(千株)	1,196,114	1,196,058
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	44,131	—
(うち新株予約権ストックオプション)	(15)	(—)
(うち新株予約権付社債)	(44,115)	(—)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成16年 6月24日 定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション (株式の数296千株) 平成17年 6月23日 定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション (株式の数888千株) 平成18年 6月22日 定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション (株式の数1,463千株) 平成19年 6月21日 定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション (株式の数1,700千株) 平成20年 7月24日 取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション (株式の数1,760千株) 平成21年 7月30日 取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション (株式の数1,640千株) 平成22年 7月30日 取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション (株式の数1,710千株)	平成15年 6月25日 定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション (株式の数14千株) 平成16年 6月24日 定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション (株式の数286千株) 平成17年 6月23日 定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション (株式の数878千株) 平成18年 6月22日 定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション (株式の数1,443千株) 平成19年 6月21日 定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション (株式の数1,680千株) 平成20年 7月24日 取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション (株式の数1,750千株) 平成21年 7月30日 取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション (株式の数1,630千株) 平成22年 7月30日 取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション (株式の数1,710千株) 平成23年 7月25日 取締役会決議による新株予約権方式のストックオプション (株式の数1,720千株)

(重要な後発事象)

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

## ④【附属明細表】

【海運業収益及び費用明細表】（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

区分	要目	金額（百万円）
海運業収益	外航	
	運賃	811,108
	貸船料	225,475
	他船取扱手数料	317
	その他	26,499
	計	1,063,401
	内航	
	運賃	—
	貸船料	—
	他船取扱手数料	—
	その他	—
	計	—
	その他	—
	合計	1,063,401
海運業費用	外航	
	運航費	521,356
	船費	11,957
	借船料	480,802
	他社委託手数料	47
	その他	84,764
	計	1,098,927
	内航	
	運航費	—
	船費	—
	借船料	—
	他社委託手数料	—
	その他	—
	計	—
その他	—	
合計	1,098,927	
海運業損失（△）		△35,525

## 【有価証券明細表】

## 【株式】

		銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他 有価証券	本田技研工業(株)	2,913,460	9,162
		三井物産(株)	5,497,500	7,460
		住友商事(株)	4,832,793	5,780
		(株)近鉄エクスプレス	1,799,500	5,189
		ジェイ エフ イー ホールディングス(株)	2,607,448	4,636
		三菱商事(株)	1,135,728	2,180
		住友金属工業(株)	11,379,680	1,900
		出光興産(株)	174,800	1,442
		MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	804,805	1,367
		J Xホールディングス(株)	2,660,868	1,365
		(株)神戸製鋼所	10,164,800	1,362
		新日本製鐵(株)	5,833,000	1,324
		三井造船(株)	8,775,000	1,263
		電源開発(株)	562,700	1,262
		マツダ(株)	8,001,000	1,160
		三井不動産(株)	711,554	1,126
		名港海運(株)	1,483,895	1,105
		丸紅(株)	1,690,041	1,008
		乾汽船(株)	2,800,720	907
		明治海運(株)	2,463,200	881
		東北電力(株)	900,000	849
		(株)三井住友フィナンシャルグループ	296,775	808
		日本碍子(株)	664,157	784
		住友金属鉱山(株)	659,000	766
		東京瓦斯(株)	1,946,700	759
		(株)名村造船所	2,065,700	743
		昭和シェル石油(株)	1,380,000	728
		その他180銘柄	38,485,949	14,315
	合計	122,690,773	71,642	

## 【債券】

		銘柄	券面総額（百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）
投資有価証券	満期保有目的 の債券	SMFG Preferred Capital JPY2 Limited	3,200	3,200
		合計	3,200	3,200

## 【その他】

		銘柄	投資口数等（口）	貸借対照表計上額 （百万円）
有価証券	その他 有価証券	譲渡性預金	—	10,000
		合計	—	10,000

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
船舶	247,706	36,145	36,377	247,474	164,498	6,620	82,975
建物	28,596	475	557	28,514	17,540	637	10,973
構築物	2,952	0	258	2,694	2,484	39	210
機械及び装置	1,505	162	111	1,556	1,036	131	519
車両及び運搬具	2,302	2	3	2,302	2,192	27	109
器具及び備品	3,384	141	339	3,186	2,687	219	498
土地	20,461	1	267	20,195	—	—	20,195
建設仮勘定	430	894	260	1,064	—	—	1,064
その他有形固定資産	2,917	34	113	2,838	1,212	226	1,626
有形固定資産計	310,258	37,857	38,289	309,826	191,653	7,903	118,172
無形固定資産							
借地権	2	—	—	2	—	—	2
ソフトウェア	12,268	2,976	2,473	12,771	5,159	1,491	7,611
その他無形固定資産	23	61	1	82	12	8	70
無形固定資産計	12,294	3,037	2,475	12,856	5,171	1,500	7,685
長期前払費用	18,449	16	541	17,924	148	31	17,775

(注) 1. 船舶の増加は、既存船への資本的支出(70百万円)並びに新規取得(36,074百万円)によるものです。

2. 船舶の減少は、主として船舶の売却(36,367百万円)によるものです。



【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	2,784	139	84	264	2,574
賞与引当金	2,380	1,682	2,380	—	1,682
関係会社整理損失引当金	—	234	—	—	234
役員賞与引当金	160	—	160	—	—
役員退職慰労引当金	124	—	4	—	120

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、当期の戻入れによるものです。

(2) 【主な資産及び負債の内容】 (平成24年3月31日) (特記するもののほかは単位百万円)

(資産)

① 現金及び預金

区分	金額 (百万円)
現金	—
預金	
当座預金	2,723
普通預金	14,077
別段預金	14
小計	16,815
合計	16,815

② 海運業未収金 (各船運賃、扱船運賃、手数料等の営業上の未収金)

区分	金額 (百万円)
未収貨物運賃	54,704
未収貸船料	24,243
未収扱船運賃手数料	125
その他	4,696
合計	83,769

(注) 主な相手先は次のとおりであります。

相手先	金額 (百万円)	相手先	金額 (百万円)
STRAITS TANKERS PTE LTD.	959	APL (BERMUDA) LTD.	454
NOVA TANKERS A/S	336	日本郵船株	238
泉州丸会	157	CLEAN PRODUCTS INTERNATIONAL LTD.	144

(海運業未収金回収率及び滞留状況)

当期首残高A	発生額B	回収額C	当期末残高D
82,616	1,063,401	1,062,248	83,769

$$\frac{C}{A+B} \times 100 = 92.7\% \quad D \div \frac{B}{366日} = 28.8日$$

(注) 発生額Bには消費税等を含んでおりません。

## ③ 関係会社短期貸付金

貸付先	金額（百万円）
LINKMAN HOLDINGS INC.	52,061
(株)フェリーさんふらわあ	5,838
商船三井客船(株)	4,944
その他	16,505
合計	79,349

## ④ 貯蔵品

燃料油	41,928
船用品	1,299
計	43,228

## ⑤ 関係会社株式

名称	金額（百万円）
PHOENIX TANKERS PTE. LTD.	33,716
ダイビル(株)	25,513
(株)フェリーさんふらわあ	10,174
東京マリン(株)	8,824
日産専用船(株)	6,801
その他	95,860
計	180,891

## ⑥ 関係会社長期貸付金

貸付先	金額（百万円）
SNOWSCAPE CAR CARRIERS S. A.	23,420
URAL CONTAINER CARRIERS S. A.	13,777
KILIMANJARO CONTAINER CARRIERS S. A.	11,370
その他	123,212
合計	171,779

(負債)

① 海運業未払金 (船舶運航費、修繕費等の未払諸経費)

区分	金額 (百万円)
未払運航費	34,787
未払燃料代価	28,630
未払借船料	36,634
未払扱船運賃	226
コンテナターミナル作業料未払金	418
定期備船未精算金	2,130
未払コンテナ関係費用	7,220
運賃早出料及びプール未精算金	543
その他	1,884
合計	112,476

(注) 主な相手先は次のとおりであります。

相手先	金額 (百万円)	相手先	金額 (百万円)
BP MARINE LIMITED	3,552	阪和興業(株)	2,515
伊藤忠エネクス(株)	2,249	JX日鉱日石エネルギー(株)	2,237
TOYOTA TSUSHO PETROLEUM PTE. Ltd.	1,843	mitsui co. petroleum ltd.	1,653

② 短期借入金

借入先	金額 (百万円)
(運転資金)	
(株)三井住友銀行	6,936
(株)三菱東京UFJ銀行	3,936
日産専用船(株)	3,862
(株)みずほコーポレート銀行	3,345
商船港運(株)	2,627
その他	33,513
一年以内返済予定長期借入金	3,100
(設備資金)	
一年以内返済予定長期借入金	5,479
合計	62,800

③ 長期借入金

借入先	金額（百万円）
(株)日本政策投資銀行	11,152
(株)ゆうちょ銀行	7,500
信金中央金庫	7,125
(株)群馬銀行	3,000
三井生命保険(株)	3,000
太陽生命保険(株)	3,000
大阪府信用農業協同組合連合会	3,000
明治安田生命保険相互会社	3,000
その他	40,946
合計	81,725

④ 社債

第一部 企業情報 第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 ⑤ [連結附属明細表]  
[社債明細表] を参照下さい。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料実費相当額とする。
公告掲載方法	電子公告により行う。 但し、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に記載する。 電子公告掲載ホームページアドレス <a href="http://www.mol.co.jp">http://www.mol.co.jp</a>
株主に対する特典	該当する事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求する権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度(平成22年度)(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月23日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
平成23年6月23日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書  
平成23年度第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日) 平成23年8月15日関東財務局長に提出  
平成23年度第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日) 平成23年11月14日関東財務局長に提出  
平成23年度第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日) 平成24年2月14日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書  
平成23年6月28日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく株主総会における議決権行使結果に関する臨時報告書であります。  
平成23年7月25日関東財務局長に提出  
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく新株予約権の発行を決議したことに係る臨時報告書であります。
- (5) 臨時報告書の訂正報告書  
平成23年8月9日関東財務局長に提出  
平成23年7月25日に提出した臨時報告書の訂正報告書であります。
- (6) 有価証券届出書及びその添付書類  
平成23年7月25日関東財務局長に提出
- (7) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成7月29日及び8月9日関東財務局長に提出  
平成23年7月25日に提出した有価証券届出書の訂正届出書であります。
- (8) 発行登録追補書類  
平成23年6月15日関東財務局長に提出
- (9) 訂正発行登録書  
平成23年6月23日、6月28日、7月25日、8月9日、8月15日、11月14日及び平成24年2月14日関東財務局長に提出



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当する事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月22日

株式会社 商船三井

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浜村 和則 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 阿部 興直 印

## <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商船三井の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結貸借対照表、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商船三井及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社商船三井の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社商船三井が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成24年6月22日

株式会社 商船三井

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 浜村 和則 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 阿部 與直 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社商船三井の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの事業年度の財務諸表、すなわち、損益計算書、株主資本等変動計算書、貸借対照表、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社商船三井の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。